

## 平成 2 1 年度一般会計予算特別委員会会議録

平成 2 1 年 3 月 1 8 日 (水)

(開 会) 1 0 : 0 0

(散 会) 1 8 : 5 8

委員長

ただ今から平成 2 1 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第 1 6 号 平成 2 1 年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。昨日に引き続き、第 6 款「農林水産業費」及び第 7 款「商工費」、1 1 0 ページから 1 2 8 ページまでの質疑を許します。

はじめに、質疑通告をされております 1 1 3 ページ、久保白ダム土地改良区補助金について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

おはようございます。まず、この予算計上されております 1, 6 6 0 万円について、内訳をお尋ねしたいと思います。

農林課長

平成 2 1 年度予定しております 1, 6 6 0 万円の内訳につきましては、施設の維持管理相当額が 1 千万円近くとなっております。残りにつきましては、送水管等の老朽化しておりますものの修理、改善に努める工事費等を考えております。

川上委員

土地改良区の予算規模は全体で幾らになりますか。

農林課長

補助しております予算規模でございましたら、すべて飯塚市及び桂川町からの補助であります。来年度予定でございましたら、1, 6 6 3 万円ほどになります。

川上委員

新年度の工事予定箇所は何カ所で、具体的には場所はどこになりますか。

農林課長

工事予定箇所としましては、八木山バイパスの上を穂波地区の津原から渡っております通過橋がございますが、その先の箇所が主な工事でございます。あとは一部修繕という形になっております。

川上委員

ところで、この土地改良区の受益面積は幾らで、主な地域はどちらの方面になっているかお尋ねします。

農林課長

受益面積は 1, 1 6 6 ha ほど、以前の数字でございますが、ありまして、主な地区につきましては、飯塚地域並びに穂波地域でございます。

川上委員

飯塚と穂波が中心でしょうね。で、土地改良区の運営は、規定に基づいてきちんと行われていると思うんですが、全体として、年間を通じてどういう運営が行われているのか、概略だけ紹介してください。

農林課長

毎年 3 月に総代会を開催しております。年間の予算、計画についての総代会の議決をいただいております。あと、定例的に役員会並びに幹事会を開催しております。また、工事とかの緊急的にある場合は随時、理事会なりを開かせていただいております。

川上委員

じゃ、最後に、この補助金の管理は、どこがどのように行っておるかお尋ねをしておきます。

農林課長

事務局といたしまして、飯塚市と桂川町の職員で対応しておりまして、主に事務局を飯塚市農林課内に置いておるところでございます。

川上委員

で、その1,660万円の補助金、これは誰がどのように管理して、どういう場合にどのように支出をするのかお尋ねをします。

農林課長

管理につきましては、飯塚市農林課の職員において管理しておりますが、通常予算執行と同じように、理事等の決裁をもらって執行をしておるところでございます。

川上委員

現金を農林課内に置いておるわけではないと思うので、通帳とか、下ろすときにハンコが要るでしょ。そういうのは、どういうふうに管理しているんですか。

農林課長

管理につきましては、それぞれ適正な管理を行っております。通帳、印鑑を別々に保管しております。通帳の管理につきましては係長、印鑑につきましては農林課長が別途管理をして遺漏のないような管理をしておるところでございます。

委員長

続きまして、113ページ、補助金のあり方について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

おはようございます。113ページ、農林水産業費の農業振興費、補助金のあり方について御質問をさせていただきます。

まず、我が市における農業の位置づけは、もう基幹産業の一つだというふうに認識しております。皆さんも、そうだと思います。その我が市の農業の課題については、市長の施政方針にありますように、「農業の振興については」という一番初めに担い手の強化というのが挙げられております。この113ページから4ページにかけての19節「負担金補助及び交付金」の中で、担い手、後継者に関係する金額は14万4千円、農業後継者育成対策事業費補助金14万4千円という、月に直すと1万2千円という、私の小遣い程度のものしか上がってないように見えるんですが、その点間違いありませんか。

農林課長

この、今、質問者が言われます農業後継者の分につきましては、農業後継者が現在7人ほどございます。この活動につきましては、20代から30代までということに限定した後継者でございますので、この組織に対しての14万4千円ということになっております。

上野委員

施政方針とは、もうかけ離れた予算づけになっているんじゃないかというふうに思うんですけども、まず、この農業を発展させるという場合に、やっぱり専業農家の方が増えないといけないというふうに私は思うんですけども、例えば、素人の人が、専業農家になろうとした場合に、まず、農業を始めるきっかけがないですね。そして、ビジネスモデルがない。つまり、もうからないからやれないという現実があるわけです。近年、経済不況と呼ばれてますけども、成功しているグループというのが、やっぱり日本各地に出てきているわけですね。で、我が市においても、市民農園の大規模化なりを考えられて、農業を素人の方が専業として取り組めるような環境づくりが必要だというふうに思うわけです。

専業農家の方々っていうのは、農業で生計が立てられて、肥えた大地があれば、そこから離れるっていうことは非常に考えにくいわけですね。ということは、定住者増進の促進にもなるというふうに思います。で、経済不況の中、よりよい人材を集めるには、最適の環境ではなからうかというふうに思っておるんです。で、10年後、20年後を考えたときに、食料を自給できる自治体っていうのは、大変強いイニシアチブを持てるような時代になるんじゃないかと

いうふうになっているんですが、この若手の後継者、専業農家育成のための補助事業についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

農林課長

質問者が言われますように、若い世代の農業後継者が不足しているところでございます。そういう意味を含めまして、農業後継者の支援だけにとどまることなく、担い手、認定農業者等の支援も行っておりますし、その他、さまざまな国、県の補助金を絡めたり、市単独として様々な形で助成なり、また、飯塚地域の認定農業者に対する後継者指導なり育成指導協議会を通じまして、さまざまな形で指導なり助言、サポートを行っておりますので、さらに今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

上野委員

国、県の補助金というのはもう、ひもつきが多いわけですよ。で、市としては、もうお金がないので単費で14万4千円にあと2けたつけてくださいと言っても無理な話だと思うんですけども、去年の代表質問から言わせてもらっているように、商業との連携、インターネットを通じた販売、農産物の販売、何かを手がけられて、例えば、市が補助している大学ですとか、商工会あたりの補助金に注文をつけていただいて、農家の方々と販売に対して積極的に連携をしていただくというような施策も打ち出してほしいと再び要望いたしまして、質問を終わります。

委員長

次、114ページ、農業後継者育成対策事業補助金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

実は私のほうも、今の上野委員の質問の立場と随分重なるところもあるんです。で、そこを避けながら質問をしたいと思います。

この農業後継者育成対策事業費の補助金は14万4千円、追加資料集の90ページにありますように、飯塚市農業後継者協議会に交付しているわけですね。で、これを見てもみますと、交付額は、助成金の額は平成11年度から、年々とは言いませんけど、昨年度から落ちているんですね。で、金額もあるんですが、会員数が、この10年ほどの間に13名から7名というふうに落ちてるのがわかると思います。それで、どうしたらいいのかなと思うんですよ。それで、とりあえず、この協議会だけを対象にした施策というのも物足りないんですが、この協議会自身が13から7名に、マイナスばかりだったのが、プラス・マイナスがあって7名に減っておるのか、そこのところもお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

農林課長

会員につきましては、先ほど御答弁申しましたが、年齢的な制限がございまして、当然、その年代を卒業される方と新たに会員に入られた方がおられまして、その関係でもちましてこういう推移になっております。

川上委員

何人増えて何人減ったかとかわかりますか。

農林課長

ここ数年の動きにつきましては、4人ほど減って2人入ったりしておりますが、全体的には、申しわけございませんが把握はしておりません。

川上委員

余り関心を払ってない分野ですか、ここは。100名も200名も300名もあるような組織とは違うでしょ。で、歴代の課長が、力を入れてきた分野じゃないかと思うんですよ。だから、毎年一人減ったらもう大騒ぎしないといけないと思うんですね。そういうくらいの位置づけじゃないんですか。だから、ちょっと今のような答弁は、いかに本市が農業を軽視しておるか、後継者育成を軽視しておるかというあらわれだと思うんですね。

ところで、この協議会自身は、33万円ぐらいの予算規模でどういう活動をしているんですか。

農林課長

定例会議、研修等、視察研修等、新しい技術の研修等ございますが、中の主な活動としましては、例えば、商店街におきます商工会を利用した青空市、それとか、市内の小学校においての農業の触れ合いを求めた活動、それとか、福岡県青年部の研修等の、先ほど申しました活動に参加し、農業技術センターなり農業コンサルタントの主催による講習会及びセミナーに出席したような活動を行っております。

川上委員

そうしますと、今この協議会そのもののことを少し聞いたんですが、関連して、中山間地域等直接支払い事業が、ずうっと行われてきてますね。これは、資料集の88、89に資料いただいております。それで、この事業とこの農業後継者育成とは、結びつくような仕掛けになっているのでしょうか、どうですか。

農林課長

中山間地の直接支払いにつきましては、その中山間地域の集落が協定を結びまして、その地域の田畑や管理しております荒廃した水田等の草刈りとか、そういった水路の管理とかを行っておるわけございまして、そこで一体になってやはり農業主体の集落の事業でございますので、一つの役割を果たしているというふうに考えております。

川上委員

この事業を通じて若手というか、後継者が何人育っただとか、そういう把握はないでしょうか。

農林課長

この事業について、後継者を育てるという面の、何人育ったかというのはありませんが、あくまでも、その地域における、例えば、耕作放棄地の増加とか、多面的機能の維持という面で、その集落において作業等をしていただいております。

川上委員

環境を守るとか、そういうことも含めて意義があるんだけど、私は、それを通じて、後継者育成に結びつける努力があってもいいんじゃないかと思うんだけど、現実的には余り意識もされていないと思います。

それで、市長、私はこの間、農業を頑張ろうという方に直接応援する制度をつくってはどうかということを行ったことがあると思うんですよね。農業だけそんなに応援できるかというふうに思われるといけないので、企業誘致関係の制度も調べてみると、例えば、5人以上6人目からか、雇用をやる場合は、1人当たり50万円を企業に応援するというふうに本市は制度を持ってるんですね。

それからいうと、例えば、農業分野でいろいろ農地をどうするかだとか、いろんなことありますけど、営もうという方に、例えば、月5万円の直接保障を、だから、年間60万円になるわけですが、こういう方々を100人つくろうと、で、1年応援しただけではしょうがないので、私、以前は3年間ぐらい応援したらどうかと、そうすると、1億8千万円なんですね。で、よく考えてみると、3年間では厳しいんじゃないかと、で、5年ではどうかと、これでも3億円なんですよ。

で、今、国政のレベルでも、この直接保障をしてでも農業を再生させなければ、日本は大変だという声が高まっているんですね。こういう状況を考えると、国や県にも支援をしながら、財源を市負担分は減らしながら、100人規模の農業後継青年、中年でもいいですけど、頑張ってもらえる方たくさんお願いできるんじゃないかと思うんですね。

それからいうと、今度の予算というのは余り考えてない、日本農業のことを、それから、地

域農業のことをほんとに考えていない。で、考えているのは、行財政改革で直売所を廃止しようとか、そんなことばかりですよ。だから、本気で農業再生を飯塚で、もともとここは瑞穂の地域ですから考えてもらいたいということを指摘して、この質問は終わります。

委員長

次に、114ページ、本市畜産業について、引き続き、川上委員の質疑を許します。

川上委員

畜産業についてです。畜産業の本市の現状については、昨年資料で出していただきました。昨年と比べて変化がありますか。

農林課長

本市畜産業の状況につきましては、昨年と余り変わらない状況で推移しております。

川上委員

本市がこの間、畜産業にどういう支援を行ってきたかという調べをお願いして、追加資料集の90ページに書いていただいています。11年、17年、19年、福岡県の事業、基本的には、で、これに市の負担を乗せてやったということなのですが、こういうことを踏まえて、この畜産部門で本市として一番当面大きな課題になっておられると思われるのは、こういったことがありますか。

農林課長

畜産に関する大きな課題と、質問者が言われましたことにつきましては、年々その畜産事業の、過去に比べて年々農家数が減っているのは事実でございます。今、重要な問題としましては、その畜産物の販売並びにその畜産物の経営、こういった燃料とか穀物の高騰による畜産飼料と絡み影響が大きくなっているということが、一番重要な課題となっております。

川上委員

昨年来からのことと言えば、今言われましたうち、特に、飼料の高騰というのは大きいんじゃないかと思うんですね。それで、政府のほうでも、直接保障を検討したこともあるわけですね。国政では、各党からもそういう要求がたくさん出ておったわけです。

それで、もう少し幅広い支援を検討しなければならん状況が、実はあると思うんですね。それにもかかわらず、本市の畜産業費というのは21万円と、で、これはずっとこういう状況が続いているんですね。何かその予算編成の段階で、この畜産については検討したことがなかったかどうかお尋ねをします。

農林課長

この畜産関係の支援につきましては、その補助金的なものは、今資料で提出しておりますこういう大きなものがあるわけですが、活動の地域担い手の産地育成総合支援協議会のその部会とか、家畜保健所並びに普及センターとともに、その運営並びに活動内容については、今後とも積極的に取り組んでいるところでございます。

ただ、予算面で確かに言われますように、反映はしてませんが、そういった支援的なサポート的なことを積極的に取り組んでおります。

川上委員

じゃ、ちょっと個別的なことを聞きますけど、鳥インフルエンザ対策については、農林課のほうでは何か検討されてますか。

農林課長

県の家畜保健所とともに、それに対するシミュレーション訓練等の実施を昨年から取り組んだり、対策を今後も引き続き協議するようになっております。

川上委員

じゃ、そろそろと思うんですが、市が独自施策をするのもふやさないといけないと思います。同時に、国もですが、福岡県に適切に施策を充実するように要求したことが、この間あります

か。

農林課長

質問者が言われますように、ダイレクトな協議はしておりませんが、飯塚農林事務所がごさいますので、そこは常日ごろから協議、普及センターあたりとも協議して、畜産の振興的なものを検討はいたしております。

川上委員

その畜産の振興的なものを話をしておるといことですが、じゃ、具体的にどういう要求を県にしていますか。代表的なものを教えてください。

農林課長

今畜産農家の話をいたしますと、やはり一番その販売ルートとか、そういったブランド化とかいうことが一番求められておりますので、筑穂地区の活性化推進協議会並び県普及所と、そういったPRに努めるような協議を、具体的と言われましたら、それが主な内容でございます。

川上委員

じゃ、もう質問はそれで終わりますけど、全然不足していると思うんですね。だから、今この経営をやってる方たちの声を把握して県に要求したり、同時に、農林課として必要なものを要求したりということをしちんとやっていく必要があると思うんですよ。

で、文書で知事あてでもいいですけど、農政部でもいいけども、要求を出す機会があるでしょ。で、そういう機会をとらえてきちんと文書でやっていかないと、事務レベルで話をしておりますというくらいで事態が打開できるほど生易しい状況に今ないと思います。で、ぜひ検討してもらいたいと思います。この質問は終わります。

委員長

次に、114ページ、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金について、原田委員に質疑を許します。

原田委員

おはようございます。これだけ見ますと、非常にすばらしいネーミングなんですよ。高収益型園芸産地育成事業費補助金と、何か思わず食いつきがよくなるようなネーミングなんですけども、この内容につきましてまずお尋ねをいたします。

農林課長

補助事業の目的につきましては、高収益型園芸産地育成事業の中でございますが、園芸農業の生産額の増大とか持続的な発展のために先進的な技術の導入及び省力機械等の整備を進めることにより、収益性が高く、活力ある園芸産地を育成するという目的におきまして、県の福岡県園芸農業総合対策事業の中の一つであります県の事業で、事業費の2分の1が補助としてなっております。

原田委員

そういう専門的なことを言われましても、よく頭に入ってこないんですよ。で、具体的に、例えば、去年は25万円なんですけども、ことしは、1,342万8千円計上されております。で、具体的な内容について、こういったものなんですよという形で、それは別な場所で御答弁ください。わかりやすくお願いします。

農林課長

実際の具体例で御説明いたします。農家が導入します機械とかに対しましての補助でございます。例えば、今この地域で取り組んでおりますブロッコリーの移植機とかいうものに対する補助、また、イチゴでいいましたら、省エネ対策用の循環気施設とか、自動換気施設でございます。

また、園芸関係でございましたら、果樹棚の整備に対しての補助とかいうのが行われておまして、金額的には、毎年の要望に対して県から認定を受けまして補助するわけでございます

ので、新年度は、今のところこの要望が上がっておる予算で組んでおりますし、昨年の金額を先ほど質問者が言われましたが、昨年は12月補正で増額してその分を取り組んでおります。

原田委員

よくわかりました。で、こういったものは、やはりいろんな形でアピールというか、やっぱり、先ほどいろんな方が御質問されておりましたけども、後継者育成ということにも絡んでくるかと思うんです。で、こういったものをどのように皆さん方にお知らせといたしますか、広報ってというか、どういった形でされてあるんでしょうか。されてあるのであればどういった方法でされてあるか、お示しをいただきたいと思います。

農林課長

先ほども御答弁いたしました地域の推進協議会を通じてはもちろんでございますが、この申請につきましては、農協さんを通じて、市から県のほうに上がるようになっておりますので、農協並びに普及所を通じまして、各生産者農家、または、そういった集落営農組織に対して周知をしているところでございます。

原田委員

先ほどの御答弁の中で、質疑の中でもありましたけども、全く素人の方がちょっと始めようと、例えば、イチゴなんかをやろうかといったら、結構これ対象になるわけでしょ。で、そういった、要するに、農業関係者以外にも、私はお知らせする、広報する必要性もあるんではなからうかと思うんです。

今、農家っていうのは、田舎に帰ろうやないけど、そういったテレビ番組があっておりました、農業の勧めみたいなのが最近あっておりましたけども、そういうのを見ますと、こういったものがあって、例えば、イチゴをする、ブロッコリーをするとか、畑の延長みたいな形で、結構入りやすいところもあるんではなからうかと思うわけです。で、ぜひ、これももう少し、それ以外にも広報活動、何らかの形でお考えいただければと思います。もうこれは要望して、これで終わります。

委員長

続きまして、114ページ、転作等推進補助金について、田中廣文委員に質疑を許します。

田中廣文委員

この転作等推進補助金、これ1,284万7千円ありますけども、これはどういう趣旨のものか教えていただきたいと思います。

農林課長

現在行われております生産調整の中の施策としまして、市の単費から交付しているものでございます。交付の対象につきましては、市の振興作物として位置づけております大豆、麦、飼料作物、それから、振興作物ウコンとかあるわけでございますが、あとは景観用にレンゲとか、そういうものに対して補助をしているところでございます。

田中廣文委員

今いろいろ大豆、大豆あたりは国の奨励に、5年間とか、あれから5年から先は、何かこう尻すぼみになるとか、そういう状況でありましたですけども、今飼料作物とかいろいろ言われておりますけども、国もこれ奨励しよるわけですね。それから、イチゴとか、これは県がやりよる「あまおう」ですか、そういうものに対しての補助金ということでもいいんですかね。

農林課長

国から、今質問者が言われますように、大豆、麦とか、そういう形で補助金が生産調整の関係で交付されておるところでございます。市としましては、それにあわせて、市としての補助金として麦、大豆、飼料作物、当然でございますが、ほかに振興作物として13品目を位置づけております。イチゴ、キャベツ、アスパラガス、先ほど言いましたブロッコリーとか、ウコンとかでございますが、そういったものにあわせて、国と別に市が補助を出しているということ

でございます。

田中廣文委員

ちょっと、その一つをとらえて言うわけじゃございませんけども、麦をつくっておる、この飯塚市内でどのくらいあるわけですか、どの辺につくってありますか、ちょっと教えてください。

農林課長

昨年の実績的なもので御答弁させていただきたいと思いますが、昨年におきましては833haほど あっ、済みません 申しわけございません、90haほど麦の作付が行われておりまして、飯塚地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区はありませんけど、穎田地区でございます、一番昨年の作付が多かったのは、穂波地区で40haほどが一番多い。

田中廣文委員

麦はあんまり見らんわけですね。麦はなかなか、ほら、湿地帯ではできんのですよね。で、やっぱり下の、何ちゅうんですか、基盤整備、言うなら排水、暗渠排水、こういうものをやっぱりしっかりしとかんと、なかなかできにくいというようなことも聞くわけでございます。これは、今後の麦をつくらせる上では大きな課題になるんじゃないかと、で、また、日本の食料自給率は今どのくらいと思われませんか。

農林課長

現在の国の食料自給率は、統計的なことで申しわけございませんが、40%か、40%を若干切るくらいというふうに言われております。

田中廣文委員

日本を困らせるのは、農産物を輸入できないようにしてしまうということによって、日本の食料の、言うなら、危機がすぐそこに来るというふうに私は思うわけですね。で、今回石油の高騰によって、私、犬を5匹置いております。そして、鶏を70羽ぐらい置いております。で、やっぱり70羽置くちゅうたら、えさ代が大変なんですよ。

で、私は、今、何ですか、碎けちいいいますか、農家のほうから20俵ぐらい買ってるんです。で、これ、飼料作物ということ言われておりますけども、今回、国のほうでも飼料米についてということで、いろいろ奨励されるというふうに聞いておりますが、その辺どうですか。

農林課長

質問者が言われますように、飼料作物は以前から振興されております。今年度から新たに飼料作物の拡大のため、もう一つは、耕作放棄地の解消のため、今生産調整の中で作物を植わてる圃場と何も植われてない休耕圃場が出ます。その休耕圃場に新たに飼料作物等、麦等植えられましたら、1反当たり大体5万円を超えるぐらいの交付をするというふうに国のほうから通知が来ております。

田中廣文委員

そういう国からの通知が来るということであれば、これ、畜産農家あたりも、やっぱりいろいろ市の補助金とか出すことによってえさが安く買えるというふうに思うわけですね。何でかち、私ここで言うと、トウモロコシがですよ、私は農協から買っておりますけども、800円ぐらいしよったんが、一番高いときは1,600円したんですよ。1,600円、倍に上がったんです。

それで、やっぱりこれじゃだめだということで、碎けあたりを、青米を鶏にやったんですけども、やはり青米でもやり方次第では卵を産むんですね。余りやり過ぎると卵を産まない。言うなら油がまいてだめだと、で、少な目にやると、それなりに鶏の、言うなら、何ちいいいますかいね、自分の体の中で調整していくということで卵も結構産んでくれるんです。で、やっぱりそういうことを私たちが考えると、やっぱり今後、畜産農家でも、そういうふうになされていくところがあるんじゃないかというふうに思いますが、そういうところないですか。



農林課長

飼料作物につきましては、今質問者が言われますように、畜産農家みずからつくられている、圃場を借りたりしてつくられてるところもありますし、飼料米につきましては、例を申しますと、潁田の養鶏をされております畠中育雛場が取り組んでおられます。

田中廣文委員

やっぱりそういうふうには飼料が高騰していくことによって、そういうやっぱり使い分けされる企業もあるかと思えます。私たちも、やっぱりそういうものを幅広く飯塚地区の畜産農家とか、そういうところに幅広くそういうものを奨励しながら、言うなら、農家が田んぼを荒らさないで済むような状況もできるわけですね。このことをやっぱり取り組んでいただくことはできますか。

農林課長

質問者が言われますように、先ほどの本会議のほうでも答弁いたしました。耕作放棄地の解消の観点から、来年度に入りまして、耕作放棄地対策協議会を立ち上げますので、その中の取組みの大きなものとして、そういう面を検討して図っていきたいというふうを考えております。

田中廣文委員

こういうものを積極的に取り組んでいただくことによって、やはり日本のいろんな部分で食料自給率も上がってくるかと思えます。そういうことを念頭に置いて、積極的にやっていたきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

委員長

続きまして、119ページ、勢田地区測量委託等について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

119ページの13節委託料の中に、勢田地区測量委託料49万4千円が計上されています。この測量目的を伺いたいと思います。

土木管理課長

勢田地区測量委託料等について御説明いたします。現在、潁田全域を23ブロックに分割いたしまして国土調査を行っているところです。21年度で計上しております委託料につきましては、勢田地区国土調査の修正測量業務費を計上しております。

川上委員

潁田地区、23ブロックに分けてということですが、この全体の事業が終わるのはいつですか。いつから始めておられるのか、いつ終わるのかをお尋ねします。

土木管理課長

国土調査は、平成3年より実施いたしまして、完了予定年月日を大体23年というふうを考えております。

委員長

次、120ページ、荒廃森林再生事業委託料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

この事業委託については、追加資料の92ページに簡潔な資料が出ております。平成20年度実績と再生事業そのものについては546万円ですね。で、新年度は、2,902万1千円ということになっております。で、19年度以前は、実績なしというようになっておるようですが、間伐などについて緑資源機構からの交付金で仕事をしたことがあるのではないかと、名称は違いかもしれませんが、仕事内容は重なる、あるいは、同一のものではないかと思うんですが、この辺の事情はどういうことになりますか。

農林課長

資料につきましては、荒廃森林の県環境税を取り組んだものの実績というふうにとらえまし

て、こういった資料になっております。質問者が言われますように、それ以前からその他の事業としまして、そういった事業を取り組んでおるところでございます。

川上委員

そうすると、全体の認識を持ちたいんですが、森林面積がどれくらいで、そして、間伐の手が年々どの程度まで入っておるのか、必要量に対してどの程度手を入れ切っておるのかをお尋ねしたいんですが、答弁できますか。

農林課長

全体の飯塚市における森林の面積につきましては、1万haほどございます。そのうちの取組みにつきましては、年次計画といたしますが、そのうち、市有林、国有林と分かれるわけですが、市有林が7千haぐらいございます。その中に取組みとしましては、県がやっております県行造林とかいう植林もございまして、林道の整備並びに市有林の、保安林の指定されたものについての取組みとかいうことをやっております。

川上委員

ちょっとわかりにくかったんですが、要するに事業、そういう間伐とか、枝落としとか、こういうことをする対象の面積はたくさんあるということでしょう。逆に言えば、仕事はたくさんあるということなんですね。それで、この荒廃林の委託料は、財源は何ですか。

農林課長

荒廃森林の財源につきましては、福岡県が徴収しております福岡県森林環境税でございます。

委員長

中身も言うちゃいなさい、ついでに。

農林課長

森林環境税は、個人の県民税の均等割に年額500円を徴収、また、法人の法人県民均等割税に税額が1千円から年額4万円ほどの資本金及び県民税均等割による額により徴収されたものでございまして、そういった税収年額見込みが、福岡県からお聞きするところによりますと、平成20年度については年額約13億円程度となっております。その森林環境税を市町村のほうに交付して、森林再生事業を全額交付して行うという内容でございます。

川上委員

それは全額、県の交付金ということなんですね。だから、市の財源は全然出てないと。それで、緊急雇用対策の観点から言うと、お金も来ているし、仕事もいっぱいあると。この県から来るお金だけでももう終わらせるんじゃないかと、国から来ている金も使ってね、緊急雇用対策という観点からも事業量をふやそうというふうに検討したことはないですか。

農林課長

森林組合のほうに雇用対策として、市、私どもだけでなく、この地域におきましては嘉麻市さんもおられるわけですが、地元の雇用対策をお願いしたところでございます。現在、組合では、地元組合員が約、臨時的でございますが、70名ほど労務班を確保し、新たな雇用等をつなげていくような計画で進んでおります。

川上委員

農林課関係の予算については、私はもうたくさん思うことがあるんです。あんまり踏み込むとよくないですけども、今、日本の農業・林業は、民間活力に頼って何かうまいこといくのではないかという状況にないと思うんですよ。今は、行政が、公がしかるべき仕事を果たすべき時期。基本的には、日本の農業というのは壊滅に近い状態に追いやられているわけですから、一たん再生の軌道に乗せなければならぬと思うんです。これは民間活力だとか言っているのはもうできません。

それで、先ほど認定農業者のことも言われましたけどね、応援しているといっても17万1千円でしょう。認定農業者がどれだけ苦しんでいるかというのは、あなたはよくわかってい

る。農業にしても、林業にしても、今、家族経営をベースにしてね、ここを徹底的に応援しながら、生活と農地、山林を守るということを結びつけながら応援していかなきゃならん時期に今入っていると思うんですよ。

だから、ぜひ、卸売市場でも同じですよ、民間に出せば何かいいことがあるというようなことはないわけで、責任を持って仕事をするのが、今、役所の仕事だと思います。ここではちょっと意見を述べまして、この質問は終わります。

委員長

続きまして、同じ項目につきまして江口委員の質疑を許します。

江口委員

ほとんど出尽くしましたので、取り下げます。

委員長

次、漏れておりました同じ項目の柴田委員の質疑を許します。

柴田委員

荒廃森林再生事業委託料ということで、旧1市4町、現在の飯塚市でございますが、大変荒廃森林というところがたくさんあるのではないかと思います。それで、今、市のほうも、ことしからまた一層取り組んでいかれる姿がこの表で見受けられますが、そのほかに森林を守るために活動されている、何とかこの荒廃森林を再生しようということで取り組んでいる団体があるのではないかと思います。飯塚市の中でどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

農林課長

現実的に荒廃森林事業を使って活動されている団体ということでお答えさせていただきたいと思います。荒廃森林につきましては、市町村の事業と、団体において事業ができますので、現在、NPO法人コスミンズさんがNPO法人コスミンズ森林づくりの会ということを行われておまして、新聞等でも報道されましたが、ボランティアによる竹林整備などを実施されております。

柴田委員

1カ所ということですかね、そのボランティア団体ということがですね。今、本当に荒廃森林がたくさん飯塚市の中にあるという状況でございますが、何とかそういう団体との森林を守るために話し合いとか、支援体制とか、そのようなことがどのようになっているのか、お尋ねいたします。

農林課長

大変、先ほどの答弁、失礼しました。もう一つは、地域ということでとらえれば、遠賀川源流の森づくり推進会議というところがございます。この実施の申請が飯塚農林事務所となっておりますので、そういった団体等に対しまして、飯塚農林事務所と協力して団体等に話といたしますか、説明を行っているところでございます。ちなみに、福岡県下であれば、40団体ほど取組みが行われております。

柴田委員

この中に未整備民有林を対象にということで、この資料の10ページの中にございますが、その中で2,902万円というふうな状況がございます。このボランティアの方々というのは、まだ立ち上げられたばかりで、本当にそういう余り予算的にもない状況じゃないかなと思うんですが、先日、その団体と伺いますか、そういう状況でボランティアの要請が市報に載っておりましたので、行ってまいりました。その中に、森林が大変、森林、特に竹林というのはすごく宝の山になるというふうにお聞きしたんですが、現在まで森林または竹林等の伐採されたものはどのように活用されてきておられるのか、お尋ねいたします。

農林課長

飯塚市内におきまして、そういった伐採による活動につきましては、そういう業者さんはほ

とんどないわけですが、個人の所有されている木々についての植栽については、現在では嘉飯山森林組合を通じて伐採し、販売し、その後、植林という形がとられておるところでございます。その他、間伐材を使いましたチップ化による肥料などへの活動、チップ化を試すというような活動並びに、またあとはそういった協議会の中で森林業の育成に努めるような研究を行っているところでございます。

柴田委員

先日、その竹林の中の作業の中で一つの機械が来たわけなんです。ちょうど洗濯機を横にしたような機械、ベルトコンベアーみたいなのに載って山に上がってくるんですが、そのときに竹をです、10mぐらい以上あるような竹をその機械の中に入れますと、生竹なんですが、粉碎していくわけなんです。3分ぐらいでしょうか、それで1本きれいに粉碎してしまうわけなんです。そうすると、今おっしゃったように、その粉碎した、ここにちょっと持ってきておりますが、これぐらい小さくなるんですが、生竹がこのようなになるんですね。それが、鶏舎、豚舎、そういうところの床に敷くと、殺菌作用が起きて大変よいということで、かなりそれを引き取るところがあるということなんです。そういう業者の方々ですね。

だから、市もそういう機械を、1台180万円ということで、機械は買わないで、借りる状況であれば、人を入れて4万円で作業する、1日4万円で作業するというをおっしゃっていましたが、そういうのをまたお金にかえていくということも大事ではないかと思えます。飯塚市の市有林というんですか、公有林というんですか、そういう状況のものをお金にかえていくということも大事ではないかと思えます。そういうことで、ボランティアの方々もそういう機械が欲しいんだけど、その費用がない。だから、何とか飯塚市の状況の中において、そういう機械等が買っていただければ、そういうことをまた使用させていただくとか、また、そういう支援を、支援金というんですか、何かそういうのをさせていただくと、荒廃森林、ボランティアの方々は無償でやっておられますので、荒廃森林をもっと広く再生して、環境もよくし、人にも和みの場として、快いそういう場として森林が再生していけるのではないかと思います。そういう支援ができないものか、お尋ねいたします。

農林課長

今、御質問者が言われます機械につきましては、現実的にこの森林環境税を使いますと、上限、団体活動で100万円が上限となっております。その旨、県と、そういう声がありますので協議しましたら、現時点では難しいと、現時点では上限100万円の中でリースとか一時借り入れでやっていただきたいと。しかしながら、この森林環境税が向こう10年間続きまして、中間的に5年たちますと見直しが行われますので、その時点の検討の課題とさせていただきたいというふうになっておりますので、今後また県のほうにも要望はさせていただきたいというふうを考えております。

柴田委員

今おっしゃったように、ボランティアのそういう状況の中では、100万円ですか、上限が100万円ということで、なかなか何力所かしよとすれば、なかなかそういう機械とか、1日4万円を出してそういう機械を使うというのは難しいことだと思います。ぜひ、飯塚市として、そういうボランティアの方々とかこういう農林課の方々がしっかり話し合って連携して、支援できるところはしっかり支援していただきたいということを要望して、質問を終わります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:58

再開 11:10

委員会を再開いたします。続けて、122ページ、キャリア教育推進事業について安藤委員の質疑を許します。

安藤委員

よろしく申し上げます。キャリア教育推進事業につきまして質問させていただきます。これは昨年度まで予算がついていて、次年度からは単費でされるというところなんですけれども、そこら辺のいきさつ等ございましたら、お知らせください。

産学振興課長

平成17年度から3年間、平成19年度まで、経済産業省の委託事業ということで実施した経過がございまして、平成20年度からは独自の一般財源でやっております。

安藤委員

キャリア教育といえば、商工振興課がこれは取り組まれているというところなんですけれども、学校教育の部分でもキャリア教育というのは取り組まれていると思うんですけれども、私が思いますには、わざわざこれを商工振興課が、今までついていたから、そのまま引き継いでやっているというのはわかるんですけれども、学校教育のほうでも取り組まれているというところであるのであれば、そこら辺で学校教育のほうで一つになって、そこら辺に予算をつけてやったらどうなのかなと思ったりするんですけれども。そこら辺、学校教育課としてはどのようにお考えなんでしょうか。

学校教育課長

学校教育で推進しますキャリア教育と、現在指摘がっておりますキャリア教育の推進との一番の違いは、学校教育につきましては、職業観を養うキャリア教育だけでなく、生き方を含めました広い意味での将来の人生設計も含めた教育を実施しております。その領域としましては、総合的な学習の時間という時間を使いまして、キャリア教育はもちろんのこと、環境教育や、小学校では英語活動等もその時間の中で実施しております。特に、キャリア教育に重点を置いて取り組んでいる学校につきましては、同じ教育委員会内の教育総務課が持っております「特色ある教育活動」という予算を使いまして、さまざまな体験活動の費用としておる次第でございます。

安藤委員

それでも何か似たようなところがあるのじゃないかなと思うんですけれども、あえて、これは商工振興課にお尋ねしますけれども、今、学校教育課が述べられたことと今取り組まれているところの違いというのは、商工振興課としてはどのようにとらえてありますでしょうか。

産学振興課長

先ほど申しましたように、当初、経済産業省の事業を活用して取り組みまして、これを引き継いだわけでございまして、このキャリア教育というのが地域自立民間活用型のキャリア教育ということで、産業界と連携してモデルをつくり上げるということでございました。こういったモデルができましたので、産業界とのコーディネート的な役割を持ってあります私どものほうが取り組んでおるといような現状でございます。

安藤委員

その違いというのは何となくわかるようになりましたけれども、この取組みというのは、やっぱり子どもたちにとっては重要な取組みの一つだというふうに思っておりますし、いろんな絡みの中でやられているというところでは、そういういろんな方面から、いろんな角度を変えて取り組まれるというのも一つの手なのかなというふうに思っておりますけれども、ぜひこれを今後とも充実させていただいて、子どもたちのために、将来の子どもたちのために有益なものにぜひしていただきたいなというふうに思いますので、要望として終わります。

委員長

今のは学校教育課に対する要望やろ。どっちなの。

安藤委員

両方ともですね。済みません、よろしく申し上げます。

委員長

続きまして、122ページ、新産業創出支援について江口委員に質疑を許します。

江口委員

122ページ、商工費、商工業振興費の中で、新産業創出支援に関してお聞きいたします。まず、ベンチャー関連の支援として幾つか上がっているわけですが、私が非常に気にしているのは、これがどのくらい成果を上げているかというところについてであります。特に、創出支援コンサルタント業務委託という部分が13節委託料の中であるわけです。529万2千円。この委託について、およそ今まで何年やってきて、そしてまた契約体系がどういった契約体系でやってきて、その成果はどうだったのか、その点についてお聞かせをお願いいたします。

産学振興課長

この委託につきましては、平成15年度から実施しておりまして、相手先がレベルアップ株式会社というところに今随意契約をお願いをいたしております。その成果でございますけれども、最近の事例で申しましたら、ベンチャー企業の創業が平成19年度で2件あったり、首都圏でのビジネス獲得による売り上げ増だとか、また営業ノウハウをサポートした上での自社の不利にならないような契約書の作成とか、そういったふうなことでの成果は上がっておりうふうに考えております。

江口委員

その支援をしていただくベンチャー企業なわけなんですけど、ベンチャー企業の最大の悩みというのは何でしょうか。

産学振興課長

私も、ベンチャーさんから話を聞きますと、やはりいい製品をつくっても、その製品を市場に送り出すのが非常に難しいと、やはり実績を求められて、なかなか新たに取扱っていただけないというふうな話は聞いております。

江口委員

その点に関して、このコンサルタント業務委託はどの程度の貢献があったのでしょうか。売り上げベースとかでもいいんですが、お答えください。

産学振興課長

具体的な数字はつかんでおりませんが、販路拡大のために、例えば福岡市のそういう人的なネットワークとの関連をつないでいただいたりとか、そういうふうなことはやっております。

江口委員

それでは、他の自治体等でこの部分に関してどういった試みが行われているのか、御存じの点がございましたら、お答えください。

産学振興課長

全国、特に県レベルでございますけれども、トライアル発注制度ということで、独創性豊かな技術を持った製品を試行的に購入すると、そういうふうな実績づくりをしておるというような実態はございます。

江口委員

それでは、そのトライアル発注制度は飯塚はどうなのか、また、飯塚においてベンチャー企業の製品はどの程度使っていただいているのか、その実績についてお聞かせください。

産学振興課長

平成15年度からスタートいたしましたトライバレー構想におきまして、地元優先発注制度の検討をするということでもしてございまして、具体的な取組みといたしましては、入札に参加するための指名願いの提出の必要性を周知いたしましたり、ベンチャー企業支援の立場から、案件によりましてはベンチャーの入札参加の申し出を契約担当課で行いまして、また、製品の

紹介を担当課に行ったりいたしております。その結果、電算関係のシステムの構築に結びついたり、市のホームページの維持管理をベンチャー企業にお願いしておるといような事例もございます。

江口委員

契約金額ってどのくらいですか。それと、トライアル発注制度はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

産学振興課長

制度としてはございません。ちょっと金額につきましては、申しわけございません、今手元にはございませんので、ちょっと答弁を控えさせていただきます。

江口委員

それでは、このアドバイザーから市のほうに対して、これはこうやったほうがいいのかという意見等々はどんなふうになっているのか。また、ベンチャー企業の、先ほど最大の悩みは、現実の実績というものが無いことだというお話がございましたが、そういったベンチャーの方々との意見交換等々はどうなっているのか、お聞かせください。

産学振興課長

先ほど申しましたように、ベンチャーの販路拡大に向けての取組みを何かできないかということで、福岡に拠点を持っております営業を支援するような組織に来ていただいて、ベンチャー企業の方に集まっていただいて、セミナー的なものを開くといったこともやりましたし、情報提供の強化をやったりとか、産学官の交流会をやっておりますけれども、そういったところにたくさん人が集まって交流できるようなテーマの設定についてアドバイスをいただいたりというようなこともいたしております。

江口委員

私自身は、新産業の創出支援というのは必要な分野だと思っているんですが、このコンサルタントに関しては、さきにも言いましたけど、もう見直すべきだという持論を持っております。5年かけて随意契約でずっとやってきたわけです。そして、明らかな成果というものがきちんと数字として出てきていない。5年でざっと、21年度の契約がベースとすると、2,500万円ですよ。来年度使って3千万円です。ベンチャー企業の皆さんは、結局3千万円、商品を買っていただいたほうがいいのか。ある意味、ベンチャー企業の皆さんがお話しされているのは、どちらかということ、金額は安くても構わないと、通常出すベースよりもずっと安くても構わないと、それよりも、使っていただく中で、この製品がどうだとかいう商品に対する意見もいただきながら、これを実績として外に売りたいというお話なんです。だからこそ、トライアル発注制度なわけです。で、佐賀県はそれを福岡よりも隣の佐賀県のほうが熱心ですよ。ああ、ここでも使っていただいていますというのを持って、外に行くわけです。それを地場がやらなくてどうすると思うわけです。いろんな業界の中でも、地産地消と言いながら地域の業界を大切にするわけです。それが過保護になってはいけないと思いますが、そういったところで、値段は、ある意味ね、ぐっと下げていただくんだけれど、私どもは使うということなんですというふうな形をやっていただきたい。

このコンサルタント委託に関しましては、5年間随意契約でやってきたわけですが、もしも次年度やる場合は、そのやり方についてきちんと見直しをする。随意契約でやってきましたが、それがいいのかどうか。私はそうではないと思いますので、この点もきちんと見直しをした上で、その前に、これをやる方がいいかどうかをもう一遍考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

産学振興課長

これに限らずでございますけれども、やはり時代にマッチした事業はどういったことがあるかということは、常に問題意識を持ってやっていきたいというふうに考えております。先ほど

言われましたトライアル発注制度につきましても、先進自治体を参考にいたしまして、今後検討していきたいと思っております。

江口委員

この新産業創出支援コンサルタント業務委託の一つ上には、企業誘致アドバイザーの委託料がございます。こちらについては、非常に厳しい意見の中で実績を求められるわけですよ。もちろん新産業についても同様であります。支援に見合った分の育ちがないことには、それこそ続けるかがありません。かといって、この分野がおざなりにしていい分野ではないと思えますので、その点をしっかりと考えた上で、21年度の決算のときには、ああ、こんな形でよかったねと言われるように、きちんと組みかえ等々を検討した上でやっていただきたいと要望いたします。

委員長

次に、123ページ、企業誘致アドバイザー委託料について川上委員の質疑を許します。

川上委員

企業誘致アドバイザー委託料ですが、執行部提出の予算資料の10ページを見ますと、10ページの下の方、123ページと書いていますけど、委託料は460万円なんですが、内訳が基本分と書いて360万円、これが当初渡す分ですね。当初か、途中か、わかりませんが、成功報酬分が50万円掛ける2社で100万円となっております。去年は成功報酬分はなかったと思うんですね。それで、今年度、成功報酬分2社分ということで、なかなか大胆な予算計上だと思うんですね。この2社の成功報酬100万円計上というのは、市の発想なのか、アドバイザーの発想なのか、お尋ねします。

企業誘致推進室主幹

私どもがこの予算計上をいたしますときに、いろいろな状況を想定いたしまして、こういうふうに計上させていただいております。私どもの発想というふうにお考えいただいてもよろしいと思います。

川上委員

もうあなた方も見えを張る体力はないというのは、だれでもわかっているわけですから、この成功報酬に50万円掛ける2というのには、それなりの見通しを持って予算計上したと思うんですよ。で、どういう交渉をこの2社としておられるのか、お尋ねします。

企業誘致推進室主幹

この2社というのは、あくまでも予算計上の際の想定でございます。少なくとも2社とだけ誘致交渉を行っているわけではございませんので、その辺は御理解をお願いしたいというふうに考えております。

川上委員

だから言っているでしょう。あなた方には見えを張る体力はないと。市民はだれでも思っていますよ。だから、去年は成功報酬は予算計上なかった。ことしは2社した。1社じゃないんですよ。2社したんですよ。そして、しかも企業アドバイザーがくれと言ったわけじゃないと、あなた方が市民に税金からこの予算を計上させてくれと言って、今しているわけです。ですから、相当の見通しがあって予算計上したはずなんですよ。だから、2社でないんだったら、3社ですか、4社でもいいですよ、かなり見込みのある交渉状況を聞かせてください。

企業誘致推進室主幹

一般質問のときにも御答弁さしあげましたけれども、もう御存じのとおり世界的な経済危機の状況でございます。差し当たってすぐに誘致ができるというふうなことは、なかなか厳しい状況にあるとは考えておりますけれども、一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、一部に明るい報道もございますので、誘致が急速に進む可能性もあるというふうに考えて、こういう計上をさせていただいております。



川上委員

そういう隠し事をしたらだめですよ。ちゃんと交渉をやっているんでしょう、もう。だから、かなり見込みがある何社と交渉をしているんですか。まず、名前はいいから、何社と見込みのある交渉をしておるのか、お尋ねします。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:29

再開 11:29

委員会を再開します。

企業誘致推進室長

現在、具体的な交渉を進めておる企業数につきましては、4社でございます。

それと、企業誘致アドバイザーの予算計上、成功報酬分につきましては、平成20年度におきましても同額100万円を予算計上させていただいております。

川上委員

2年連続計上したということなんですね。私は、去年のことをね、まさか上げているとは思わなかったの、さっきの発言は訂正しておきますね。

ただ、4社と交渉をしておるということですね。しかし、その誘致の可能性がかなり濃厚ということですね、そうすると。

企業誘致推進室長

さきの代表質問、一般質問でも御答弁してまいりましたが、昨年秋からの急激な経済情勢の変化等々によりまして、企業さんは投資を控える傾向にあるということは、どうしても状況としては否めません。そうした中で、九州進出については、現在、保留をしてあるというのがそれぞれの企業さんの対応の現状でございます。

川上委員

私がちょっと前提をしていなかったの悪かったけれども、これは鯉田工業団地への誘致のことだけを言っておるんでしょう、その企業アドバイザー。企業アドバイザーは、目尾のほうに誘致しても対象にならないんでしょう、その報酬は。どうですか。

企業誘致推進室長

いえ、この企業誘致アドバイザーの活動エリアは東海地域というふうに限定いたしておりますが、その誘致先は鯉田工業団地に限った誘致活動ということではございません。でありますから、飯塚市への企業の誘致活動全般というふうにとらえております。

川上委員

昨年12月に補正をかけたでしょう。健康の森公園を崩して、工業団地をつくると、0.8ha。で、今、工事中ですけれども。これをやるときに、あなた方は既に金型工場の関係で2社と交渉しておるというふうに言った。それが保留しているわけね、2社ともね。この2社が来ると、この企業アドバイザーは成功報酬がもらえるわけですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:30

再開 11:30

委員会を再開いたします。

企業誘致推進室主幹

この成功報酬につきましては、あくまでもアドバイザーからの御紹介をいただいた案件につきまして、成約した際に支出するということでございますので、そうでない企業につきましては、この対象とはなりません。

川上委員

そうすると、まるであれですね、昨年も2社分計上したっていうんでしょう。鯉田工業団地はまだできるかどうかもわからない、そういう状況の中で、この企業アドバイザーはどこに来てくれという案内をしておったんでしょうか。目尾とか既存のところに、あるいは、目尾は既存じゃないけれども、この企業アドバイザーの成功報酬を確保するために、あなた方は目尾工業団地をつくるというようなことだったのかなと思うわけなんですよ、今、聞いていると。

それで、ちょっと私が思い込んでおったということもあるかもしれないけど、とにかくこの企業アドバイザーというのは、鯉田工業団地に来てくれと今頑張っているわけじゃないわけですね。どうですか。

企業誘致推進室主幹

鯉田工業団地は来年度から売却を始めようと思っております、前もっての誘致活動が当然でございますので、当然このアドバイザーにつきましても、鯉田工業団地を第一義的というふうなところではございますが、ほかに既存の工業団地あるいは遊休地もございますので、そういったところも含めてのアドバイザーとしての活動でございます。

川上委員

よくわかりました。アドバイザーが本当に要らないということがよくわかりました。

それでね、じゃこのアドバイザー、今どなたでしたかね。

企業誘致推進室主幹

企業誘致アドバイザーは、元アイシン辰栄の顧問でございました上谷川俊秀氏でございます。

川上委員

この方は、アイシンというのはトヨタの子会社でしょう。自動車産業でしょう。これだけ自動車産業が落ち込んできている中で、そのアドバイザーで大丈夫ですか。

企業誘致推進室主幹

このアドバイザーにつきましては、先ほど申しましたとおり、アイシングループの役員の御出身でございますが、自動車産業は大変すそ野の広い産業でございます、そこに長く従事され、現場でもずっとそういった勤務でございましたが、実を申しますと、そこから派生してというか、環境エネルギー産業といった自動車関連以外の企業にも幅広いネットワークをお持ちでございます。そういった関係で、そういった企業にもアプローチをさせていただいているという状況でございます。

川上委員

この方はいいですね、企業誘致に失敗しても360万円ね、返せと言われないんだから。うまくいきそうだとあなた方に頼んで補正をかけてね、どこでも工業団地をつくってくれと、鯉田工業団地以外を、そういう相談もできるわけですね。

それで、この方は実際はどういう活動をしているんですか。

企業誘致推進室主幹

毎週木曜日に名古屋事務所におきまして定例の打ち合わせ会議を開いております。それに基づきまして、私どもと3人で企業訪問を行っておりますほか、御自分お一人で企業回りや情報収集もなさっておられまして、その情報は逐一御報告いただいております。訪問先につきましては、先ほど申しましたように、自動車関連以外の企業のネットワークも活用されながらアプローチを行っていただいているところでございます。

川上委員

週に一度打ち合わせをして、活動のしっ放しですか。それとも、何かレポートをもらうわけですか。どうですか。

企業誘致推進室主幹

毎月、情報提供と訪問先のレポートは提出をいただいております。

川上委員

委員長、私は今、このアドバイザーの契約から、活動実態から聞いておりまして、どうしても不透明感をぬぐえないんですね。それで、今、毎月レポートをもらっておるといふ、そのレポートを資料要求をお願いしたいと思いますが、取り計らいをお願いします。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:35

再 開 11:36

きょう中のところを後回しにして、委員会を再開します。

執行部にお尋ねいたしますが、ただ今川上委員から要求があります資料は提出できますか。

企業誘致推進室主幹

提出いたします。

委員長

お諮りいたします。ただ今川上委員から要求がありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ただし、今お聞きのとおり時間がかかりますので、提出のできる準備になったときに出させますので、御了解いただきたいと思います。

次に、この分についての質疑は保留いたしまして、123ページ、事務所借り上げ料について、引き続き川上委員の質疑を許します。

川上委員

この事務所借り上げ料というのは、名古屋事務所の関係でしょうか。

企業誘致推進室主幹

そのとおりでございます。

川上委員

執行部提出資料の10ページに幾つか、名古屋事務所の活動にかかわる経費が幾つかあります。それで、この名古屋事務所に係る総経費、総括を項目ごとに言いながら、全体が幾らかとこのを教えてください。

企業誘致推進室主幹

名古屋事務所に係る経費といたしましては、まず事務所借り上げ料が約135万1千円でございます。それから、旅費等が約70万円でございます。それから、需用費等が約35万円ほどでございます。あと役務費で約25万円ほどでございます。それに、アドバイザー料が入りますが、トータルいたしまして、人件費を除きまして約760万円でございます。

川上委員

人件費を入れると幾らになりますか。

企業誘致推進室主幹

約2千万円でございます。人件費も含めて約2,848万円でございます。

川上委員

それで、正規職員2人とアドバイザーの3人体制ということなんですが、新年度の活動、主な予定はどういったことがありますか。

企業誘致推進室主幹

引き続き誘致活動でございますけれども、今年度も名古屋事務所におきましてインフォメーションセミナーを予定しております。

川上委員

インフォメーションセミナーをするためだけにおられるわけじゃないと思うので、例えば月にどれぐらいの企業を回る予定だとか、例えば1人当たり月に100社回るとかね、3人で300社回る予定だとか、同じところに行くこともあるでしょうけど、何かそういう目標みたいなことはないんですか。

企業誘致推進室主幹

具体的に目標数を決めて誘致活動を展開しているわけではございませんけれども、実際に今年度2月末までにお伺いした企業は約100社でございます。事務所にお見えになった企業は約50社でございます。

川上委員

福岡でも北九州でも事務所をつくって、維持しようかどうかというような話だそうです。去年の夏までに向こうのそれぞれの職員たちがどういう思いで回っていたかということは、お聞きになったことがあるかもしれませんが、とにかく訪問目標を持ってね、とにかく回るんですよ、とにかく。とにかく足で稼ぐということなんです。今、あなた方が、100社ほどしか訪問してないというように聞いて大変びっくりしたんですね。

そこで、去年の11月のインフォメーションセミナー行われて、ことしもまたやるということなんですが、資料見ますと132万5千円というのが書いてあって、内訳も講師謝礼だとか、旅費だとか、会場費だとか、食糧費等と書いてます。ことしのこの予算計上の見積もりはどういうふうになっておるのかお尋ねします。それから、時期と会場についてもあわせてお願いします。

企業誘致推進室主幹

まず、予算組みにつきましては、昨年11月に実施いたしましたセミナーの実績に基づいて計上させていただいてるところでございます。

時期につきましては、先ほどからお話しておりますとおり、世界的な経済危機の状況で、新たな投資を差し控えるというふうな動きがございますので、そういった状況を勘案しながら、今後決定していきたいと思っております。

会場につきましては、今年度実施いたしました、名古屋中心部にございますホテルを予定をしております。

企業誘致推進室長

私のほうから、本年度のインフォメーションセミナーに関する経費について内訳を申し上げます。講師等の報償費約30万円、職員が名古屋等に出向きます旅費が25万円、会場、主に食糧費であります。情報交換会での食糧費約40万円、そして会場の借り上げ料約28万円、合計約130万円を予定いたしております。

川上委員

齊藤市長、今の経済情勢がどうなるかわからないので、いつか決まらないけどもやりたいと。場所は名古屋の中心部と、ホテルだと。こういう企画のイメージで予算を計上することがあるんでしょうか。こういうの行き当たりばったりと言うんじゃないでしょうか。さっきの成功報酬の100万円よりもっとひどいと思います。

それで、おまけに、昨年実績という、130万円のうち40万円が食糧費。ビール、焼酎、芋焼酎、そば焼酎、ウーロン茶、オレンジジュース。注文の段階では、1人当たり1万円近い枠で組んでるんですよ。緊迫感がまるでない。去年の11月のセミナーのときは、どういう経済情勢かわかりでしょう。そして、ことしはやれるかどうかともわからないと。時期が悪ければやらないんでしょう。だから、やれるかどうかともわからないのに、市長も行かれるでしょう、ここには。そこでビールを飲んだり、市長飲まれるかどうかかわからないけど、みんなが料理を囲んで酒を飲んだりするような事態かと思いませんか。民間の会社がこんなことしますか。や

らないでしょう。

この食糧費というのは、はっきり言ってね、いつも言ってますけど、例えば、もうくどいと言われるかもしれんけど、明治43年生まれの高齢の方ですよ。12月27日に亡くなりました。年金差し押さえて、1,724円しか残さなかった。そうやってまで納税課が集めて回したお金でしょう。市民の税金そのものですよ。明治43年生まれの女性を食べられない状態に追い込んでまで集めたお金が、あなた方、名古屋まで行って、どうして芋焼酎とか、そば焼酎とか、ビールとか、しかもアサヒビールでしょう。そういう飲み食いに1晩で40万円も使わないといけないんですか。そういう予算が堂々と計上されてる。どう思いますか、市長。

経済部長

インフォメーションのセミナーの情報交換会では、当然他の市町村におきましても、こういうような方式でやっておりますし、この場で、飯塚市の特産品として筑穂牛をはじめとする農畜産物、それから内野地区でとれております作米を使いました、瑞穂菊酒造でつくっておりますけど、そのお酒、地酒等を関係団体からいろいろ提供していただきながら、それを参加者に幅広く飯塚のPRとして、また企業誘致を行う中での話の材料として、そういうところを行っております。

それと、もちろん市長はじめ、出張していきました市の職員は、一切アルコールには手をつけておりません。

川上委員

市長、市長はもうその場におられたわけだから、見てあるからわかるけど、私は行ってないから想像するしかないんですよ。30万円のお金出して、トヨタの副社長から、副社長ですか、ちょっと話聞いて、2次会で、その場でしょうけど、酒を飲みながら交流を、飯塚市が主催する、去年の11月だってひどいのに、ことしもしするということになれば、飯塚市のこの緊迫感、財政規律のなさ、齊藤市長というのはどういう政治信条だろうかと厳しく問われますよ、市内外から。案内された企業だってびっくりしますよ。

筑穂牛とか、いろんな瑞穂でも案内してもらうのは大事ですよ。そこで飲んだり食ったりしないといけないのか、企業誘致で。飯塚に来れば、こんな肉が食べられますよと。筑穂牛を贈ればいいじゃないですか。向こうで食べてもらえばいいじゃないですか、お金出してもらって。

私は、こういう、そもそも名古屋事務所という問題もあるけど、こういうあなた方の予算計上の発想も大変なものだというふうに思います。それで、こういう経済危機のときに、名古屋事務所、あなた方が撤退できない特別な理由がありますか。

経済部長

撤退できない事情じゃなくて、撤退せずに企業誘致に取り組んでまいりたいという考えでございます。

川上委員

特別なわけではないと。そこで頑張りたいと。そこで頑張らんでいいじゃないですか。ここに立派な役所があるじゃないですか。耐震補強はおくれてるけど。ここを拠点に頑張ったらどうですか。これだけ情報のネットワークも発達してるのに、アドバイザーもここに来てもらったらどうですか。そのぐらいの利は使ってもいいじゃないですか。そして、ここから、大体その方は見たことあるんでしょうね、健康の森公園とか。だから、ここを拠点に活動する。そしたら、いろんな形で縦走的に頑張れるじゃないですか。長期派遣というか、単身赴任させて職員も苦しめる必要がない。

だから、あなた方の政策判断だけであれば、もう撤退するべきですよ。見栄張るときじゃない。織田信長だって、さっと引いたでしょう、浅井・朝倉との戦で負けようとしたときに。そしてまた、あなた方が本当に頑張れるという自信があるときに、私は反対するかもしれないけど、そのときにまた考えたらいいいじゃないですか、そのときに。今は引くときじゃないですか。

むちゃくちゃな税金の取り立て方しておいて、こういう名古屋事務所維持する。そして、先ほど言ったようなセミナーもやるというのは、市民の納得得られないと思いますよ。市長どうですか、この際撤退しましょうよ。どうですか。

経済部長

先ほど来答弁いたしておりますように、企業誘致に積極的に取り組んで、地域経済の活性化を図っていくという気持ちは変わりません。そういうことで、現地において、主幹も答弁しておりましたように、自動車産業のみならず、環境産業、エネルギー産業もございますので、そういうのを含めて企業誘致に取組み、雇用の創出、それから地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:53

再開 11:53

委員会を再開します。

川上委員

あとは工業用地造成事業特別会計繰り出しの項で引き続き言いたいと思いますので、終わります。

委員長

次、124ページ、小竹・天道線ほかバス路線維持負担金について、田中裕二議員に質疑を許します。

田中裕二委員

長くないですということで言いましたので、すぐ終わります。

124ページ、商工費、負担金補助及び交付金のところで、小竹・天道線バス路線維持負担金、以下、八木山線バス路線、宮田・新飯塚線、直方・新飯塚線、このバス路線維持負担金について質問させていただきますが、これ西鉄、またJRの赤字路線の負担金をそれぞれの関係自治体で負担をするというものであろうと思いますが、いただきました資料の11ページを見ますと、表現が、それぞれ違う表現がされております。余り大したことじゃないんですけど、参考までに聞いておきたいと思ひまして。小竹・天道線や八木山線、これは赤字見込み額と、それを関係自治体で負担をするというふうに表現されておりますし、宮田・新飯塚、そして直方・新飯塚、これはJRになりますが、収支率の55%までの不足分に負担率を掛けるというふうな表現ですが、これは恐らく同じようなことであろうと思うんですけど、この表現の違い。

そしてもう一つは、八木山に関しましては、赤字見込み額から国庫補助金を引いた分を負担するというふうになっております。この辺の意味、ちょっとこの意味だけ教えていただきたいと思ひます。

商工観光課長

まず、最初の御質問でございますけど、生活バス路線に対しまして、国、県の補助金を含む赤字補てんを自治体でやっているということでございますので、基本的な内容につきましては同じでございます。

それから、八木山線につきまして、市のほうが全額、国庫補助を除いたとことにつきましては負担をしているということでございますけど、赤字バス路線につきましては要件がございます。そのことから、八木山線を生活路線として維持するため、国、県の補助金も活用しておりますが、先ほど言いましたように、2自治体の区域を走る路線ということが定められておりますので、隣接地帯であります篠栗町との路線を設定しているところでございます。

しかしながら、篠栗町の日の浦からの飯塚市への利用者が少ないということもございませぬ

で、この負担金につきましては飯塚市で全額を支出をしております。

田中裕二委員

いいです。同じような内容であるということですが、このバス路線は、市民の足の確保ということで必要なことではないかと思うんですが、ただ、最初もう数年前は、この天道・小竹線だけだったような気がするんですが、増加傾向にあるように思うんですね。これは、ずっと赤字路線がふえるたびに、もう増加をしていくような傾向になるんじゃないかという危惧もいたしておりますが、この負担をしております路線にコミュニティバス、来年度から運行されるコミュニティバスは、この補てんされている路線には運行しないというふうになっていると思うんですが、これ今後の問題として、コミュニティバスの活用等も考えるべき時が来るんじゃないかと、私このように思っておりますが、この点の考えはいかがでしょうか。

総合政策課長

委員言われますように、今後4月1日から運行するわけでございますけども、3年間の中で、どのような効率性を求めていくかを内部検討していきたいと思っております。

田中裕二委員

市民の足がなくなるということは大変重要な問題でもございますが、ただ、赤字ふえるたびに補てんしていくということではなくて、どっかの時点で、今御答弁ありましたように、見直しという形もぜひとも検討していただきたいと思ひまして、この質問を終わります。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。

125ページ、飯塚研究開発機構補助金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

これは何のための補助金がお尋ねします。

産学振興課長

市のほうから2名派遣職員がおりまして、その人件費の補助をしております。

川上委員

その2人の職務内容はなんですか。

産学振興課長

1名が課長級職員でございまして、経理だとか、施設管理等の総括を行ってある総務部長職でございます。もう1名が再任用職員でございまして、施設の貸し館業務だとか、管理事務について担当をいたしております。

川上委員

正職の配置と再任用の配置とが、まだ少し意味合いが違うのかもしれませんが、なぜ飯塚市から2名、人を出すのかお尋ねします。

産学振興課長

平成4年5月に財団法人飯塚研究開発機構を設置いたしましたときに、県、市、それに民間も含めてでございますけども、出捐をいたしております、県、市双方から職員を派遣し合っして事業を行っていくということで、それ以来派遣をいたしておるものでございます。

川上委員

実は、その下に福岡ソフトウェアセンター補助金というものもあって、補助金が出とるんですが、ここには、同じようなことだろうと思ひます、何人職員を出しているんですか。

産学振興課長

係長職1名を派遣いたしております。

川上委員

市のOBがほかに何人かおられませんか。再任用ではないんですか。

産学振興課長

ほか再任用職員はおりません。

川上委員

そこは、その市のOBはソフトウェアが直接雇用してるということですよ。

産学振興課長

そのとおりでございます。

川上委員

それで、本市は職員が不足してるじゃないですか。退職不補充とかいって、どんどん人が減ってる。それで、平成4年の5月に財団をつくったときから、それだけが理由で派遣してるのであれば、もう派遣やめて、本庁の仕事をしてもらったらどうかと思うんですよ。引き上げることはできないんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:03

再開 13:03

委員会を再開いたします。

産学振興課長

まず、県立飯塚研究開発センターにつきましては、福岡県のリサーチコア整備構想のもとで、各ブロック、県内4ブロックにそれぞれで設置されました。公的産業支援施設の一つでございます。九広大の情報工学部だとか、近大の産業理工学部の頭脳集団と地域を結びつけると、そして産業の高度化を図る施設ということで、産業振興施策の重要な施設でもございますので、この点につきましては、そういうことで継続してということを考えております。

また、福岡ソフトウェアセンターにつきましては、もともと最終的にはプロパー職員でというようなことも想定はいたしておりますけども、まだ非常に厳しい状況ということもございまして、また関係団体とも今後協議をしていきたいというふうには考えております。

川上委員

その再任用職員の受け皿という発想なら、それはそれで考えようもあるんでしょうけど、有能な力を持った職員を本庁の仕事から外して、何と言われましたかね、貸し館業務というのにやってもらうようなことじゃ、人材の無駄遣いじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

経済部長

先ほど課長が答弁しておりますように、地域の企業と大学と結びつける、産業の高度化を図るといような施設でございまして、建設当時、研究開発部門につきましては県のほうが受け持ちまして、総務部門、財団の運営等につきましては市の職員が受け持つということなので、1名の正職員を派遣しております。

ソフトウェアセンターにつきましては、係長職を派遣しておりますが、国からも支援を受けておりますので、国等と協議しながら、派遣について再度検討してまいりたいと考えております。

川上委員

ソフトウェアセンターについては検討してもらおうということなんですが、私は研究開発機構についても県と話し合う余地がないのかと。両方とも、研究部門と総務部門も県に持ってもらう、本庁の仕事をしてもらうように検討してもらいたいと思います。

委員長

次、125ページ、商工会補助金について、上野委員に質疑を許します。



上野委員

125ページ、商工費、商工業振興費の商工会の補助金について、まず、この商工会事業費補助金の意義について教えてください。

商工観光課長

商工会事務費補助金につきましては、商工会に対して、中小企業者や小規模事業者の経営改善及び指導事業に伴う人件費等を一部補助しているものでございます。

上野委員

それでは、商工業者を取り巻く環境は厳しいことはわかってるんですが、商工会、来年4月1日から、旧町の商工会4つ合併して1つになりますが、今どのような現況に中身があられると認識されておられますか。

商工観光課長

現在、大変厳しい経済情勢の中で商工業の方たちはおられるかと思えますけど、今の議員言われましたように、今年度4月1日に4商工会が合併をいたしまして、会員数等も多く、1,200人強と大変大きな組織になりますことから、体力等も増加されていくのではないかというふうな認識を持っております。

上野委員

1,200名、合併されて、まさに皆さんが合併されたころの職員間のことを考えていただければよろしいかと思うんですけども、今中では、人事も含めて、各4町で綱引きが行われているわけですよね。4月1日からどのような形でやっていこうかという手探りのどたばたの中で、今回この補助金の1割カットというのは、今回はやるべきじゃなかったんじゃないのかなというふうに個人的には思っているんです。

今本当、今度の総会に向けているんな話が水面下で行われてるんですけども、こういうのを4月1日から、一つに心をまとめていこうというふうに商工会の皆さん思う中で、祭りというのがものすごく一つの大きなカンフル剤になるんじゃないかと思うんですが、祭りに関しては、20年度から、この予算から取っ払って、観光協会の補助金のほうに移行をされておられますね。残された事業、つまりこの商工会事業費補助金でできる事業、祭りというのは何か残されたものがあるんでしょうか。

商工観光課長

今の御指摘のものは、大将陣桜まつりのことかと思えます。それ以外に商工会のほうの祭りとして残っておりますのは、あの大きな産業祭りがございますので、合併後は今までそれぞれのところで開催をされておりますので、そういうものが中心になっていくのではないかというふうに思っております。

上野委員

新しく商工会で何かやっていこうかなというふうに考えられたときに、これは商工会のものなんだ、観光協会のものなんだというふうに判断をされるのはどこがされるんですか。

商工観光課長

大将陣の桜まつり等につきましては、観光事業の一つとして、観光協会を通じての補助金の支出しています。しかしながら、事業主体につきましては、商工会議所が中心となった実行委員会形式の中でやられているところでございます。観光行事なのか、商工業の事業なのかというところの割り振りににつきましては、商工観光課のほうで考えて割り振りをさせていただいております。

上野委員

今の現況で、お金の流れからだけ言うと、産業祭り以外は、祭りに関しては観光協会のもう下請みたいな形な状況だと思うんですよね、商工会というのは。ちょっとモチベーションも上がらないんじゃないのかなというふうには思うんですが、この観光協会の補助金に関しては、

また後ほど多数の議員さんから質問があるようなので、中身についてはちょっと避けますけども、事業費補助金、この商工会事業費補助金が1割減なんですけど、ほかに観光協会の補助金の祭りの中でも、その増減はさまざまなんです。例えば雛のまつりだと8割アップになっておりますし、ほかにも増減幅さまざま、新規事業、鳥羽公園の臨時灯設置というのも上げられてますが、この補助金の増減の基準はどのように考えられてされたんですか。

商工観光課長

観光協会のほうのお話になってきてるようでございますけど、観光協会の補助金の……

委員長

違う、違う。補助金の増減はどう考えるかちゅうけ、あんたんとこで答弁できると。全体の補助金のこと言いよるっちゃろう。

商工観光課長

祭りといいますと、いろいろな趣旨、それから規模、それから財源等もございますので、そういうものを加味しながら、観光協会または商工会との協議をしながら、この予算配分については考えております。

上野委員

総括でも補助金についての上がってますが、何かしらの基準がないと非常に難しいんじゃないかなと思うんで、そこら辺は今後話をして詰めていただきたいというふうに思うんですが。

先ほど御紹介申し上げたように、商工会の中身、非常に今どろどろとしておるんです、実は。親会というふうに僕ら言ってるんですけど、商工会の中には、親会と呼ばれるものと、あと若い人たちがつくってる青年部というのがあるんですけども、その中でも、次年度からの構成について、いろいろ綱引きが行われておるんです。

私、ここの商工観光課の担当の委員会で2年間見させていただいたんですが、非常に土日も各地の祭りなんか、もうそこに座られてる方、皆さん、休みをとらずに出られていってられるじゃないですか。実は各4町のことについては、皆さん方が一番よくその実情というのは御存じじゃないかと思うんですよ。ぜひ4月から新しい組織になって船出をされるときに、積極的に接触をしていただいて、各町間、旧町のわだかまりというのを取り除いていただくような努力をぜひお願いを申し上げて、質問を終わります。

委員長

次に、126ページ、中小企業資金融資預託金について、田中裕二議員に質疑を許します。

田中裕二委員

126ページ、商工費の中小企業資金融資預託金についてお尋ねをいたしますが、予算書で5億6,489万7千円計上されておりますが、この内訳をまずお尋ねいたします。

商工観光課長

まず預託金の内訳でございますけど、平成15年7月19日の大災害による災害特例融資に伴う預託金が4億6,142万5千円、その他の融資残高に対する預託金が5,147万2千円、21年度の融資計画における預託金が5,200万円で、計5億6,489万7千円の預託金を計上させていただいております。

田中裕二委員

21年度の融資が5,200万円の予算を計上しているということでございますが、ということは、今年度、市独自の融資の見込みの件数は何件に見込みであるのかお尋ねいたします。

商工観光課長

21年度の融資予定につきましては、5件で1億5千万円の融資額を設定しております。

田中裕二委員

予算を計上組まれる場合に、前年度といいますか、通例どのくらいの件数があるのかということ想定しての予算組みになるのかと思います。しかしながら、今お聞きしますと、5件の

見込みということですが、市長の施政方針に、さきの代表質問でも触れさせていただきましたけれども、中小企業の振興策としては、市の制度融資を実施し、企業の経営基盤の安定と事業の拡大を図ると、このように施政方針では述べられております。その融資を希望される方が少ないのであれば、それはいいかと思いますが、さきにも申しましたように、国の保証制度は、4カ月半ぐらいで700件を超す希望者があっているんですね。それを考えますと、融資を受けたいと言われる中小企業の方たくさんいらっしゃると思うんです。その中で5件というのは、この数余りにも少ないと思うんですが、ちょっと1つだけ確認、その中で確認をさせていただきたいんですが、希望される方が多いんだけど、実際融資を受けられる方が3件とか、4件とか、今までずっと少ない数があったかと思うんですが、希望される方と実際融資を受けられる方のどのくらいの差がありますか、大体で構いませんけど教えていただけますか。

商工観光課長

融資に来られる方の中で、融資を受けられない方というのは、ほとんどわずかな方だと思います。保証協会または金融機関のほうでいろいろ調査した中での判断でございますけれども、その中で融資を受けられない方という方は件数的には少ないかと思っております。

田中裕二委員

ということは、申込者そのものが少ないということですよ。言いましたように、融資を受けたい方が少ないわけではなくて、たくさんいらっしゃる中で申し込みが少ないというのは、前も言いましたPR不足、当然考えられると思います。それともう一つは、利用しにくい状況があるということも考えられると思うんです。さっきも言いましたように、施政方針の中で、市の融資制度を活用して、その中小企業の振興を図るということなのであれば、もっと利用しやすいような融資制度を検討していくべきだろうと、このように思いますので、何でこの少ない、希望が少ない原因というか、理由はこういったものなのかというのを再度見直すといえますか、こういった理由があるのかというのをしっかりと考えて、利用しやすい融資制度にさせていただきますように要望して、質問を終わります。

委員長

次に、126ページ、産業祭り助成金について、安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

商工業振興費の中の産業祭り助成金について質問します。この産業祭りにつきまして、どのように今なっておりますでしょうか。

商工観光課長

産業祭りにつきましては、商工会が中心となりまして、潁田地域、庄内地域、筑穂地域において、商業者関係、農業者関係等と協議をしながら、地元物産のPRや販売を行っているものでございます。

安藤委員

予算、今回も減額となってるわけですがけれども、この実態でいいますと、旧町の時代からも随分産業祭りに関しては補助金が削られてきたというところでございますけれども、この産業祭りに関する補助金というのは、助成金といいますが、ずっとこのまま減らされていって、最後にはなくなってしまうのかなと思ったりするんですけど、その点はどのようにお考えでしょうか。

商工観光課長

委員御指摘のとおり、産業祭りの助成金につきましては、行革の取組みということで、今年度も削減をさせていただいております。しかしながら、産業祭りにつきましては、新市誕生後、先ほど言いました3商工会の産業祭りを同時期に開催するなど、イベント等の連携を図りながら効果的な祭りを行っております。今言われましたことにつきましては、ことし4月に4商工

会が合併し、飯塚市商工会としていろいろ協議をしながら、その祭りにつきましては進めさせていたきたいというふうに考えております。

安藤委員

合併後、市の職員の皆さんも参加されて、実行委員会という形で立ち上がっております。その中で、穎田の商工まつり、産業祭りにおいても、地域において、こういった祭りというのがほとんどないという状況の中で、穎田におきましては、秋祭りの意味合いというのがすごく大きいわけでございます。そういう中で、住民の皆さんも随分楽しみにされてるといふ祭りでございますので、ぜひとも、毎年補助金カットという形ではなく、もう少しまた、これは農業と商業の振興という部分も必ず含まれているところでもございますし、農産物の直売もされてるわけですから、そういう部分でもっと力を入れていただいてもいいのじゃないかなというふうに思っております。

それで、この一つの取組みじゃないかなと思うんですけども、それぞれの町でしていただくというのは、その町にとって根づいてる祭りですから、それも一つ重要だと思うんですが、例えば飯塚市の産業祭りという形で、1カ所で何かそういうイベント的なものできないのかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

商工観光課長

先ほども言いましたように、4月に4商工会が合併いたしまして大きな商工会になりますので、産業祭りと福祉祭り、どんたく宿場祭りなど、他のイベントとの合同開催ができるかどうかなど、また商工会議所、商工会と協議を行い、よりよい祭りの開催について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

安藤委員

ぜひいろんな形で、この産業祭りを育てるといふ形で、今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

委員長

続けて、大学支援補助金について。

安藤委員

続けて、大学支援補助金につきまして質問させていただきます。まず、この大学支援補助金とはいかなるものかというところをまずお答えください。

産学振興課長

市の貴重な財産であります大学、これは地域の振興だとか、産業振興になくてはならない存在だということで、地域を挙げまして大学を支援するというところで創設をさせていただいた補助金でございます。

安藤委員

これによりますと、大学で行う研究活動、教育活動、地域貢献活動等に対する助成ということが書いてあるわけですが、実際、20年度ではどういったことがなされましたでしょうか。

産学振興課長

まず、九州工業大学情報工学部でございますが、飯塚キャンパスミニ博物館整備に向けての環境整備事業ということで取組みをなさっております。これにつきましては、研究の成果であります試作機の開発だとか、関連資料等の展示公開を行うといったものでございます。

近畿大学産業理工学部につきましては、反射板取り付け太陽光追尾型発電システムの研究開発ということで、研究活動に使用されるということで、再生可能エネルギー利用の促進、導入促進のための太陽光発電システムを検討するといった内容でございます。

続きまして、近畿大学九州短期大学につきましては、飯塚市中心街の情報発信力強化に向けたウェブ放送局運営事業ということで、市の中心商店街の魅力を広く情報発信するというこ

で、ミニスタジオを設置いたしまして、無料の動画配信サービス等を利用したインターネット放送を行うといったものでございます。

安藤委員

しっかりとそういった報告がなされてるというところではあると思いますけれども、学園都市であります、この本市におきまして、こういった大学を支援するという取組みは重要な取組みじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この活動がぜひ市民にとって何か有益なものになるような形でつなげていかなければ意味がないなと思ったりするんですけれども、その点はいかがでしょうか。

産学振興課長

今言われましたように、まずこの大学の本市への定着を図って、地域経済の活性化を促進するという大きな目的がございます。こういったふうな事業をなさっておりますので、こういったものを市民の方々にも周知いたしまして、どんどん理解をしていただきたいというふうに考えております。

安藤委員

学園都市という一つの都市づくりといえますか、まちづくりといえますか、本市は持っているわけですが、なかなかそこら辺が、市民と大学とのつながり、それと小学校、中学校とかとのつながりというのが、なかなか目に見えてこないという部分がたくさんございます。ぜひ学園都市、本当に大学が3つあるような都市というのは、近隣を見ましてもなかなかございません。その意味でも、この大学をもっとしっかりと利用していただいて、市民のためになるような施策をぜひとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

次に、126ページ、企業立地促進補助金について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

6,641万3千円の補助金です。この財源内訳をお尋ねします。

財政課長

一般財源でございます。

川上委員

市民の税金ということですか。それで、この間、旧要綱に基づくもの、それから昨年から新要綱に基づくものということが、執行部が出した資料集の11ページにあります。この間のこの補助金の効果をどのように評価しておられるか、自己評価しておられるか伺いたいと思います。

産学振興課長

この補助金、もともと進出される企業へのインセンティブというようなことと、市民の雇用を創出するというのがございまして、この効果といたしまして、今年度の市民の新規常用雇用が40人あったということが大きな成果だというふうには思っております。

川上委員

どの企業に何人というのがすぐ言えますか。

産学振興課長

今年度4社ございましたけども、沢井製薬が11名、スギヤマプラスチックが14名、丸本6名、メディサ新薬9名。

川上委員

一番最後何と言われました。

産学振興課長

メディサ新薬でございます。

川上委員

そちらの提出資料の中にその名前が見当たりませんが。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:28

再開 13:29

委員会再開します。

産学振興課長

大変失礼いたしました。先ほどから答弁いたしましたのは、平成20年度の実績でございます。それで、今予算上でお願いしてる分につきましては、雇用が48名でございます。再度ちょっと改めて人数を申し上げますと、スギヤマプラスチック19名、株式会社丸本6名、ケンコーコム10名、三桜工業13名。

川上委員

48になりますね。この方たちの平均給与はどれぐらいと思われますか。

産学振興課長

済みません。想定はいたしておりません。

川上委員

4,252万円より合わせた額が小さいということはないでしょうか、どうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:30

再開 13:31

委員会を再開します。

産学振興課長

それぞれの企業の従業員の給与につきましては、全く承知いたしておりませんので、わかりません。

川上委員

企業誘致の平均給与ぐらい把握せんでどうするんですか。それを把握せんで、何で企業誘致ができるんですか。しかも補助金まで出そうっていうんでしょう。では、この補助金の根拠、どういうことでこの数字が出てきておるのか聞かせてください。

産学振興課長

新要綱につきましては、3千万円以上の投下固定資産をまずなさるということと、新規雇用者が5名以上という条件になってまいります。ですから、そういうふうな条件をクリアされるというところが4社というようなことでございまして、例えば、スギヤマプラスチックと丸本につきましては、平成20年度も補助金を出しておりますけども、この補助金は5年間にわたって出すようにしております。この2社につきましては、その2年目ということでございます。ケンコーコムと三和工業につきましては、先ほど申しましたように3千万円以上の投資をなさっておるということでございます。

川上委員

梶原部長、今の説明で4,252万6千円の説明がわかりますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:32

再開 13:33

委員会を再開いたします。

経済部長

この立地補助金の新要綱分につきましては、先ほど答弁しておりますように、3千万円以上の固定資産の投下、それから5名以上の雇用創出ということが条件になっております。それに基づきまして、随時これは1月2日以降になりますので、そういう資本投下された企業につきましては、随時市役所のほうに届けていただくとしております。そういう数字から積算して、この4社分が4,200万円なにかがしかなるということでございます。

川上委員

もう全部市民の税金なんですね、それで、例えばスギヤマプラスチックの場合、去年は3千万円以上の5名以上というのはわかりますけど、スギヤマプラスチックは幾ら出してあったんですか、また、新年度は幾ら出す予定なんですか。

産学振興課長

平成20年度につきましては、企業立地促進補助金と雇用促進補助金、合計しまして1,058万2千円、21年度につきましては企業立地促進補助金、今さっき言いましたように2年目の分と不動産取得補助金、これを合計いたしまして497万円でございます。

川上委員

そうすると、あとスギヤマプラスチックは3年補助するわけでしょう。そうすると、スギヤマプラスチックは5年間で幾ら補助金をもらうことになりますか。

産学振興課長

2,512万5千円の予定でございます。

川上委員

それで、現在スギヤマプラスチックの雇用数は19と言われましたね、新年が。それで、お尋ねしますけども、これらの旧要綱分を含めてこの間に解雇、雇いどめはなかったですか。

産学振興課長

先ほど、まず申しました19人というのは、飯塚市民の方の数字でございます。そして、この中でやめられた方はないというふうに聞いております。旧要綱分につきましては、雇用促進補助金は関係ございませんので、もともと何名市民を雇われたかという部分は条件に入っておりませんので、把握いたしておりません。

川上委員

いや、それは把握してくださいよ。その5名以上ちゃ、6名からの分については50万円とか何万円だから把握はするけれども、そもそもの分については把握しないみたいなことじゃあいかんでしょ。単なる財政扱ってるわけじゃなくて、企業立地促進を目的としているわけで、さっき雇用が自己評価どうですかと思ったら、雇用は40とか48とか言われたでしょう。だから、特にこういう経済状態のときに、補助金を出している企業が雇いどめをしたかしていないか知らない。まるで大分県みたいじゃないですか、キャノンの。本当にわからないんですか。

経済部長

先ほど旧要綱分について、雇用人員把握してないと言いましたけど、旧要綱につきましては、固定資産税相当額を3年間助成していたわけですね、雇用促進補助金はございませんでした。そういうことで、当初誘致したときは人数をつかんでおりますけど、それから増設した分に対して固定資産税相当分を補助金で出しておりました。その際の人数をつかんでないという答弁でございますので、御理解ください。

それと、自動車関連産業で一部自主退職された方はあるということは聞いておりますけど、解雇ということは聞いておりません。

川上委員

経済部長ですね、これは固定資産税分を出してるんだから、雇いどめの状況について把握してないと、了解してくれと。(発言する者あり)何て言うたですか。

経済部長

先ほど、雇用の人数をつかんでいないというのは、雇いどめじゃなくて、新規雇用の人数をつかんでいないというのは、旧要綱では固定資産税相当額、増設した場合にでも固定資産税相当額に対して補助しておりましたので、そのときは雇用促進補助金も何も出しておりませんので、人数に関係なく固定資産税に対して助成しておりましたので、当初誘致したときは新規雇用をつかんでおりますけど、それから先の増築、改築した場合の補助金の際に人数は雇ったのかというのをつかんでいないっていう答弁と御理解くださいちゅうことで説明したんで、それで、雇いどめとかそういうことについては、今言いましたように、一部自動車産業で自主退職された方は聞いております。ただし、それは解雇じゃないということでお聞きいたしております。

川上委員

梶原さんね、まあ話は次行ってるわけ、だから、解雇、雇いどめ、あるいは自主退職であっても、あなた方がその補助金を出している企業が、この経済危機の中で雇いどめしていないかだとか、解雇していないかだとか把握するのは当たり前じゃないかっていうことを言ってるわけです。違いますか、当たり前じゃないですか。

経済部長

だから、さっきからそういう話は聞いておりませんと、企業さんに聞いたら、雇いどめとか解雇はしてないと、ただし自主退職はありましたということで、それも自動車産業で自主退職があったということを知りました。それで、ほかの今ここに出ておりますような、メディサ製薬とか沢井製薬、それから丸本とかそういうところについては、雇いどめもないし解雇もあってないというような話は当然お伺いはしております。

川上委員

さっきから一部の自動車産業とか言ってないですよ、旧要綱分のことも含めて把握しているのかと聞いたら、課長、知らないって言ったじゃないですか、部長は把握してるんですか、そしたら。雇いどめしてないんですか。

経済部長

先ほど言いましたように、メディサ製薬、沢井製薬、それから丸本につきましてはお聞きしていますと今答弁したはずですよ。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:40

再 開 13:41

委員会を再開します。

経済部長

先ほど答弁しましたように、一部についてはお聞きしておりましたけど、全体について把握していませんので、今後把握に努めてまいりたいと考えております。

川上委員

私はのんきな経済部長だと思いますよ、9月15日にリーマンブラザーズが飛んで何カ月たつんですか。これだけ経済危機が深刻になって、それで補助金は出しますよと、5年間も出し続けろうというところもあるわけでしょう。そして、そこのあなた方が誘致した企業が雇いどめをしたかどうか、全部については把握しとらんと指摘されたら怒るわけでしょう。あなた方ね、これ全額市民の税金と言ってるじゃないですか、さっきから。それで、何人雇用が、自己評価はどうですかと、40人ですとか48人ですとか適当なことを言って、その雇いどめの状況も全部把握してないと。税金をこういうふうに使っていいのかということをお聞きしたいわけでしょう。どうですか、私ばかり言ったらいかんでしょから。

産学振興課長

私が先ほど答弁いたしましたとき、全く把握してないというのは、この今さっき部長が言い



ましたように、この補助金に対して何名雇用されたかという部分はわかってないということは申し上げました。それで、申請をなさるときに、今現在の状況だとかいうことも企業さんのほうからはお話としては聞いておりますけども、それを今きちっと把握した形でまとめたわけではございませんので、把握してないということを申し上げました。今後は、言われるとおり、できるだけ企業さんとお話を密にしながら、そういう実態も把握をしていきたいということを考えております。

川上委員

大分のキャノンは、国会で呼ばれて、いろいろ国会で話したその日に、解雇の現場では手続をとるとか、いや、解雇じゃない雇いどめの手続をとるとか、そういうこと、ひどいことをやってるわけですよ。そのときに、大分県が何をしていたのかと、大分県に報告してなかったんだから、あなた方がきちんとつかまなくてどうするんですか、これ指摘しておきたいと思います。

委員長

承っておきます。

次、126ページ、工業団地造成事業特別会計繰り出し金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

今言いましたように、先ほどから言ってますけど、誘致活動についても、さっきの2社で100万円という話に代表されるように、誘致についても、まあ私に言わせてみるとバックとして適当と。それから、誘致してきた企業に対する指導というか、状況把握もまともにやれていないという状況があるわけですよ。誘致活動でも、それから誘致した企業への状況把握についてもできてない。こういう中で、あなた方は百年に一度と言われる経済危機の中で、工業団地を造成しようとしているわけです。で、2,239万6千円の繰り出しですが、これはすべて借金返済に使うお金ですか。

産学振興課長

この繰り出し金の充当内容でございますけども、職員給与費が288万3千円ございます。それに一般管理費が7千円、それと起債対象経費の10万円未満の経費が1万2千円、それに今申されました起債の元利償還、元金部分が962万7千円、それに利子が888万3千円、それに予備費100万円という内容でございます。

川上委員

非常にわかりにくい。それで、2,239万6千円のうち借金返済に1,851万円投入するわけでしょう、違いますか。

産学振興課長

大変失礼いたしました。公債費の返還につきましては1,851万円でございます。

川上委員

あなた方ね、予算編成のときに、市長とか副市長からどうなってるんかと聞かれるでしょう、私は市長が聞いたと多分同じことを聞いているだけの話ですよ。この繰り出し金は何のためかと。執行部のヒアリングを通過して、議会で何で答えられないんですか。それで、じゃあこの1,851万円の財源は何ですか。

財政課長

一般財源でございます。

川上委員

税金とごみ袋代の値上げ分ですよ。それで、来年は幾らになりますか、この費目は。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:46

再開 13:47

再開します。

産学振興課長

失礼しました。22年度の返還につきましては7,390万円、約でございますが、それぐらいでございます。

川上委員

それで、その次の年が、市長、2億400万円ですよ。その他のことも入ってくるかもしれないので、ここの費目、皆さん見てください、この繰り出し、これは来年は7,391万円以上になるんですよ、再来年は2億400万円以上ですよ、これが最低8年以上続くんです。ここの費目が。梶原部長、違いますか。

産学振興課長

先ほどの一般質問でお答えしましたように、今言われた22年度から29年度まで2億4,800万円ほど続いてまいります。

川上委員

そして、工事が今難航し始めとるでしょう。いろんな状況になっていますよ、工事現場は。そしたら、追加工事が発生してくるかもしれない。まあ議会は多分だめと言うと思いますけど。そんなことを考えてみたら、追加の借金、追加の元利償還も加わってくる。そうすると、今言った数字より大きくなる危険性が高いんです。もう言うまでもないけども、しばらくは税収は落ちこたえまで上がりませんね。奇跡的に、アドバイザーが頑張ってくれば、あ、そうか、それでも税収は上がらないですね、その分出すからね。税収上がらないんですよ、そういう状況の中で繰り出し金だけがふえていくということなんです。

こういう事態と、もう一つ、資料集の97ページ見てもらうと、もう市長ももう見るまでもないということかもしれませんが、工業団地の整備状況がありますでしょう、全県的な数字を言っても仕方がないのであれですが、一応言えば全県的には250ha、整備中か整備済みと、それで本市周辺で言うところとどれぐらいになるかと言いますと、北九州地域と筑豊地域、このうち北九州の上の3つ取ったとしましょう、そうすると、合わせると125haですよ。これに北九州空港の40haから60haの造成というのは別にあるんでしょう。大きいですね。北九州空港の跡地だからギロとかないですよ、もう線を引くだけで工場が来る、そういう状況です。それで、市長は北部九州150万台構想の絵は壊れたという認識なんですよ。これ見られたら、鯉田工業団地が本当に必要かっていうのも、もう理屈じゃなくて体感的に要らないってことがわかるでしょう。ここに来ないということもわかるでしょう、簡単には。だから、アドバイザーは目尾の方で何とか勝負できないかっていうことで頑張っているわけでしょう。ですから、私はもう今は繰り出し金の角度からだけ見ましたけど、さまざまな角度から見てもこの事業は、鯉田工業団地造成事業はストップすべきだというふうに思うんです。市長、どう思われますか、重ねて質問します。

経済部長

代表質問、一般質問でも答弁させていただきましたように、本市の浮揚発展のためには、企業誘致を行い、雇用の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、そのためにも鯉田工業団地造成工事につきましては、継続して行わせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

次に、127ページ、八木山地内花木等管理委託料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

一括して聞きます。委託先と仕事の内容はどうなっておるのか、答弁を求めます。

商工観光課長

委託先でございますけども、八木山観光推進協議会でございます。仕事の内容でございますけども、花木園内の下草刈り、施肥等、それから駐車場トイレの清掃等でございます。

川上委員

その今言われた協議会というのはどういう組織で、まあ草を刈るのはいいんだけど、どこの草を刈るのか、どこの花木の世話をするのか、それを教えてください。

商工観光課長

八木山観光推進協議会につきましては、八木山地区自治会員で設立されております協議会で、120の世帯が加入されております。作業でございますけども、飯塚市八木山地区内にあります花木園の約6万8千㎡ありますけども、その中の下草刈り、それから梅等の施肥等の作業でございます。

川上委員

この委託料はどうやって計算を出したんですか。

商工観光課長

草刈りの平米当たりの単価を出しまして、それに平米数をかけて出しております。例年委託を行っておりますので、来年度につきましては今年度の9割ということでの積算をさせていただきます。

川上委員

その9割というのは何の理由ですか。

商工観光課長

現在の予算編成方針に基づきましての減額をさせていただいております。

川上委員

委託料関係は基本的に9割ということに予算編成方針でなってるんですね、どこにおられますかね、ああ、そこ、なってるんですね、どうですか。

商工観光課長

経常経費につきましては、95%削減というふうになっておりますけど、業務等を見直しました中で判断をしております。

委員長

暫時休憩します。再開を2時5分とします。

休 憩 13:56

再 開 14:06

委員会を再開いたします。

要求しておりました資料ができたそうですので、ただ今より配付いたします。

( 資料配付 )

保留しておりました123ページ、企業誘致アドバイザー委託料について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

この報告書は、本市としては、誰まで届く資料ですか。

企業誘致推進室主幹

経済部長まででございます。

川上委員

どうしてこういう重要なレポートを市長まで通さないのでしょうか。

企業誘致推進室主幹

これは訪問記録をアドバイザーから提出いただいているものでございまして、個々の案件で個別に対応というか、個別の案件については経済部長から市長・副市長へご報告いただいております。

川上委員

市長、今後は、これは毎週提出のようでありますので、きちんと市長まで通してもらって、場合によって市長がアドバイザーと話しをするということも本来あってしかるべきだと思うんですよね。部長、どうですか、市長までレポートを通すということについては。

経済部長

月末までのものが月はじめに報告が上がってきますので、その分については市長まで報告させていただきます。

川上委員

じゃあ、残りの質問についてはまたよく研究して、今後については情報公開でも何でも、私も手に入れるようにして、状況を把握して質疑ができるようにしたいと思いますので、これについては質疑を終わります。

委員長

次に127ページ、観光費予算が前年度、平成20年度から減額された理由について、柴田委員の質疑を許します。

柴田委員

127ページ、4目「観光費」についてお尋ねいたします。平成20年どの予算と21年度との関係なんです、比較して1,372万円の減になっております。この理由についてちょっとお尋ねいたします。

商工観光課長

この観光費の減額の主なものといたしましては、20年度に実施いたしました観光施設の改修工事費が約580万円と業務の見直し等による減額が500万円でございます。

柴田委員

事情的にはわかりました。きょうの西日本新聞にも、また声の欄に伊藤伝右衛門邸のことが載っておりました。そのように、その方は中間市でしたが、かなりやはりあちこちから今、伝右衛門邸の見学においでになってあるんだなと思います。今のそういう、やっと今広がりが見えてきた時期でございますので、イベント等を行っていただいたりして、リピーターをふやすために、また観光費というところには力を入れて観光の前進のために力を尽くしていただきたいと思います。そういうことを要望いたします。

それと、次に、引き続きよろしいでしょうか。

委員長

はい、いいですよ。

柴田委員

補助金についてお尋ねいたします。

次の128ページ、19節にあります、予算資料の12ページに、この飯塚観光協会補助金について載っております。この中に、どんたく宿場祭りが前年は250万円、今回は200万円という減額になっております。先ほどからお聞きしておりましたら、ことしは旧1市4町の商工会が、ことしは一つになって出発しようという折であります。そういう折に、このどんたく宿場祭りというのは、大変この飯塚市にとってはつながりのあることではないかと思っております。内野の宿場、それから穂波においては天道、また旧飯塚市、片島、幸袋、頼田と、この宿場、そしてまた庄内にも立ち寄っていただくような、このどんたく宿場祭りを飯塚市が一本になるお祭りにぜひやっていただきたいと思っております。このお祭りも今お見受けすると、大名行列という状況であると思っておりますが、本当に市長さんがお殿様になっていただいて、行政もたくさん参加してあると思っておりますが、各内野から頼田に向けて、また庄内も入れて、そういう中を本当に市民の皆様との交流の場に、ぜひそういう宿場祭りに取り組んでいただきたいなと思っております。そういうことしというか、予算は少なくなっておりますけども、何かそうい

うことを発想してやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

商工観光課長

飯塚どんたく宿場祭りにつきましては、飯塚市を代表する祭りの一つとして、商店会を中心に大変多くの市民の方が参加をされております。また、内野地域でも、長崎街道の内野地区があり、古くから大根地神社と老松神社の神幸祭があり、大変にぎわっていたとのことであり、昭和50年代には神幸祭に伴いまして大名行列など宿場祭りが実施されてたとのことであり、多分現在はそういうことで実施はされておられませんけども、飯塚で開催されておりますどんたく宿場祭りには、内野地区からバザーなどの出店があつておありまして、2つの地区が連携をして現在行っているところでございます。こういったどんたく宿場祭り等につきましては、実行委員会形式で開催をしていることもございますので、今議員のほうからお話のありましたことにつきましては、実行委員会等とお話しをしながら検討させていただきたいというように思っております。

柴田委員

私も参加したことはありますけれども、関係者が参加しているという状況で、本当に市民の方々が一つになったお祭りにはまだまだなっていないことだと思います。ぜひ今度出向いて行っていただいて、内野からずっと宿場のその通りを一つになったという思いで、そういうお祭りにしていていただきたいと思います。

次に、ひいな祭りで、これはありがたいことに昨年、一昨年は100万円、ことし180万円という、80万円が増になっておりますが、本当にことしも大変な人出でにぎわいましたし、昨年よりずっとすばらしいひいな祭りになっておりました。本当に80万円増ぐらいで本当にやれたのかなと思うと、やはり陰で御苦労されている、本当に一生懸命その飯塚のひいな祭りを盛り立てていこうとする方々のお力も随分あつたと思います。このお祭りが1人の方、2人の方のそういうことでは長続きしていかないんじゃないかなという思いがあります。ぜひ長続きをしていくために、そのひいな祭りのそういうスタッフの方々と、またはこの支援について、しっかり今後も話し合っていていただいて、このひいな祭りを続けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

商工観光課長

ひいな祭りににつきましては、先ほど議員言われますように、大変多くの方に来ていただいております。このひいな祭りににつきましては、現在実行委員会をつくりまして実施をしておりますけれども、その中に、市、商工会議所、観光協会、それから商店街等々入りながら実施をしておりますので、今言われましたように、関係者で十分協議をしながら今後も継続して進めていきたいというふうに思っております。

柴田委員

ぜひ長続きするこのひいな祭りにしていただいていただきたいことを要望して、この質問を終わります。

委員長

次に、127ページの観光事業について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

同じく127ページ、観光費についてでございます。まず、少し予算の中身についてお聞きいたします。

報償費の中に展示物借用謝礼金がございます。これについては何なのか、そして、支出先については何名、もしくは何社なのかお聞かせください。

商工観光課長

今御質問の展示物借用謝礼金につきましては、伊藤邸で行います観光イベントの展示物借用謝礼金でございます。内容といたしましては、5月の人形展及びひいな祭りの展示でございます。

ます。支出先につきましては、1名の方を予定しております。

江口委員

この20年度もあったやつですか。

委員長

20年度もあったかちゅうことです。

商工観光課長

20年度も実施をしております。

江口委員

続きまして、委託料についてでございます。旧伊藤伝右衛門邸駐車場管理委託料191万9千円、並びにその次の使用料及び賃借料の借地料、それと仮設トイレ借り上げ料がございます。この点について御説明をお願いいたします。

商工観光課長

まず、駐車場管理委託料でございますけど、伊藤邸へ来られます観光客の大型バス駐車場及びイベント時の身障者用駐車場等の管理につきまして委託を行っているものでございます。委託先は、シルバー人材センターでございます。また、借地料につきましては、大型バス駐車場の用地として借り上げておるものでございます。

次に、仮設トイレの借り上げ料でございますけど、身障者用駐車場、大型バス駐車場、臨時駐車場の3カ所に設置をしているものでございます。

江口委員

大型バス用の臨時駐車場がこの3つとも絡んでいるわけですが、河川敷きに駐車場ができませんでした。考えますと、大型バス用の駐車場、やっぱりこれだけ経費がかかっているわけです。これをまだ置いておく必要があるのかなと思うわけです。あそこのそばにガソリンスタンドがありますよね、あそこの広がっている道の所でお客様の乗降をし、そして、バスに関しては河川敷きの駐車場に入っていただいて待っていただくということができるのではないかと、そうすると、この分についてもまだまだほかのところに回せるのではないかと、その点についてはどのような検討をなされたのでしょうか。

商工観光課長

まず、大型バス駐車場の借り上げについてでございますけど、現在大型バスの駐車場につきましては、観光客が高齢な方が多いことから、河川敷きにも駐車場のスペースを確保してもらってますけど、現在のバス駐車場の位置が最適かというふうに考えております。

また、大雨時には一時使用できないことがございますので、そういうことで現在の大型バスも考えております。それから、今議員言われました、一度ガソリンスタンドの近くで乗降させてはどうかということもございますけど、この旧国道につきましては、大変車の行き来が多い道路でもございますし、イベント時には大変多くのバスが集中するというのもございますので、検討いたしましたけども、大変難しいのではないかと、このように判断をしております。

江口委員

本当に検討したんですね、ですか。まあ、それがしっかりとした検討であるならば、これがずっと借り上げ料がずっとで支出されるわけですね、果たしてどうなんだろうねと思えます。今一般の方々が使っている駐車場もあれも臨時ですよ、なくなるわけですよ、なくなることが十分考えられるわけです。はい、そういったことです。

それでは、委託料の中に、旧伊藤伝右門ライトアップ設備設置委託料33万6千円とございます。これにつきましては、秋でしたっけ、秋にライトアップをして、夜間に伝右衛門邸に入らせていただくというふうな形やったと思います。こういったときに、入場料についてはどのように扱われるのか、お聞かせください。

商工観光課長

イベント時の入場料のことかと思えますけど、このライトアップの関係の入場料につきましては、現在のところでは通常料金での入場を考えております。

江口委員

何か特別をするときには特別な料金があるというのが世の常でございます。ぜひそういった部分も考えていただきたい。この伝右衛門邸では、秋のライトアップ以外にもイベントをやります。そういったところで、きちんと収益を確保する、また今300円をいただいているわけですが、300円が妥当かどうか、300円で回らないのであれば、それをふやす努力をする。もしくは、また年に何回も何回も来ていただけるお客様があるのならば、ある意味その方々に対して、サポーターとして年間パスを発行する。そういったことも考えていただきたいと思うわけですが、その点についてどうでしょうか。

商工観光課長

入場料につきましては、来場されます方のアンケート等を見ましても、適当であるという御意見が多いようでございますので、料金につきましては現行のまま進めさせてもらいたいと思っておりますけど、ただ、年間を通してのイベント等をいろいろ考えておりますので、その中では、先ほど議員言われましたような特別料金等につきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

また、伊藤邸のほうにリピーターとして何度も来られる方の年間パス、それから周遊券等につきましても、ぜひ今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

江口委員

お客様にアンケートをしたら、300円が高くないと思った、適当であると、当然答えられるだろうと思います。ところが、じゃあこれを500円にしたときに、適当であるがどれだけ減るか等々を考えると、果たしてどうなんだろう、適当という範囲がもっともっと広いのはいかと思っております。

また、昨年假屋崎省吾ですね、生け花展をやりましたですよ、あのときは入場料千円だったわけです。千円でもあれだけお客様が来ていただけるわけです。ある意味付加価値ですよ、そういったものをきちんとつけながらやっていただきたいということをお願いをいたします。というのも、この観光がきちんと事業として成り立っていく必要があると思うわけです。その観光が事業となっていくためには、じゃあ何が必要なのか、そうすると、これがある意味経済として成り立たなくてはならないわけですし、そこにかかわっている方々が、ある意味そこで無理なく、無理なくということ、まあ多少の無理はあっても、無理し過ぎずにやらなくてはならないわけですが、一昨年的一般質問の中でも観光ボランティアの方々についてお話をさせていただきました。で、今年度の予算において予算措置をしていただいているわけですが、今年度の予算措置において、観光ボランティアの方々に対してどのような予算措置がなされたのか、御案内ください。

商工観光課長

21年度の予算でよろしいですか、今回予算に計上しております観光ボランティアの支援につきましては、ボランティアガイドの資質向上のための研修、先進地視察に対する旅費、それからやはりガイドの拡充といいますが、会員増も図っていかねばなりませんので、そういった経緯を踏まえて予算を計上させてもらっています。

江口委員

20年度においては、観光協会の補助金の中に20万円というふうな形であったかと思えます。観光ボランティアの方々、私は観光ボランティアではない形であるべきだと思っておりますが、いまだに観光ボランティアの方々においては、まあ会員の要請、要請に対して支出をいただいた、また、県での大会等があったときに、その経費等を助成いただいたというお話がありますが、実際の活動経費としてはそうそう回っていないというのが現状だと聞いております。

観光協会経由で支出がなされ、そしてまたその使い道については、今お話をしたとおりだというふうな形でよろしいですか。

商工観光課長

観光協会に通じての支援につきましては、そのとおりでございます。そのほか、伊藤邸の中で活動される方の飲食というか、水等につきましては、それから寒い時期のカイロ等につきましては、市のほうから支援をさせてもらっております。

江口委員

観光ボランティアの方々ですね、観光案内人の方々は年間を通じて、延べ何人ぐらい出てきておられるのでしょうか。その方々の人数、もしくはおおよそその方々の活動にかかっている経費等、おおよそ概算でも結構ですので、おわかりになられましたらお教えいただきたいと思っております。

商工観光課長

延べ人数は約2千人ぐらいではないかというように思っておりますけど、経費につきましては把握をしておりません。

江口委員

これだけの延べ人数が出てこられるわけです。先ほど言いましたように、20年度の予算措置としては20万円、しかしながら、これはほとんどは活動経費ではなく、ボランティアの要請と、それと大会の参加というところで消えています。きちんとその活動を支える部分がなくてはならないと思っております。ぜひその点を考えていただきたいわけですが、それを考えるのにやっぱりきちんと動かなくてはならないのが観光協会であります。

観光協会について資料のほうを出していただいております。追加資料で言いますと112ページ以降に資料をいただいているわけですが、この中で113ページに、正会員が72名、そして特別会員が21名とございます。正会員、特別会員というのはどういった方々なのか、またその特別会員に、差し支えなければどういった業種の方等がなられているのかを御案内いただけます。

商工観光課長

観光協会の会員のうち正会員につきましては、会費等を納めていただいて、観光協会に参加されている方でございます。特別会員につきましては、役員と当て職の方たちがこの特別会員の中に入っておられまして、その下に役員が、名誉会長、会長、副会長というのがありますけど、そこがこの特別会員となります。現在、会長につきましては濫田様が会長になられておられまして、副会長につきましては、商店街連合会の会長、それから4商工会からの代表の方がなられております。

江口委員

観光協会の役員に関しては、124ページのほうに、おおよその役員の割り振りが出ています。これを見ると、官の方々、そしてまた商工会議所関係の方々、商工会関係の方々等が多いと思われるんですが、さきに観光基本計画をつくりましたですね、あのときには一般公募の方々等も入りながらやったわけですが、そういった方々はこの観光協会に入っているのかどうか、先ほど特別会員どんな方ってお聞きしたんですが、120ページに会員の種類に関して書いてございます。第4条、会員の中で、特別会員2号で、関係書記官並びに学識経験者とあります。この方々は、会費についても必要としないとあるんですね。片一方、正会員は一定の会費を納めるものとあります。その点についてもう少し詳しく、特別会員についてお聞かせいただけますか。

あともう一つ、正会員の勧誘をどういった形でしているのか。

商工観光課長

特別会員につきましては、今議員のほうからもお話しがありましたように、この観光協会の



役員をされてある方を掲げております。その中には商工会議所、商店街連合会、商工会、それから市のほうが担当として入っております。

また、会員の方法につきましては、先ほども言われましたように、会費を払って観光協会に入られた方は会員として上げております。

江口委員

観光基本計画に参加された方々、市民公募の方々等おられましたよね。その方々についてはお入りになっておられるのか。

もう1点、観光業界、飯塚市内にも幾つかの観光業界が、会社がございますが、そういった方々は入っておられるのでしょうか。

商工観光課長

観光基本計画を策定するときの委員の中にもこの観光協会の会員に入られておられる方がおられますけれども、すべての方が入られているということではございません。

また、この観光協会の中には先ほど言われましたような旅行会社関係等は当然加入のほうはされております。

江口委員

旅行会社等々は入っておられるというふうな形であります。ただ、観光基本計画に参加された方々はすべて入ってるわけではないという話ございました。この観光協会がある意味きちんと動かなければ、飯塚の観光行政は伸びないわけですよ。ある意味観光協会経由でこれからずっと先やっていかれるという理解でいいわけですよ。

商工観光課長

今後の観光振興の中心になるのは、やはり私も観光協会が中心になって行っていくべきではないかというふうに考えております。

江口委員

であるならば、役員の方々はこういうふうに、先ほど言いましたように、資料のとおりありますが、果たしてこの形が、会自体がきちっと機能するかどうかなんです。それを考えると、またもう一つ別な組織が必要。ある意味必要なんじゃないかと思ってます。その部分が資料の一番最後ぐらいかな、観光まちづくり委員会の設置についてという資料があるわけですが、130ページですが、この部分を中心としてやっていくというふうな認識でよろしいですか。

商工観光課長

このまちづくり委員会を中心にいろいろな商品開発等については検討していきたいということでございます。

江口委員

では、このまちづくり委員会のしっかりとした議論をお願いしたいところでございます。

そういったものを采配するのも観光協会の事務局長であると思われま。観光協会の事務局長については、今年度から飯塚市の補助金の中についても予算措置をし、私は公募すべきだと言いましたが、皆様はどうやら公募ではなく選ばれているようでございます。今回、観光協会の体制が強化されたわけですが、その体制が強化された中で19年度と比較して、ここが進んだんだよという点、また事務局長の発案でこういったイベントが新しくできましたという点がございましたら御案内をいただきたいと思ひます。

商工観光課長

昨年4月から観光協会の事務所をあいタウンの2階に設置いたしまして、伊藤伝右衛門邸中心に観光振興を推進してきたところであります。

現在、観光協会につきましては事務局長と2人の職員で年末年始以外は無休という体制の中で観光客の案内や市民の方々の問い合わせなどを対応しております。

今年度、特に10月に伊藤邸で行われました假屋崎省吾の花展、それから、秋の大浦荘の特

別公開、それから雛のまつりなど、観光協会を中心に取り組んでおるところでございます。事務局長の発案というのは、特にこれというのはございませんが、ただ、この麻生大浦荘の特別公開につきましては積極的に調整をされておりますし、假屋崎省吾の花展につきましては、1講演会形式で行いましたけど、実行委員会の事務局長をしていただいております。

それ以外に年末年始での観光協会の開館ということで、そういうところでも十分機能を果たされているのではないかというふうに考えております。

江口委員

十分機能を果たされているのではないかというお話しでしたが、聞くところのようですと、観光協会と例えば観光案内人の間、また、いろんなところでまだまだ摩擦があるというふうなお話しをお聞きいたします。そういった調整も含めてやっていただかなくてはならない。

また、ある意味この方はアイデアをどんどん出しながら商品を開発していかなくてはならない立場なんです。実際に着かれた方はそういった経験がある方がなられたんでしょうか、どうでしょうか。

商工観光課長

去年の事務局長につきましては、その以前、19年度から観光協会のほうの事務局もされておりましたし、そういった観光のほうにつきましては十分事務的なものは優れたものがあったんじゃないかというふうに思っています。

今後、市と観光協会と商工会議所等々とも連携を図りながら、今議員が言われております商品開発等につきましては取り組んでいきたいというふうに思っております。

江口委員

事務のたけた方を事務局長に設置したかったわけではないですよ。飯塚はこれだけある意味「観光元年」と市長も言い、あれだけ伝右衛門邸に来られているお客様がいる。雛のまつりに来られてるお客様がいるわけです。その方々にどれだけ気持ちよく帰っていただいて、飯塚っていいとこだったよと言っていただけるか。また、ある意味、飯塚から帰るときに手ぶらではなく、両手にお土産を持って帰っていただくことが必要なわけです。そのためにどれだけ汗をかけるか、そのためにどれだけ多くの方面に働きかけができるかなわけです。そしてまた、この観光に携わる方々にどれだけ気持ちよく御協力していただけるかなわけです。残念ながらまだまだその点については、観光協会が機能してるとは私は思っておりません。

先ほど観光案内人についてでも同様でございます。観光案内人の会と改称をいたしました、あの方々については昨年、一昨年の12月に市長は、ある意味1週間のボランティア等ではない、ある意味1年間を通じての活動であるのと、それについては支援をしていきたいというお話しがございました。ところが、この観光協会経由の補助金については、残念ながらそういった活動費ではなくて、ある意味新しい仕事をやるんだったらその分出すよと、そういった形で出ていったんだと思いますし、だからこそ案内人の会の方々もそうそうふえずに、活動資金もなく、そこで困っておられるんだろうと思います。

一方で、観光協会の予算決算を見ていただきましたらわかるように、自販機の収入とかで結構な金額上がってるわけです。そしてまた、白蓮館についてもある程度の金額が動いているわけです。そしてまた、来年度緊急雇用の中でも白蓮館の隣、書生棟の中で人を雇うわけですよ。白蓮館でも人を雇ってるわけです。そしてまた、直営の中でも人がいるわけです。じゃ、その人のやりくりについて、ある意味、前面で頑張っていただいているその案内人の会の方々と一緒にできることはないのかということを考えていただくのが観光協会の事務局長だと思うわけです。片一方はボランティアだから、それこそ手弁当で交通費も何もなし、保険だけ出そう。後はもう好き勝手活動してもらえばいいやない。私は月に一遍ぐらい、もしくは週に一遍ぐらい手伝おうと思ったんだけど、この状況があるのじゃないから週に3回、4回来てるんだよという方においても、いや、好きで来てるんでしょ、嫌だったら来なきゃいいじゃないで

すかという制度ではなく、ありがとうございます。ぜひその活動を何とか支えていきたい、それをきちんとつなげるのが観光協会であるべきだと思うわけです。その点についてはどのようにお考えですか。

商工観光課長

この観光ボランティア、筑豊飯塚観光案内人の会につきましては、伊藤邸、現在まで37万7千人の観光客が来られておりまして、その大きな要因ということで、大変歓迎をしているところでございます。

ボランティアガイドの活動推進していくためには、観光協会が中心に支援していく必要があり、観光協会と、それからボランティアガイドの組織であります筑豊飯塚観光案内人と、それから市といろいろ今後の活動の体制や活動の範囲、有料化なども含めまして検討をしていく必要があるのではないかというふうを考えております。

やはりボランティアガイドは今議員言われますように、活動しやすい環境づくりをつくっていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、そこらあたりは観光協会と十分協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

江口委員

そのためにも事務局長並びに市においてはきちんと汗をかいていただかななくてはならないと思います。

また、いろんな祭りがあるわけです。その中である意味移り変わりもあるわけです。そこに関してもしっかりとした説明責任というのが観光協会の事務局長には必要になります。そしてまた、新しい部分をつくっていく、その中で本当に事務局長のあり方、事務局のあり方、そういった部分に関してもしっかりと考えてやっていただかないと、観光といいながら、やり始めたはいいんだけど、お手伝いいただけるか方がないし、汗をかいていただける方が、ああ、これだったら未来はないよねと思ってどんどん離れていかれると先がないわけです。

この筑豊というのは、先ほど来、農業のところでもお話しがございました。ある意味食という部分で非常に昔から栄えた地域であります。そしてその食文化がまだまだあるところでありまして。胃袋をつかむということが、ある意味その観光のリピーターの一番の強みですよ。そういった部分を含めながら考えていただかななくてはならない。それをきちんと考えていただいて、もう事務局長今度は2年目になりますので、観光協会がきちんと機能をしなければ、そこについても当然ながら市としてもある決断をするということをも十分考えていただきたい。そのことをお願いをしておきたいと思っております。

委員長

続きまして、128ページ、飯塚観光協会補助金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

追加資料集見てますと、役員に経済部長と商工観光課長が入ってるんです。監査に124ページですが、課長補佐が、監事が入っておられるわけです。それで、この事務局長の人件費を補助金で出すというやり方です。これはいつまで続けるつもりなのかお尋ねします。

商工観光課長

先ほどの答弁でも申しましたように、飯塚市の観光につきましては、観光協会が中心に行っておりますことから、当然、先ほどもちょっと話がありましたように、自主財源的には当然観光協会のほうで確保していただかなければいけないと思っております。

しかしながら、現在の状況の中では継続した中で補助を行っていかねばならないのではないかとこのように考えております。(発言する者あり)ちょっと今の段階でいつまでかという答弁はできません。

川上委員

飯塚商工会議所は2008年度から新たに45万円助成金を出し始めています。2007年

までは出してなかったのが2008年から出してると、127ページの資料によりますと、これはどうして商工会議所が助成金を出し始めたんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:48

再開 14:49

委員会を再開します。

経済部長

20年度から事務局体制を強化するということで商工会議所にも応分の負担ちゅうですか、一応負担してくださいちゅうことで出していたら聞いております。

川上委員

ところが112ページの資料を見てください。事務運営費補助金は584万円なんです。この584万円というのは市が、これ全体市が出してるんですけど、1,566万円、事務運営補助金としては584万円になってますでしょ。この額が127ページ、観光協会の事務運営補助金、そのまんまなんです。だから飯塚商工会議所からの45万円というのはここに入らないんです。次のページ、128ページに事務運営費が550万円となってるでしょ。だからこれ入りようがないんです、商工会議所のお金が。そういうことになりませんか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:51

再開 15:00

委員会を再開いたします。

商工観光課長

先ほど議員言われております件でございますけど、観光協会の事務局の充実のため応分の負担をしていただいているものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

川上委員

それで、先ほど事務運営費と福利厚生費合わせると620万円ということで、市から出してる584万円と商工会議所から出している45万円足すと、ほぼそれぐらいの額になるというふうに今確認しましたけれども、これをいつまで続けるのかと。私は、理由のある補助金を出しても構わんと思うんですけど、商工会議所がここで45万円出したということは、全体としては自主財源確保の努力をしようと思えばできるということだと思えます。もともとこの事務局長が商工会議所の事務局長をしながら、観光協会の事務局長補佐的な仕事をされていたということを考えれば、自主財源をもっとふやして、市が補助金をいつまでも続けられないようにするべきだと思うんです。

それで、市がここを何ていうか、OBの行きどころというふうに考えるんだったら補助金を出し続けたらどうですか。市のOBの行きどころということで。ほかにそういうところ、似たようなところあるでしょ。だから、そうでないというのであれば、きちんと自主財源確保の努力を求めて、いつまでも補助金を出し続けるというような態度は理事にもなっている課長が言われる答弁ではないと思うんです。どうですか、部長。

経済部長

観光行政につきましては、先ほどから課長が答弁いたしておりますように、観光協会を中心に市と商工会議所連携しながら行っていきたいということとは変わりません。ただ、議員がおっしゃっておりますように、自主財源を早く見つけて、できるだけ市からの補助を少なくしていくというような、全然しないというわけにはいきませんが、支えていきますので。ただ、人件費的なものについて、できるだけ早い時期に自主財源で賄えるような取組みを行っていた

きますよう要望もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

次は、原田委員は同じような質問ですので、取り下げるとい申し出がっておりますので、次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第6款農林水産業費及び第7款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、第8款土木費及び第9款消防費、129ページから151ページまでの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております134ページ、道路橋梁新設改良費茜屋線道路改良工事について川上委員の質疑を許します。

川上委員

茜屋線道路改良工事についてであります。これについては、あわせて立木補償費が出ておりますので、あわせて資料要求に対して、131ページと132ページに資料提出がっております。工事の内容をこの資料に基づきながら、簡潔に説明していただけますか。

土木建設課長

お手元の資料を参考によりしくお願いたします。工事概要といたしましては、場所は茜屋線と申しますけれども、サンビレッジ茜と県道筑紫野・筑後線を結ぶアクセス道路であります。

本事業箇所は、今般道路改良を予定しております。幅員が狭小なヘアピンがちょうど県道とサンビレッジ茜の中間ぐらいのところにヘアピンカーブがあります。このヘアピンカーブの勾配も急であり、見通しが悪く、大型車両等の通行に支障を来している箇所の改良でございます。

工事延長的には約40m、ほとんどが拡幅するところは山林でございますけれども、のり面保護工の480mを主に施工するところでございます。道路幅員といたしましては、次のページにお示ししておりますとおり、8m80を今のところ予定をいたしております。そのほかに用地買収費と立木補償を計上させていただいております。

川上委員

これは、ここの箇所の完成までには全体で費用は幾らかかるんでしょうか。

土木建設課長

工事費といたしまして3千万円を予定いたしております。

川上委員

だから立木補償だとか、それから設計も既に出してるんでしょ、設計委託料、既に。だからそういうのを含めて全部でこの箇所の改良に幾らかかるのかということなんです。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 07

再 開 15 : 08

委員会を再開いたします。

土木建設課長

総額といたしまして3,827万5千円でございます。

川上委員

それは、財源は何になりますか。

土木建設課長

本年度、21年度予算要求を審査していただいている分に関しましては過疎債を、過疎事業を利用しようと考えております。

川上委員

要するに100%借金ですよということですね。

それで、ここは狭いというのが先ほど工事目的だと、改良目的だと言われましたけど、狭いだけですか。

土木建設課長

ヘアピンカーブで勾配がきつく、180度進路変更しなければならない箇所であります。その箇所、県道からサンビレッジ茜まで2車線ありませんで、1車線のみの通行となっております。今般大型車両等、バス、それからマイクロバスがここで安全に離合できるような、部分的な改良を行いたいというふうに考えております。

川上委員

私はサンビレッジ茜に行くにしても帰るにしても、関係の住民が農作業とか林業関係の山林の作業に行くにしても、ここは安全であるべきだと思います。しかし、離合と言われましたけど、ここで離合する必要はないでしょう。このヘアピンカーブで普通離合しないでしょう。離合するならもっと手前のどこか安全なところに離合帯をつくるでしょう。どうしてここを、ヘアピンカーブのすぐそこで離合させようとするのか、その設計の問題の立て方です。

土木建設課長

ちょっと説明が悪くて申しわけありません。このヘアピンカーブのところで、急勾配の上、道路が狭いため、この部分で車両がすれ違う際に接触事故等の危険の恐れがあり、このほど改良するものでございます。

川上委員

いや、私が言ってるのは、ずっと上ってくる途中で離合できる場所を確保できないのかと。そうすると、こういう大規模工事をせんで済むんじゃないかと。3千万円もかけなくて済むんじゃないかと思うわけです。どうしてこののり面を改良したいと思うのか、そちらのほうが安全でしょう、手前のほうで離合幅をつくるほうが。どうですか。

都市建設部次長

今質問者が言われるところのカーブにつきましては、勾配がきつくて見通しが悪い。その位置に差しかかるとやはりお互いにバックをしなければいけないとか、接触事故を起こすとかいうような状況になるもんですから、その位置でもし何ていいまいしょうか、対面した場合に一時よければというふうな状況も考えております。その位置がちょうどこの横断図を見ていただいたらわかると思いますが、横断図のこの勾配の中でよける位置が全くないというような状況でございます。どうしても下り勾配、きつい勾配があります。上るほうはやはり少しスピード、スピードちゅうかエンジンを上げて、回転を上げて上がらなきゃいけない状況でございます。そういった状況の中で、お互いにそこで差し向かいに出会いますと、よける余裕が余らないというようなことで、何とかそこで離合ができるような方向で考えたいというような工事でございますので、御理解していただきたいというふうに思っております。

川上委員

もう少しだけ聞きますけど、今ぜひここでという答弁でしたけど、やっぱり1案、2案を持って、合理的、技術的にも合理的だし、それから経済的にも安く上がるというところを考えたというあかしを知りたいわけです。最初からここを削りたいと、ここを工事したいということじゃないんだと、そこんところが答弁できますか。

都市建設部次長

今の中でいろんな検討をされたかというようなことでございますが、これは検討は何案かしております。というのは、この上り、この下り勾配のきつい中で、このヘアピンを通らずに済むとどうなるのかと。じゃ、ここに橋梁をかけてもう少し下流と上を結んでいくというようなことも検討をいたしております。この場合には橋梁費が結構金額がかさむものですから、やはりそれでは、それとまた、勾配が今よりもまだきつくなるというような状況で、道路交通の中

ではそういったことがちょっと不可能というようなことでございます。

それで、この路線的なものを、そういった橋梁にするのがいいのか、それかもう少しこの横に川がございます、河川がですね。その河川のまたいだところの付近もいろんな状況を検討しましたけども、やはりこの工法的なものが、この位置でこういった危険性を回避するに当たっては一番最適だというふうな考え方でこの計画を立てておりますので、よろしく申し上げます。

川上委員

安全回避、危険回避のための努力は当然ながらするべきだと思います。その際は、先ほど言ったように技術的な合理性と経済的な面を考えて、気をつけなければならないのは、筑豊地域については過疎債があるので、これぐらいの額なら100%借金でいつでも仕事ができるというような安易な発想にならないように、市長が気をつけてもらいたいというように思います。質問を終わります。

委員長

続きまして、134ページ、土木費ほかで大分・太郎丸線道路改良工事負担金について、川上委員に質問を許します。

川上委員

資料集では、追加資料集では133ページになっておりますが、これは県道なんだけど、工事の内容はどういう内容になってますか。

国県道対策室主幹

大分・太郎丸線の工事の内容でございますけれども、工事といたしまして、現在の道路幅員を道路6m、それから歩道2.5m、全長が600m、これを第1工区と第2工区に分けて、計600mを施工するものであります。

川上委員

歩道にガードレールだとかガードパイプとかそういうのはつきますか。

国県道対策室主幹

場所によってはガードパイプ、またはガードレール等が必要な場所は出てくるかと思えます。

川上委員

今それは設計にないんですね。それで、この工事が完了する予定はいつですか。

国県道対策室主幹

土木事務所の資料によりますと、完成年度は平成27年度でございます。

川上委員

600m工事するのにこんなにかかるんですか。どうしてですか。

国県道対策室主幹

全体計画で27年度予定をいたしておりますけれども、当初平成17年度から19年度にかけて調査設計を行いまして、平成20年度、本年より用地買収等々を行っている状況でございます。したがいまして、用地が完了すれば平成21年度より事業を実施したいとのことであります。

川上委員

調査の段階からいえば11年がかりという600mの県道工事なんです。そんなに時間かかるほど悠長なことでもいいのかと思うんですけども、総事業費は幾ら見込まれてますか。

国県道対策室主幹

総事業費といたしましては3億8千万円を予定されております。

川上委員

そこで、この道路改良を福岡県が行おうと考えるまでには地元の要望があつてと思うんですが、そちらのほうで状況把握はされてますか。

国県道対策室主幹

地元の要望につきましては、平成 8 年、地元北古賀区長、副区長外 3 名の方より陳情書が土木事務所長あてで出されております。同年 5 月 8 日に旧筑穂町より土木事務所長へ副申がなされております。これは大分・太郎丸線全線にわたって行われておるといふふうに考えております。

川上委員

陳情書を読みますと、いずれにしても J R 筑前大分駅が福岡都市圏への玄関口ということで、桂川、飯塚方面からもこの道路を通して朝車が集中する。それで、子どもの登校時間帯にちょうど重なって危険な面がある。それで一番は歩道をつけてもらいたいというのが基本要求です。それについて用地買収が必要なところもあるうけども、できるところからでも歩道をつくってもらいたいというふうになってるわけです。

これは地元の区長、副区長と解放同盟の筑穂町協議会の当該支部長と委員が 4 人連名で飯塚土木に出されてるんです。これが平成 8 年のことです。先ほどの工事の計画を聞くと、歩道をつくるだけではなくて、道路全体を新たに線を敷き直して家屋にもかかるんでしょう、用地も買収して道をつくり直すというようになってるようなんですが、そのこのところ福岡県はどういう判断をしたんでしょうか。この陳情内容との関係では。

国県道対策室主幹

本事業箇所を今般予定しております付近約 600 m は、現道のほうが線形が悪く、見通しが悪い部分があります。その部分も含めて歩道設置、また線形の変更を行いまして、交通安全、また視界をよくすることによる交通事故防止等々に考えて線形を考えられたものと考えております。

川上委員

道路をそこまで扱わないといけないのかというふうにも思うんだけど、車道と歩道の間になりしっかりしたガードレールをつくったり、ガードパイプでもつかな、そういう子どもがはみ出さないようにという点でいえばガードパイプということになるかもしれないけど、そうしたことを優先的に考えるべきではないかと思うんです。それによって、今から 7 年も小学校 1 年は小学校を卒業してしまうわけです。だから私は道路が 7 年も 10 年もかかるというようなやり方ではなくて、子どもの命、安全を守ることからいけば、直ちに歩道を優先的に確保すると、道全体じゃなくて。必要なところにガードレールをきちんとつくると、これを優先するべきじゃないかと思うんです。そうすれば 3 億 8 千万円も要らないんじゃないかと思うんです。

そこで、県道なのになぜ飯塚市が負担金を出さないといけないのか。この理屈を教えてください。

国県道対策室主幹

負担金の件でございますけれども、負担は道路法第 5 2 条、市町村の負担金ということで福岡県議会の議決が毎年必要でございます。この道路法上の負担区分によりまして、平成 20 年度は支払いをするようになっております。また、平成 21 年度につきましては、平成 21 年 3 月 12 日に県議会において議決されております。

川上委員

その福岡県が決めたから飯塚市が払わなければならないということのようですけど、福岡県はなぜそういう工事の仕方をするのかということなんです。福岡県が 100% 出してもいいわけでしょ。なぜ福岡県は飯塚市に 15% 要求するような工事の仕方をするのか。そこはわかりにくいですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15 : 24



再開 15:25

委員会を再開いたします。

国県道対策室主幹

負担につきましては、道路法第29条に都道府県及び市町村の負担金の支出に関するところに明記してありますとおり、都道府県が負担する金額を当該市町村に対して支出するものとする。また、市町村は第27条1項の規定により、都道府県に対して負担する金額を都道府県に対して支出するものとするという規定がございます。

川上委員

だから、それは適正な事業の場合ですよ。この場合は地元だって、町だって歩道設置を要求してんじゃないですか。しかも子どもの安全のことを言ってるんです。こんなに10年もかけて工事やってくださいとか一言も言ってない。だから、3億8千万円、10年かけて仕事をする、こういう土木工事のやり方というのは、道路づくりのやり方というのは要求してない、地元は。もっとスピーディに、できればお金をかけずにさっさとやってもらいたい、ここでしょポイントは。それなのに福岡県は長々と10年もかけて、子どもの安全をどうしてるんですかこれは、ガードパイプでもガードレールでもつからないんでしょ、今の関係でいえば、子どもはそっちのけじゃないですか、事実上。

そうやって福岡県が勝手に工事を膨らませとって、飯塚市に15%持てというのはおかしいと思いませんか。どうしてこういうことがまかり通るのかということ指摘してるわけです。

だから、当面ぜひ福岡県のほうと相談してもらいたいと思うんだけど、例えば4月1日に間に合うかどうかわかりませんが、ここの子どもたちの安全のために今からできること、新学期までに。また、夏休み超えて9月ということもあるかもしれません。あらゆる努力をしてくださいますよ。地元は平成8年からだから、首長くして待ってあると思います。どうですか、福岡県にそういうふうな子どもの安全のための緊急対策をとってくれというふうに言ってくれませんか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:27

再開 15:28

委員会を再開します。

都市建設部次長

先ほどの意見を県のほうに強く要望しまして、今できることということをやはり検討していただいた中で、安全確保をしていただくような方策があるかどうか検討していただきたいというふうに要望いたしますので、よろしく願いいたします。

川上委員

県にそのように強く要望してもらいたいと同時に、市としてできることもあろうかと思うんです。財源措置も経済対策で来てるでしょ。そういうことができる可能性があると思いますので、改めて市としても現地見ていただいて、地元の方とも話して、市独自でもできることがあれば、私はどんどんやったほうがいいと思いますので、以上で質問を終わります。

委員長

次に、同じページの同じ款の質疑事項で田中廣文委員に質疑を許します。

田中廣文委員

今、次長ちょっとおかしい答弁されましたけど、県にどういうことを言うんですか。ちょっと教えてください。

都市建設部次長

県に、県道でございますので、市が手をつけられないというような状況でございます。まず、

外側線を入れたり、先ほども言ったように、何ていうんですか、誘導標ちゅうんでしょうか、そういったのを設置できれば、していただきたいなというような形で考えてはおります。

田中廣文委員

あなた、現地見たことあるんですか。

都市建設部次長

はい、現地は何度か行った、車で通って歩いたことはあります。

田中廣文委員

いや、この調査の件で行ったことはあるんですか。要求されたときにそういう、飯塚市に要求するわけじゃないですよ。これは、あなたがそういうふうなことでそこに歩道を、例えばガードレールつくったりしたときに車道線がどういうふうにあるかちゅうこと、あなたわかりますか。そこんこと答えてください。あなたがわかってるんなら。

建設部次長

先ほども課長が答弁しておりますように、線形が非常に悪いんです。大きな木があったり、土留のブロック塀があったり見づらいいですね。だから、県としては線形を整えるために、見通しのよい道路にするために、出っ張った所を道路にして道路改良というんでしょうか、そういった工事をしたいということの今の計画でございます。

田中廣文委員

道路幅員はそれで、今のまんまで、今の、先の話よ。とれると思われるんですか。歩道をつくって。（発言する者あり）

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 32

再 開 15 : 32

委員会を再開いたします。

都市建設部次長

現在の道路幅員は大変狭い、離合がしづらい道路でございます。そういった道路の中に、先ほど質問者言われるように歩道をつくると。じゃいよいよまだ狭くなるじゃないか。そりゃそうですね。しかしながら、やはり狭いところもありますけども、幾らか広い所とか、いろんなのがやはり現状で少し変化があります。だから、今できる所から、今現在、何ができるかということで現地を、今できるところから幾らかそういった外側線で市道を誘導するとか、いろんな方策ができると思いますので、そういった今の現状の中でできるような方策を考えながら、まずして、改良どうしてもしなきゃいけない所、この法線上、計画に乗って施工するというのは全体計画図がもうできておりますので、そういった図面を参考に、将来27年度完成を目指して完成していきたいというふうに思って、そういった要望をしていこうかなというふうに思っております。

田中廣文委員

いやね、そりゃ私は詭弁としか考えられん。何でかちゅうと、できるところだけ広うすると。じゃ狭い所はそのまんまするとですか。そういうふうにはならんでしょう。やはり子どもたちが通り抜けられるような、これ、子どもが事故に遭ったとか、通学しようる途中の子どもが事故に遭った、高齢者が事故に遭ったとかいうことからこのことも出てきとるんですよ。そのことを皆さん、ここの中で、先ほどの質問の中にもそういう申し入れしてあるわけですよ。それは表面上じゃどうやったか知らん。私たちが聞いたときにはそういうふうに聞いた。県に申し入れて初めてこの動きが出てきたんですよ。だから、私たちはそのことを早くやってくれということやってきた。それで、早くやってもらいたいから、私はそのことを皆さんに早くできるように県に申し入れてくれということ言うために立ったんですよ。しかし、言われるよう

な答弁では私は納得いかんよ。あそこは各道路が、歩道の幅員がとれんので道路を広くしながらつくられてかないかんし、また、言うなら見通しが悪いとかいう所があって、初めてこれが出てきよるんです。これ大分から途中までは、JRのとも歩道ができとるやないですか。そういうものも努力してきたんですよ、県に申し入れて。これは市のためにやりよると思って、市民のためにやってるんですよ。あの付近の人だけのためじゃないと思う。そういうところをあなたたちは認識して、しっかりやってもらわにゃいかん。そのことをお願い申し上げておきます。

委員長

次に、135ページ、排水機場操作管理委託料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

これについては、追加資料集の134ページに委託状況調べが出されております。詳細には書いてあるんですが、これについて簡潔に御説明を願いたいと思います。

土木管理課長

排水機場の操作管理委託料について御説明いたします。

現在、市が管理を行っている排水機場は8カ所ございます。内訳といたしましては、国交省所管の排水機場が6カ所、あと2カ所が市で所管をいたしておるわけでございます。この資料に基づきますと、内容的には6カ所が国の所管というふうになっております。資料によりますと、1番から6番までが国の所管になっております。

川上委員

それは書いてもらっときゃよかったですね。これ見て、非常に特徴的でしょう。一目でわかる。一つは、請負リストが書いてあります。これ入札したんでしょう。だから、一番下に書いてあるとおりです。この請負リストは非常に高い。これ特徴の一番です。どこ見ても高い。それから、同じ業者が2年連続、3年連続、4年連続、5年ありましたかね。ありますね。これ3年です、わかっておるだけで6年連続と。以上が説明です。それで、市民の生命財産に直接かわるものなんですよ。それで、この中で近年、操作ミスか機械の不十分、同じでしょうけど、によって水没した所がありますね。どこですか。

土木管理課長

議員が言われますように、学頭排水機場で近年そういうことが発生したということ認識しておりますが、現在は増強もしまして、ポンプ場として機能はきちっと回復しております。

川上委員

2年前のことだから機能回復してないと大変ですね。18年のことなんですね。オカベ工事が管理委託を受けておったんですね、これでいうと。それで、この水没の原因、責任はどこにあったんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:39

再開 15:42

委員会を再開いたします。

都市建設部次長

先ほどの質問でございますが、下三緒の学頭排水機場のポンプ操作の中で、雨が降って、その中で真空というの、吸い上げるときにちょっとポンプの中に真空の作業が必要になります。その真空をとるのに、ちょっと水位が足らなくてとれなかったという状況がありました。少し本格的な運転の開始が少しおくれたというような状況でございます。現地、周辺に民家がございますけども、そういった民家には影響はなかったというふうにお聞きしております。

川上委員

民家に影響があったから新聞に載ったんでしょう。浸水したんですよ。それで、今、どこに責任があったか答弁がありませんでしたね。市に責任があるのは当たり前と思いますが、もしこの管理委託を請け負っていた業者の責任が重大であれば、翌年から2年連続で6つの仕事を入札に参加できるんかというふうに思うんですよ。今、あなた方がその事件の責任がどうであったかについて答弁なさらなかったということは、よくわからないということでしょう。ことし入札を、もう間もなくするんでしょう、予算が通れば。そうすると、安全な業者であるということを確認して入札に参加できるようにするのは最低の責任と思うんですよ。それで、ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

質問を終わります。

委員長

次に、136ページ、幸袋十玉排水機場敷購入費について、川上委員に質疑を許します。これ一緒にもうしてある。2つ、一緒にして。

川上委員

これについては、追加資料集の135と136に資料があります。それで、まず排水機場敷の用地の購入費についてですけども、これ136の資料がわかりやすいんでしょうか。移設予定地というふうに、中ほどに書いてありますね。これは現在、だれの土地ですか。

土木管理課長

個人の所有地です。

川上委員

これは、予算まで計上しておいて、プライバシーがやっぱり気になるんですか。どなたのつていうところまでやっぱり言えませんか、ルール上は。

土木管理課長

1名はタカノトシアキさんです。もう1名はイトウジョウノスケさんですかね。あと1名、リさんという方です。これは終わった分ですね。済みません、リさんは20年度にもう買収済みであります。

川上委員

これは、財源は何になってますか。

土木管理課長

機能回復ということで、すべて県の補償費の中で賄われております。残りは、一部はまちづくり交付金のほうが投入されております。

川上委員

割合はすぐわかりますか。

土木管理課長

まちづくり交付金のほうは40%の投入となっております。

川上委員

そうすると、県が6割で、市が4割出すと。その4割は国から来る金という意味ですか。

土木管理課長

済みません。ちょっと説明不足でしたけど、機能回復ということで、今の、現状の自動ポンプ場が、0.5tがついておりますけど、それを基本に全面的に機能を回復するということでして、ちょっとわかりづらいんですけど、総工費の7,912万円のうち40%がまちづくり交付金というふうに受け取っていただけたら。

委員長

いや、質問は県の補償費プラスが、40%の分は国からのお金か何かちゅう聞きよる、財源を。じゃけ、その7,912万円とか要らんこと言わんでいい。

土木管理課長

済みません、何回も。もう少し詳しく説明いたします。全体工事費が7,912万円ですが、これが県からの補助金が、補償金が741万9千円です。まちづくり交付金が2,400万円と一般財源が4,770万1千円というふうな内訳になっております。

川上委員

予算特別委員会をやってるんだから、自分たちが原価から積み上げてきた数字でしょ。だから、資料は持っているはずなんだから、最初に適当な答弁してしまうと困るでしょ。だから、よく整理して答弁をしてください。

それから、今度は排水機場移設工事負担金です。これは負担金ですから、一部が出ておるといふことだと思うんですね。7,170万円。それで、この事業費の総額は幾らになりますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:48

再 開 16:00

委員会を再開いたします。

土木管理課長

十玉排水機場の工事費でございますが、総額が概算で約3億4,200万円というふうになっております。それで、市のほうが今年度予算計上をしております負担金が7,170万円でございます。

川上委員

3億4,200万円というのは、用地の取得と移設工事にかかる事業費全体の今の見込みの数字でしょ。それはいいですよ。それで、その中で工事負担金が、飯塚市民がこれ払わないかんのでしょ。7,170万円というのはどこから出てきた数字かと。それをわかるように言うていただければ市民は理解しやすいんじゃないですか。

土木管理課長

この7,170万円につきましては、県との協議の中でちょっと出てきた数字でございます。

委員長

おまえ、ちょっととかちゅう言うな。

土木管理課長

済みません。

委員長

ちょっと出てきたとか。。

土木管理課長

協議の中で示された額でございます。

川上委員

都市建設部長、わかりやすく答弁してください。今のままでは予算削除要求をせんといかんと思います。だから、明確にお願いします。

都市建設部次長

先ほども言いましたように、総事業費が3億4,200万円を計画をしております。その中の7,200万円を今年度の負担金ということで計画しております。この負担金につきましては、先ほども説明しましたように用地買収費、また造成費、また建築工事、機械電気の工事という一式の総事業費というようなことでございます。その中で7,200万円負担をするに当たりまして、今現在のポンプが古くて、能力的に少しポンプ能力を検討して今、している状況です。能力アップした中の考え方を今検討していただいておりますので、そういったことも含めまして全体総事業費が3億4,200万円というようなことでございますので、そういったことを御理解していただきたいなというふうに思います。

川上委員

わかるわけないでしょう。3億4,200万円でしょ。これが用地取得費と工事費の全体の見込みですよということでしょう。それで、あなた方用地買収については個人の名前まで出して報告したでしょ。だから、この方と今から交渉が少しあって、幅が出てくるのかもしれないけども、大きくは変わらんわけでしょう。それで、市の負担金を用地購入費と工事費とあわせると7,912万円ということになるんですよ。これあわせて考えるならば、あなた方が工事と用地とあわせて3億4,200万円っていうから、それらに市の負担金もあわせると7,912万円ということになるんですよ。この数字がどこから出てきたか答えられないんですかね。何分の1というわけでもなさそうですね。

委員長

暫時休憩します。

休憩 16:07

再開 16:08

委員会を再開いたします。

幸袋十玉排水機場の件につきましては、答弁のほうで時間をいただきたいという要望がっておりますので保留といたしまして、次の質疑に入らせていただきたいと思います。

139ページ、負担金について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

目尾・忠隈線飯塚橋道路改良工事の完成時期はいつになるのか、まずお尋ねします。

都市計画課長

完成式につきましては、平成21年2月7日行っております。

川上委員

完成したのに333万3千円の負担金が出てるんですね。何のお金ですか、これは。

都市計画課長

橋の完成に続きまして、菰田川の市道部分の取り付け工事及び工事に伴う被害調査費を負担金として、平成21年度分の全体事業費2千万円で、そのうち市負担分の6分の1、333万3千円を計上させていただいております。

川上委員

わかりました。飯塚橋の事業ではないということですね。

それから、続いていいですか。鯉田・中線道路改良工事の負担金、これ大きいんですね。1億3,500万円なんですが、工事の進捗状況はどうなっているかお尋ねします。

国県道対策室主幹

鯉田・中線の工事の進捗につきましては、現在、幸袋側が約100mを工事中であります。別添資料に載せてありますとおり、全体工事長が1,070m、現在約100m程度、20年度で施工を行っておりますけれども、21年度に幸袋側が遠賀川堤防まで50m、それから川島側の200号バイパスの取り付けといたしまして、工事長300mを予定しておるところでございます。

川上委員

この工事全体の事業費は幾らになって、市の負担金は今後どこまで伸びると見込めるのか、答弁を求めます。

国県道対策室主幹

全体工事といたしましては87億6,522万2千円、うち市の負担額は15億1,547万2千円でございます。今後、平成22年度以降に負担が来ます総額といたしましては、市の負担が6億3,570万3千円でございます。

川上委員

既に9億円ぐらいは負担してますよということなんです。この負担金は部分部分によって4分の1だとか6分の1ということになっておると聞いておりますが、本市の財政の状況からいって福岡県に負担率の引き下げを求めることはできないのかお尋ねをいたします。

国県道対策室主幹

負担率につきましては、道路法上の規定で決定をされておりますけれども、要望といたしましては負担率の低減の要望はしてまいりたいというふうに考えております。

委員長

次に、141ページ、花いっぱい推進事業について、安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

土木費の中の花いっぱい推進事業費について質問させていただきます。

今、土木費、いろいろ道路、橋、住宅いろいろある中で、花いっぱい推進事業費っていうのはやわらかいのかなと思ひながら、ひとり言ですが、思っております。まず、この花いっぱい推進事業について詳しくお伝えください。

都市計画課長

昭和43年3月、都市計画、閉山後の斜陽化した飯塚のまちを花と緑、緑豊かな住みよい郷土とするために発足して以来、41年の経過している段階でございます。平成18年3月の1市4町の合併に伴い、19年には穂波地区、筑穂地区、20年度には庄内地区、穎田地区に活動範囲を広げ、飯塚市全域の公共花壇や道路残地、沿道花壇などを花による景観向上や地域活動に推薦するため続けられています。

安藤委員

20年度より庄内、穎田にも地域を拡大し、というところでございますけれども、各地域でどれぐらいの予算が使われているかわかりますでしょうか。

都市計画課長

21年度の予算でございますが、旧飯塚で305万6千円、旧穂波地区で62万6千円、ごめんなさい、もとい旧穂波で128万4千円、庄内地区で52万4千円、旧筑穂地区で20万5千円、穎田地区で6万4,960円、中の島で53万5千円と、あと予備費といいますが、新会員あたりの対応するために25万9千円となっております。

安藤委員

地域によって随分ばらつきがあるような気がしますけれども、この要因は何でしょうか。

都市計画課長

会員数の差異が予算に反映しているものと思っております。

安藤委員

済みません、その会員っていうのはどういった会員になりますでしょうか。

都市計画課長

全体の団体で、主に構成団体は小中学校、自治会、老人会、婦人会、事業所などで構成されていまして、飯塚地区で92団体、穂波地区で32団体、庄内地区で6団体、筑穂地区で6団体、穎田地区で3団体、合計140団体で構成されております。

安藤委員

何ていいますか、推進する団体の数によるというところでございますけれども、それにしましても余りにも差が激しいなというふうに思っております。庄内、穎田につきましては、今っていうか、20年度より始まったばかりだということでございますけれども、ぜひこれ広めていただくために、なかなか私が目にするところで行っても花いっぱいだなっていうふうに感じることもやっぱりなかなかないわけですが、せっかくこれだけの予算を使ってあるわけですから、もっと飯塚って花がたくさんあるんだなっていうふうに、やっぱりなっていたきたいな、せっかくするんであれば。そういうところはなかなか見えてこないという部分

と、まず穎田についても随分少ないなというふうに感じております。これもある部分、先ほどもちょっと出ておりましたけど、PR不足っていうのが多分にあるんじゃないかなっていうふうに思いますんで、今後ともPRに心がけていただいて、しっかりとやっていただきたいと思っております。

委員長

次に、負担金補助及び交付金について、柴田委員に発言を許します。

柴田委員

私も花いっぱいに関係することですが、今、遠賀川、ごめんなさい、141ページですね、141ページ、都市計画費、公園費という中からお尋ねしたいんですが、今、遠賀川の橋がもう立派に飯塚市かかっております。そして、今は中の島というんですか、そこが立派な今、公園化をされていると思いますが、今から中の島の公園の管理はどこがしていくのか。橋とか川については国交省とか県とかそういう状況があると思いますが、中の島についてはどちらが管理されるのかお尋ねいたします。

都市計画課長

国土交通省より占用を受けまして、都市計画課が市民広場として管理していくこととなります。

柴田委員

今、公園化としてでしょうか、とても今、立派に今できつつある状況です。これはいつ完成いたしますでしょうか。

都市計画課長

ことしの5月末、完成予定ということになっております。

柴田委員

それで、私もこの花いっぱい事業費の補助金とかそういう40万7千円と、全体で50万9千円でしょうか、そういう状況の中であの公園を本当に立派にしていくことができるのかどうかをちょっとお尋ねしてみたいと思います。お聞きしたいと思います。

都市計画課長

中の島の管理についてでございますが、特に質問者仰せのことは花壇あたりのことだと思いますけども、現在花いっばいの予算の中で花壇の対応については、予算を、その分の花苗、種を計上しておりますし、花いっぱい活動の中で今から会員の皆さんと相談しながら対応していきたいと考えております。

柴田委員

市長も飯塚市を花いっぱいとして、現在観光都市として、そういうおもてなしで飯塚を花いっばいにしていきたいということもお聞きいたしておりますが、何とか今から、じゃ5月にできて、今から花を植えたり大変な作業があると思います。この作業のボランティア等、しっかり市報等で呼びかけていただいて、立派な花壇にして、一つのまた観光地としてやり上げていただきたいなという思いがあります。

それと、もう一つお尋ねしたいのは、今あちこちで、やはり花いっぱい推進でお花を植えてありますが、一番大変な時期は7月、8月、9月、もうこの時期に花が枯れてしまいます。大変、何ていうんですか、水やりが大変な状況であります、この都市計画課、そういう中で散水車とかあるんでしょうか。お尋ねいたします。

都市計画課長

散水車というのはございません。

柴田委員

私たち、近くのボランティアの方も、飯塚小学校の前ですね、小学校の外側になります、花壇120mか30mのところ、夏場はペットボトル持って水をかけてありますが、大変な作業



であります。そして、枯れてしまいます、ついには、何とかあれだけの、それとジャスコの西側になりますか、たくさんお花が植えてありますが、やはり夏場になると、今は丈夫な花が植えてありますが大変な状況になります。ぜひ花いっぱいにするためには散水車等を何とか、そういう花の水やり等に尽力していただきますことを強く要望してこの質問を終わります。

委員長

次に、145ページ、住宅管理費について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

この項については、委員長、取り下げたいと思います。

委員長

はい。次、各所維持修繕工事について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

この工事請負費につきましては、各所改修工事、それから各所維持修繕工事ということなんです。予算上、前年比で1,067万円のマイナスにあわせてなっております。この市営住宅の維持修繕については、古いタイプの住宅の補修と3階建て中層鉄筋コンクリート以上の補修の内容はおのずと違ってくると思うんですが、それぞれどういう特徴を持っておるか、お尋ねをしたいと思います。

建築住宅課長

古い住宅につきましては、やはり建具とかそういう屋根、それから外壁、内壁等の傷みはひどいございます。中層、新しい住宅になりますと、新しい分だけ補修というのは特にないんですが、今、問題になっておるのが結露により壁紙の傷みとか、カビそういうものが特徴的なものがございます。

川上委員

本体以外に周辺の溝の流れが悪いとか、そういうこともあるんですが、恐らくこの1,067万円の削減というのは、ちょうどそういう本当に身近な仕事がしにくくなるような削減になるんじゃないかと心配してるわけです。同時に、先ほど結露のことも言われましたけれども、市の条例によりますと市営住宅の傷みについては、場合によって入居者負担を求める場合があるということになっております。その条例を見ておりますと、古いタイプの住宅を対象にした条例になっておって、鉄筋コンクリートでも古いのがあるんですが、鉄筋コンクリートの場合を想定していない条例のままになってるんじゃないかなというふうに思うんですね。これについてはどういうふうに思われますでしょうか。

建築住宅課長

新しいタイプと古いタイプの住宅があるということの御指摘でございますが、住宅の修繕につきましては、さまざまな状況があるわけでございます。一概に入居者の責任によって生じたものと判断できないものの中にはある状況でございます。また、現在でも個人の修理負担になっているものでも状況によっては市のほうで補修しているような事例もありますことから、現在の条例からちょっと変えるという今、考えはございません。

川上委員

ケースバイケースで柔軟に対応していきたいと、しておるとこのことのように、先ほど言いましたように、予算が1,067万円も減額で計上されておると。1割以上です、これは。となると、そういう柔軟なケースバイケースの対応がしにくくなるんじゃないかという心配もあるんですけども、この減額の予算計上はどのような理由からでしょうか。

建築住宅課長

委員も御存じのとおり、市としての財政状況は大変苦しい状況でもございます。また、住宅といたしましても、できるだけ限られた予算の中で有効活用や費用対効果などの考慮の上、サービスの低下を招かないような管理運営を行っていきたくて考えております。

川上委員

年々、市営住宅が時間をさかのぼって新しくなっていくというのであれば、そういうこともあると思うんだけど、当然古くなっていった維持補修費がかかるのは当たり前なんです。これに逆らって、行革だということで1割以上も減額補正しているわけです。市長、行財政改革というのはこういうふうにも影響しておるということを述べてこの質問を終わります。

委員長

次、146ページ、川島公営住宅建替敷測量委託料について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

146ページ、住宅費の委託料、川島公営住宅建替敷測量委託料というふうに書いておりますが、それからずっと引き続きまして、相田公営住宅、弁分公営住宅、上三緒公営住宅外壁工事と、このあたり、また、庄内、大畑ずっとありますが、この件に関連して質問させていただきますが、市営住宅の戸数、全体で何戸あるのか。そして、耐用年数を過ぎた戸数、何戸あるのか、お尋ねをいたします。

建築住宅課長

市営住宅の戸数につきましては、71団地、これは21年の2月末現在でございますが、71団地4,439戸でございます。その中で耐用年数を過ぎた、超過をしてるのが1,251戸ということで、全体の大体3割を占めておる状況でございます。

田中裕二委員

この予算書を見ますと、建てかえられる住宅がわかりますし、外壁工事をする住宅はわかりますが、外壁工事をするということは建てかえはまだ先の話だというふうに思いますが、この建てかえ、また外壁工事をされるというのはストック計画に沿った形でされているんだろうと思いますが、このストック計画の概要、そして計画、目標、こういったものはどのようになっているのかお尋ねいたします。

建築住宅課長

住宅の改善につきましては、現在行っているところでございますが、ストック計画の概要はということかということでございますが、飯塚市市営住宅総合活用計画につきましては、新市建設計画や総合計画に盛り込まれた住民のニーズに対応した良質な住宅の提供、それから高齢者や障がい者に配慮した住宅や老朽化した住宅の建てかえなどを安全で快適な住環境の整備を図るという方針に沿って、居住水準や設備水準の向上など、施設の整備を行い、安全で快適な住宅ストックの形成を図ることを目的としてストック計画を立てております。

それから、先ほどいろいろな改善事業で、これ建てかえの対象にならないのかというような御質問だったと思いますが、外壁等の改善事業を実施しております住宅につきましては、地域住宅交付金の対象として工事を実施しております。

工事終了後10年間は建替えができないというようなことになっております。

田中裕二委員

外壁工事等、補正工事をすれば10年間はできないという御答弁でございましたが、この資料を見ましたら外壁工事の中でも、例えば、上三緒住宅、昭和62年、昭和46年から62年に建てられている500戸ですね。それから、庄内、新町は48年から51年、大畑は49年から57年と、かなりの年数が経っているんですが、これからさらに10年間建て替えないということですけど、それはそれとして、それで本当に大丈夫なのかなという非常に心配もしているんですが、このストック計画は確か平成18年から平成27年までの10年間を計画の目標としていると思うんですが、でいいんですね。で、この10年間にどのくらいの建替え、また改良を予定をされているのか、お尋ねをいたします。

建築住宅課長

ストック計画は今議員が言われましたように、10年間の期間で計画していくという計画でございますが、見直しを5年後ということになっております。

それで、財政的な問題もございまして、今建替えについてははっきり言いましてストック計画のとおりについてないところが随分と出てきておりますので、それにつきましては大体、建替えが大体、前期で348戸、それから後期で567戸というようなうちの方でストック計画の中で計画を立てておりましたけれども、それから個別修理につきましては、前期で474戸、それから後期で599戸というような計画でございましたが、このようなちょっと財政状況でございますので、ちょっと見直しが必要になってくるかなと、今思っておるところでございます。

田中裕二委員

それでは、建替えの計画の優先順位というのはどのような優先順位でされるおつもりがあるかお尋ねいたします。

建築住宅課長

まず、優先順位というのは特につけてないわけでございますが、最初、一番といたしましては、やはり今までの合併前からの継続事業を優先して今行っているところでございます。

それで、今後といたしましては、条件的に建替えによるその空き地、建替え用の空き地があるとか、仮の住居が確保が可能であるとか老朽化が著しいとかというような、総合的に判断をしながら進めていきたいと考えております。

田中裕二委員

わかりました。耐用年数過ぎた住宅が最初の御質問で1,251戸ということでございますので、やっぱりさまざまな地震等もございまして、さっきも言われましたように、安全で快適な市営住宅になるような計画で進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

委員長

次、146ページ、相田公営住宅建設基本設計委託料について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

執行部提出の資料集の13ページの住宅建設費の146ページと書いてあるところに、相田公営住宅建替事業費のことが少し説明があります。全体計画としては5階から8階建て、4棟230戸と、スケジュールもそこに書いてあるとおり、これから10年がかりということなんです。

それで、この基本構想に今まで入居者、あるいは入居予定者の希望をどのように反映させたのかお尋ねをします。

建築住宅課長

今回上げさせていただいておりますのが、基本設計でございまして、その中で入居者、現在住んである方の入居者の御意見等は伺いながら進めてまいりたいと。今までの対応はまだしておりません。

川上委員

私が心配しておるのは、現在県営が高い丘の上に6階建てですか、建てているんです。で、電波障害も生じてはおるんですが、と同時にやっぱり入居者が高齢であることなどによってコミュニケーションがとれなくて、非常に何と云うか、見守りだとかそういったものにも障害が出ておるのではないかと思うんです。全体的なコミュニケーションをとる上でも矛盾があると考えておるんです。

こういった中で、5階から8階建ての4棟をほとんど近接して建てることになると思うんですね。そうすると、イメージしただけで比較的高い丘の上に何棟も高いビルが建ってくるということなんです。

それで、余り私はうまくないんじゃないかと思っております。で、とにかく部屋をつくるの

でここに入ってくださいということだけが市営住宅じゃないと思うんですね。空間をつくるのが大事なので、それで今から入居者、入居予定者の御意見は聞くということのようですので、必ずしも5階から8階建て4棟というのにこだわらないで、なかなか平屋というわけにはいかないでしょうけど、2階建てとかできるだけ地面に近いところに人が住めるように工夫はできないのかと、そういう要望が出た場合は、基本設計に取り入れられないのかと思うんですが、どうでしょうか。

建築住宅課長

委員御指摘をしておられますその高層ちゅう高層じゃなくて低層にはならないのかということでございます。

現在、その限られた敷地内に入居者の戸数分の確保ですね、入居者の戸数確保やまた入居者の駐車スペース、それから緑地、公園、集会所などを確保し、有効利用するためにはある程度の中高層と言いますか、そういう市営住宅にならざるを得ない状況等も出てくるかと思えます。

委員の言われますように、その低層の市営住宅の場合、もちろん高齢者や身体に障がいのある方にとっては大変生活のしやすい居住空間が確保できるのではないかと私は思っておりますが、現在市営住宅で中高層をしております住宅につきましても、高齢者、また身体に障がいのある方にとっても生活しやすいように段差の解消、手すりの設置とかスロープの設置、またエレベータの設置などでバリアフリー化には努めております。

見守り活動、そういうものについてはハードの分じゃなくてソフトの方になるかと思うんですが、これ市営住宅に限らず自治会あたりでもやはり問題になっている部分であると思えますので、そういうことにもですね、注意をしながら計画を進めていきたいと思っております。

川上委員

設計者は一生懸命考えて、できるだけ住民の福祉のためとか、またその費用もできるだけ安くなるようにというふうに頑張るのはいいとして、設計のスタンスとしてこの当事者、市民の方の希望をどう聞くのかと、取り入れられるかどうかというのはまだいろいろあるでしょう。どう聞くのかというその手法を含めて、そういう聞くんだという立場に立つかどうかというのは大事と思うんですよ。その辺については今の答弁では見えてこないんだけど、自分たちができるだけいいようにつくるから黙ってついてきてもらいたいというふうに聞こえるんだけど、そういうスタンスで行かれますか。

建築住宅課長

どのような形で今その地元の説明をしていこうか、地元の意見を聞いていこうかというのは報告できるような考えを持っておりませんので、ちょっとその件につきましては今後課内で協議しながら進めていきたいと考えております。

川上委員

設計金額がこのくらいだから、相当大きい事業費になると思うんですよ、基本設計ですからね。それで、それほど大きいお金を導入してつくっていくわけだから、納税者というもおかしいんですが、当事者である市民の声をきちんと聞いて、それで可能な限り、可能な限りじゃないですね、その声をベースに設計をしていくと、基本設計だからまだどうにでもなるでしょう。だから、土地がないということはありません。あれだけ広いところですから。だからよく考えてもらいたいと要望しておきたいと思えます。

委員長

次に、147ページ、公営住宅建替え敷地購入費について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

予算が書いてあります。6千万円ということなんですが、交渉に当たった担当課はどこですか。

建築住宅課長

川島公営住宅の建替えについての用地交渉は私どもの建築住宅課になります。

川上委員

購入する相手はどちらですか。

建築住宅課長

今ちょっと測量が完全に終わっておりませんので、その範囲がちょっと確定はしておりませんので、一応個人3名の方がいらっしゃいます。ちょっと名前はちょっとまだ確定をしておりますので、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

川上委員

交渉の経過を聞きたいんですが、答弁できますか。

建築住宅課長

今回、敷地の購入費も上げさせていただいておりますが、もう一つ測量費というのを上げさせていただいております。で、その測量が終わりまして、確定測量が済んだ後の交渉に入っていきたいと考えております。

川上委員

この額を予算計上したわけを聞かせてください。

建築住宅課長

この基本になっておりますのが、県道鯉田・中線の道路建設に関係しております県の買収の単価ですか、それを基本に14年度の鑑定評価単価で上げさせていただいております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第8款土木費及び第9款消防費についての質疑を、保留した質疑を除いて、以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:45

再 開 16:55

委員会を再開いたします。

次に、第10款教育費151ページから187ページまでの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております151ページ、教育費、教育委員会費、教育委員会委員報酬について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

151ページに教育委員会委員報酬が394万2千円計上されております。報酬の内訳をまずお尋ねします。

教育総務課長

教育委員会委員の報酬の内訳でございますが、教育委員長報酬が月額9万8,100円、教育委員報酬が月額7万6,800円となっておりますので、12月分と合わせまして394万2千円となっております。

川上委員

教育委員でもある教育長は別枠条例規定によって70万1千円の月額報酬ということになっているわけですね。それで、教育委員会議の開催の規定はどなっていますか。

教育総務課長

開催の規定で申しますと、条例上のことでございましょうか。済みません、ちょっと。失礼しました。飯塚市教育委員会会議規則によりまして、教育委員会会議を開催することとなっております。

川上委員

具体的にはどういうふうで開催しておるんでしょうか。

教育総務課長

具体的に申し上げますと、定例会は月1回、原則第2水曜日に開催するようになっておりますが、諸事情により別の日に行くことが多くなっております。それ以外に緊急の議案等ありましたら臨時会を開催しております。

川上委員

先だって、学校給食費の値上げ問題をめぐって教育長が市長に保護者負担軽減のために補助金を求めるということがあったわけです。これは御本人が本会議でも答弁の中で言われました。ところが市長はあったけれども要請は聞いてないという私に対する答弁だったんですね。

一方、教育委員会内部では教育長が補助金の必要性を認めて市長に要請したと言っているのに教育部長は補助金を出す必要はないという主張を繰り返しているわけです。

一体、教育委員会、教育長と市長の間はどうなっているのか。また、教育委員会内部においてはどういうことになっているのか、私、心配するのは私だけではないと思うわけです。

そこで、改めて市長部局、地方公共団体の首長と教育委員会の関係はどういう原則になっておるのかを確認しておきたいと思うんです。

それで、この点については、地方自治法の180条の8や地方教育行政法によって規定があります。担当の方から簡潔に説明をしていただきたいと思います。

教育総務課長

まず、地方自治法の180条の5におきまして、執行機関として法律が定めるところにより、普通公共団体におかなければならない委員会として教育委員会が掲げられております。

また、同法の180の8で教育委員会の職務権限等についてうたわれております。その具体的な内容の法律につきましては、先ほど質問議員が言われましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で各種規定が定められております。

まず、教育委員会は5人の委員を持って組織するというふうには3条で定められまして、その教育委員の任命につきましては、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。また、このたびの改正によりまして委員の中に1名、保護者を含まなければならないようになっております。

次に、教育長は教育委員会の委員の中から選挙をして決めることとなっております。

質問の、市長の権限のところでございますが、町の職務権限といたしまして、1、大学に関すること、2、私立学校に関すること、3、教育財産を取得し、及び処分すること、4、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと、5、前項に掲げるもののほか教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行することというふうになっております。それ以外の教育委員会の事務については教育委員会がつかさどることとなっております。

川上委員

地方公共団体の長と教育長の、あるいは教育委員会の関係を議会がどういう立場でものを言うのかと疑問に思われる方もあると思うんですね。これは御存じの方も当然あると思うんですが、地方自治法の第98条の規定によって、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の事務、中略しますが、に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通公共団体の長、教育委員会、あと省略しますが、その他の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができるという関係なんです。

それで、そういう立場で質問をしておるわけですが、この市長部局と教育委員会の原則が飯塚市においてどうなっているのかというのを心配する事例を先ほど言いました。市長、教育長と市長の間柄というのはどうあるべきかについて、今説明もありましたけど、既に御承知だったと思いますがどうでしょう。

総務部長

市長と教育長の間というふうに言われましたが、教育委員会、これについては教育委員会が権限を持つわけでございます、長については総合調整権というものを法の中で定められています。総合調整権ということでございます。

川上委員

教育委員会の独立性が保たれる必要があるんですね。あなたの言う総合調整権とは何のことですか。

総務部長

質問者言われますように、教育委員会、この事務につきましては教育委員会の方が執行権とございますか、お持ちになっております。

ですから、長については市政全般の中での教育委員会、この部分に対する市政全般にわたっての総合調整というような権限ということでございます。

川上委員

教育委員会は財政権限を市長、持ってないんですね。ですから、教育委員会が財政上の措置を市長にお願いすることは当然なんですよ。例えば、年末だとか年始に市長が訓示を述べられる場合がありますね、職員に対して。そういう場合に、議会事務局長ばかりか教育委員会教育長及び幹部職員が市長の訓示を聞いているわけですね。そのときに議会事務局職員、幹部職員、それから教育委員会の教育長ほか幹部職員がどういう立場で市長の訓示を聞いているのかということとは考えたことはありますか。

委員長

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 17:05

再 開 17:16

委員会を再開します。

質問委員、もう一度ちょっと、もう一度ちょっと再度質問してください。

川上委員

私の問題意識は、例えばということで、学校給食費の値上げをめぐって教育長が保護者負担軽減について市長に要請をしたと、ところが市長は聞いてないと言われたと。また、教育委員会内部では、教育長が補助金要請をしたのに教育部長は補助金を出す必要はないと主張したと。だから、市長と教育委員会の間柄、それから教育委員会内部で一体どういうことに飯塚市はなっているのかということが問われているんじゃないかと。私だけじゃないだろうと思うので、市長と教育委員会の間の原則、どう考えるかというふうに聞いたわけです。

総務部長

先ほどもお答えいたしました、長については教育委員会に対しまして、通常の教育、一般の事務執行じゃない通常教育業務でございますが、教育委員会の方には総合調整権と、こういったものを持つてるということでございます。

川上委員

どうもその私が先ほど言ったことについて、教育長、市長が何らかの疑念を持っているような気配があるので、2月5日の教育委員会議における教育長の発言を、会議録に基づいて読み上げます。ゆっくり読み上げますから。

今、部長が答えました補助金、助成金のことでございます。御承知のとおり、新聞等で嘉麻市の方が助成金を出すという制度が新聞に出ていました。そういうこともございまして、その後、私の方で市長の方に飯塚でもできないかということで、市長とも話をしておいたわけでございますが、今の飯塚の現状で助成をすることは無理だということで回答をいただいておりますので、御報告申し上げたいと思います。

これが今言った会議録なんです。教育長はこの会議録のとおり発言したことを覚えていますか。

教育長

はい、覚えております。

川上委員

それで、私は公共団体の長と教育委員会との間の関係から先ほど言っておりましたけれども、この教育委員会については、もともと戦後つくられた教育委員会の制度は公選制だったんですね。で、財政権限も持っていたわけです。で、これは1956年に任命制にかわるわけですね。財政権限も持たなくなると。それで、今の地方分権の流れを考えるなら、私は公選制、財政権限も持つという方向で流れを切りかえていくべきではないかと思うんです。

例えば、ごく当面はですね、教育委員会の公選制を復活を展望しながら、例えば、住民投票で選ばれた教育委員候補をそのメンバーの中から教育委員に任命するというような、教育委員の準公選制ですん、こういうものを本市でも検討して見る時期に入っているのではないかというふうに思うんです。

それで、これについては私の見解を述べるにとどめますが、こういう流れがあるんだということ踏まえられた上で、教育長が財政措置を市長に求められた場合は、きちんと受けとめて、法律上の行為だと、友達の間柄ではないんだという受けとめをきちとして対応してもらいたいと思います。

財政措置の場合は、市長の一存でいかないこともあるでしょうから、よく検討して返事をいただきたいなというふうに思いますので、これは要望にしておきたいと思います。

委員長

次に、152ページ、賃金について、教育事務局費、それから157ページの教育費、学校管理費、それから学校補修委託料、教育費、学校管理費、関連があるので一括して質問したいという質問委員さんの要望がございますので、一括した質問を許します。

原田委員

それでは、まず152ページになりますけれども、穏やかに質疑に入りたいと思っております。で、冷静に、正直に、また明確に御答弁いただけるよう、よろしく願いをいたします。

まず152ページの7の、7節賃金でございますが、これ昨年と比較いたしまして、嘱託職員が昨年は約490万円であります。それが今季1,012万9千円上がっております。で、臨時職員賃金が昨年は1,100万円、現在、これから見ますと300万円ほどマイナスとなっておりますのでございます。トータルで1,605万円が昨年でございますして、約100万円、150万円ほどプラスとなっております。

それから、次の157ページであります。小学校費の学校管理費1目学校管理費7節の賃金であります。これも昨年は嘱託職員が3,700万円あります。これが予算では6,700万円となっております。臨時職員が昨年は3,500万円に対して当期では2,200万円と、作業賃金にいたしましては、昨年は210万円、これが約510万円と、この賃金合計だけでいまして、昨年は7,464万2千円が9,500万円と1,100万円ほどプラスとなっております。

で、これ同じように、何款何節、何項何節と言いませんけれど、中学校でも同じようになっています。

つまり、何かと言いますと、臨時職員が嘱託職員へと移動しているということであろうかと思えます。

で、この目的と、これをする目的とそしてどういうねらいがあるのか、これをお尋ねをいたします。

教育総務課長

一部各課にまたがっているものがございますので、まず私の方から御説明申し上げます。



まず事務局費の152ページでございますが、賃金でございますが、20年度の嘱託員賃金、当初予算計上当時は学校教育課に適用指導教室の嘱託職員など2名の予算を計上しておりました。21年度の本予算におきましては、学校教育課に3名の嘱託職員、新設されました教育施設課に技術系の嘱託職員1名、計4名となっております。

で、この20年度予算編成する時点では2名方の予算でございましたが、実際20年度4名の嘱託職員を採用しておりますので、これは同額でございます。

次に、同じく賃金の臨時職員賃金でございますが、まず減りました要因としましては、学校に配置しておりました事務補助員の減、それと庄内、額田地区に配置しておりました営繕臨時職員の減が主な理由でございます。

次に、小学校費の賃金でございます。157ページでございますが、これはまず嘱託員賃金でございますが、20年度におきましては図書司書補が7名、用務員が6名の計13名の嘱託員賃金を組んでおりました。21年度につきましては図書司書が7名と用務員19名、計26名でございます。

一連でちょっとお話しします。臨時職員賃金につきましては、図書司書が20年が15名、用務員8名、計23名に対しまして、21年度は図書秘書補15名の臨時職員賃金となっております。

続きまして、作業賃金でございますが、これは昨年度から、失礼しました、20年度から緊急雇用ということで、学校の草刈りとか清掃、その他を担当してもらっています賃金でございますけども、20年度が男5名女性3名の計8名の賃金でございます。21年度につきましては、雇用拡大ということで、男性7名女性7名の計10名の賃金で組んでいます関係で増加しているものでございます。中学校につきましても同様な方向でいっております。

理由ということでございますが、小学校費等で嘱託の賃金がふえているのは、学校現場の方から臨時職員だと毎年毎年人がかわるといことがございましたので、できるだけ継続雇用ができる嘱託員の雇用に切りかえているものでございます。

原田委員

何か数字で今ざっと羅列されたんですけど、ちょっといまいわかりにくかったんですが、臨時職員であろうが嘱託職員であろうが単価は同じということなんですかね。それちょっと確認させてください。

教育総務課長

単価的には嘱託職員の方が高うございます。

原田委員

嘱託職員の方が高いんですね。で、そういう結局臨時から1年、長期的にある程度やっていただきたいという現場からの声が出たということでありまして、これ今ざっと今言われたのを計算しましても、小学校だけで2,250万円の中学校で1,100万円ありますから、約3,350万円増となるわけですよ、賃金がですね。そうしますと、今現在、飯塚市が取り組んでおります行財政改革ということに関しては、これ費用に関しては逆行していると、これは私はそんなふうを感じるわけなんです。

例えば、臨時であろうが1年じゃ責任も何もなし、ちゃらんぼらんでやっているのかと、そうじゃないでしょう、きちんとやっていただいているはずなんです。またそういうふうな指導をなされているはずなんです。

その行財政改革とのどんなふうに行財政改革をとらえていらっしゃるのか、ぜひともこれお伺いしたいと思います。わかりやすくおっしゃってくださいね。

教育総務課長

今、質問委員が言われました件につきちょっと補足説明をさせていただきます。

臨時職員の場合は地公法の25条でしたか、継続雇用ができないように法でうたってありま

すので、この点を改善するために嘱託職員に置きかえるものでございますので、それに伴いまして、当然予算が増加しておりますけども、これは学校のためということで、行財政改革さなかでございますが、財政当局とも人事課とも協議しましてこのような形で行っております。

原田委員

いわゆる学校のため、子どものためと、だからここの辺は行財政改革は、何て言うんですか、一致しないだと今答弁されたわけですね。それでよろしいですか。

教育現場にはこれは行財政改革は似つかわしくないんだと、そう今御答弁いただいたと、私は理解したんですが、そのとおりでいいんですか。

教育総務課長

用務員、図書司書補等の嘱託賃金、失礼しました、臨時職から嘱託への移行についてはそのとおりでございます。

原田委員

では、それを踏まえた上で、今度は学校修繕の委託料についてお聞きをいたします。この委託の内容についてお尋ねをいたします。

教育施設課長

市内にある幼稚園3園、それから小学校22校、中学校12校からの修繕依頼に対しまして、主に大工仕事を中心に迅速に対応するため委託をしているものでございます。

原田委員

これは今緊急にもう対応するために委託をお願いしているということですね。今年度、先ほど臨時職員ということ言われましたけど、今年度はどのような対応でしょうか、昨年と同じですか、この予算は。

教育施設課長

今年度、20年度は穎田地区、庄内地区の幼稚園、小学校、中学校につきましては別途営繕臨時職員が対応しております。

原田委員

先ほどちょっと教育総務課長の方から説明の中で出ておりましたけども、来年度、これはどうしてその臨時職員が削減という形になったのか、お尋ねをいたします。

教育総務課長

合併後の継続として庄内地区に配属してました2名の臨時職員でございますが、業務を見直す中で、一括して委託にすることが望ましいと考えましたので、そのような取扱いになっております。

原田委員

先ほど、お尋ねをしましたときに、学校教育に行財政改革っていうのは似つかわしくないと、先ほどははっきり御答弁いただきましたよね。これこそがまさにそういうことじゃないんでしょうか。主に大工仕事を中心に迅速、早急に対応するために委託をしているわけです。そうしますと、これが削除されて今の御答弁では委託料が何ですか、でやりたいと。じゃあ要するに1足す1は2なんですけど、1足すゼロは2にならないんですよ。少ないまんまでしょう。

来年度の対応は大丈夫なんですか、それで。御答弁ください。

教育施設課長

ただ今申し上げましたとおり、来年度につきましては委託の施設が幼稚園が2園、小学校が2校、中学校が2校ふえますけれども、業務の見直しを行いまして効率よく委託をすることによりまして、また用務員さんとも協力を行いながら対応してまいりたいと考えております。

原田委員

用務員さんとだれがこう協力しながらやられるんですか、その委託の方ということですか。そうなんですか。

じゃあ、委託料は何ら変わってないみたいなんですよ、20年度と21年度。そうしますと、先ほどちょっと私言いましたように、1足す1は2が1足すゼロは2にしなければいけないんですけど、1になってしまうんじゃないかと思うんです。これ委託料は不足するんじゃないかと、当然そう思うわけなんですけど、どうなんでしょうか。

教育施設課長

この委託料の算定につきましては、学校の数では計算しておりませんので、日数で算定しております。したがって、委託をします日数につきましては変わりませんので、21年度の委託料も変わることはございません。

原田委員

日数で算定しておりますというのは、意味合いがわからないんですが、例えば、年間50日なら50日とか60日って決まっているということですか。ちょっとそのあたり細かく説明いただけますか。

教育施設課長

21年度の予算編成につきましては、242日で計算いたしております。

原田委員

じゃあ、今まで臨時職員さんで4校、それと幼稚園で対応されておったわけですが、これが全部委託料になるわけですね。委託料になりますと、やっぱり見積もりというのはきちんと出して、私はその修繕費というのは当然上がってくるのではなからうかと。単価は当然上がると思うんですよね、委託を出す。今まで迅速に対応をしていただいていた分が。

で、じゃあこれ算定するときにこれ当然計算されたのではなからうかと思うんですが、今まで委託料にされてきたことを、仮に委託料に換算するとどのぐらいの金額になるか、わかればお示しいただきたい。

教育施設課長

その件につきましては、申しわけありませんが、学校の方と直接依頼されて、営繕の臨時職員さんが対応された件もございまして、すべての金額については把握できておりませんので、御了承お願いいたします。

原田委員

これ計算基礎ですよ。要するに行財政改革は教育には似つかわしくないという答弁の後に、結局全く違うことを言われているんですよ。で、その計算基礎になる金額については学校が直接依頼しておりますので把握はできておりませんと。これじゃ答弁に私はならないんじゃないかなと思うんですよ。

穏やかに質疑しておりますので、きちっと御答弁いただきたいんですけども、これは、今度の臨時職員さんについては、学校からの残っていただきたいという強い要望があったと、そんなふう聞き及んでおりますが、そのあたり、いかがだったんでしょうか。

教育総務課長

庄内小学校、頰田小学校等より、いろいろ頑張ってもらっているから残してくれないかという相談を受けたことは事実でございます。

原田委員

中学校におきましても、例えば、一例として、今度の卒業式に、講壇の上に日本国旗ですね、国旗の額縁なんかもつくられていますよね、今度。これなんか、これ注文なんかかけると相当な金額取られるんじゃないかなと思うんです。

こういった方を、要するに、悪く言えばというか、よく言えばというか、言葉は悪いのかもしれないかもしれませんが、学校が直接依頼して、さっと迅速にやってくれるっていうことですから、非常に使い勝手はいいわけですね、学校教育現場にとっては。それこそ、先ほど御答弁がありましたように、学校の子どもの安全と生活を守るための修理でしょうから。

そうしますと、私は、これは、先ほどの嘱託職員と臨時職員のそういった差額が、約3,350万円程度、3,300万円ほどございます。これちょっと相反するんじゃないかなって感じがするんです。

ましてや、ちょっとここで引っ張り出すのも変な話ではありますが、同じ教育部会の中で、給食課長いらっしゃいますかね。だから、うちに3次年分差額がありますから、そんなにするんだたらうちにくださいってことだって、給食課長、言ってよかったんですよ。予算編成ですから。3,300万円ですよ。あれ1年間やって幾らだったですか。1,800万円ですよ、あの30円。それで差額が解消できるんじゃないですか。

まして、現実に学校が必要とされている方の首まで切って、こんなことをやっているんですよ。私、ここだけ反対だから、予算全部反対ちゅうことはできませんけど、これ本当おかしいなあと思うんですよ。相反しているんです、行財政改革に。

これは、やっぱりきちんと金額についても把握はできてないようでありますし、補正を組んでもこれ残して、1年かけてきちんと精査して、で、結論を出すべきだと、そういう方法もあるのではなからうかと私は思うんですけども、この点、いかがですか。

教育総務課長

済みません、この時点になって、ちょっと先ほどの一番最初の説明が若干、私のほうが悪かったの、済みませんが、再度説明させてください。よろしくお願いします。

先ほど羅列しまして、何人が何になりましたと申し上げましたが、すべてが例えば臨時職員から嘱託職員になったんじゃないなくて、再任用職員であるとか、そういうのも含まれて、配置転換をしておりますので、必ずしもここで予算がふえたという、今言われます3千万円ふえたというわけではございませんので、その点、御了承方お願いしたいと思います。

それと、先ほどから庄内地区の臨時の方のお話が出ておりますが、私の記憶によりますと、19年の12月の一般質問で質問議員のほうから継続しないのかというような質問がありまして、その後いろいろ検討した中で、その年度内に2回お会いしまして、昨年12月にも1度お会いしまして、こういうことで調整したいからお願いしますということで御理解いただいたと、私自身は認識しておりますので、よろしくお願いします。

原田委員

それは、いわゆる行財政改革の一環でこういう形になりましたから、ぜひとも御理解をくださいという、多分にその意味合いでお話を持っていかれたと思うんですよ。そうでしょう。

先ほど3,300万円が全部じゃないということは、十分理解いたしました。しかしながら、単価の高いほうに全部上げていっているっていうのは、これ事実ですよ。例えば、臨時から嘱託にと。現実、そこ差額が出ているじゃないですか。だから、もうちょっとですね。

で、今、私言いましたけど、これ御答弁いただいてなかったんですけども、金額について把握はできてなかったわけでしょうが。そういった基礎計算もせずに、いきなり行財政改革だから、済みません、今度まででやめてくださいよっていうのは、これは甚だ私は乱暴過ぎるんじゃないかなと思うんですよ。

そのあたり、どうなんですか。もうちょっときちんとした答弁いただきたいんです。もう、同じような形になっていますからね、こればかり続けませんが、わかりやすく言ってくださいよ。

委員長

暫時休憩します。

休憩 17:45

再開 17:45

委員会を再開します。

教育総務課長

大変申しわけないんですが、今のところ復活要求の考えはございませんので、よろしく御理解をお願いします。

原田委員

復活要求とか言ってないですよ。だから、今、いいですか、もう一回きちっと言いますね。金額についても把握されていない。甚だ乱暴なやり方ではないか。だから、きちっとあと1年ぐらいかけて精査して結論を出すのが、私は、正当ではないですかとお尋ねをしているんです。決して、これ永久雇用しろとか言ってないんですよ。金額つかんでいらっしやらないじゃないですか。だから、それをきちんと1年ぐらいあとかけて精査して、その対応策をきちっとやるわけですよ。

委託の委託料が不足するんじゃないですかということあったら、その内容でやっていけますよっていうことを言われましたけど、それって説明されても理解できない部分ってというのが非常にあります。だから、それを私はお聞きしているんです。

教育総務課長

大変失礼しました。19年度から、この件につきましてはいろいろ内部検討をする中で、先ほどからるる申していますように、庄内地区の小中学校、額田地区の小中学校及び幼稚園の一部ということで、この2名の臨時の方にはお願いしておりまして、先ほどから委員御指摘のとおり、迅速に作業はされていることは事実でございます。

先ほど行革と一切関係ないと申しましたけども、教育委員会自体も21年度5%減のマイナス予算になっておりますので、ほかのところでかなり我慢をしたりとか、学校現場に迷惑かけながら予算編成しているところでございます。

その中で、これは単純な計算でございますので、これが正しいというのはいえないんですが、庄内、額田地区以外の1校当たりの年間の予算額を20年度予算で申しますと、14万3,500円程度になります。これも単純な計算ですが、4校と2園を加えたところで臨時職員賃金に係る経費を割りますと、45万7千円というふうになりますので、かなり金額だけで見れば割高になっているということでございますので、よろしく御理解をお願いします。

原田委員

だから、いまいちなるほどと言える御答弁じゃないんですよ。いいですか、学校からもぜひ残してほしいっていう、そういった要望も出てきた。迅速にやっていたらいい。それは、今お認めになっております。これが委託料になりますと、その都度その都度じゃないでしょう。日数、どんなふうに、242日ですから、ある程度まとめてずうっと回られるわけですよ。そういうことでしょう、お1人ですから。

そうしますと、あなたが一番最初に言いましたよね、子どもの安心・安全を守るんだっていうような、そういった意味合いの言葉を言われましたけど、逆行してるじゃないですか。教育に行革は似つかわしくない、教育にはお金はかけるんだということを、冒頭にあなたおっしゃったんですよ。その言葉の整合性は、どんなふうに考えてあるんですか。私にわかるように御答弁ください。

委員長

いやいや、もうちょっと。

原田委員

それだけでいいですよ、ちょっと。

委員長

いやいや、ちょっと暫時休憩。

休憩 17:48

再開 17:48

委員会を再開します。

原田委員

ですから、もう意見として言わせていただきますけども、これはもう少し、結論を急ぐべきじゃないですよ。もう少しじっくり精査して、考えて、金額も把握した上で、それ進めてください。これは、もう意見として、要望として出させていただきます。

委員長

教育委員会はわかりましたか、よく。

次に、152ページ、報償費について、田中廣文委員に質疑を許します。ただ、何か数字が違うちょっとしたかということですね、どうぞ。

田中廣文委員

ちょっと申しわけございません。私がちょっと出し方が悪かったんだろうと思います。111ページの教育総務費、事務局費の報酬というところです。このいじめ・不登校問題連絡協議会委員報酬とありますね。これに対して、えらいいじめ問題とか、不登校問題とか大きな問題があるのに、この報酬が余りにも安過ぎるんじゃないかと、私はそういうふうにとらえたわけなんです。で、どういう人が集まって、どういう協議をやりながら、何回ぐらい回数を行われているのか。

学校教育課長

まず、メンバー構成は、約20名からなっております。しかしながら、報酬を払いますのは5名の方でございます。市P連、民生委員、青少年健全育成会、自治会連合会からの代表者の方4名と児童生徒指導員としての方、5名にお支払いをします。そのほか、小中学校の校長会や教頭会、生徒指導の担当者、それから、養護教諭の代表者、飯塚警察署、法務局、サポートセンターや関係各課というような構成メンバーでございます。

年3回開催をいたしまして、主に、いじめにつきましては、どのような場面で見られるかという意見交換の場となっております。本年度につきましては、特にインターネットや携帯などでのいじめが増加しているように見えるが、これについてどのような方策を考えているかというような質疑がありました。

また、不登校につきましては、さまざまなケースが、複雑なケースがふえているので、先生たちはもっと家庭訪問をという要望も出されましたし、逆に保護者の子育てに関してもっと支援をするということで、実際の具体的な事例を通して、それぞれの立場でのかわり方を確認し、事例研究を深めていくような取組みを行っておる次第でございます。

田中廣文委員

わかりました。どうも余りにも予算が少ないんで、これは大きな問題で取り上げられなければならない問題でございますが、いうなら報酬を払う人は5名で、それで3回分の報酬だということでもいいわけですね。わかりました。

委員長

続きまして、156ページ、教育費の人権同和教育について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

156ページの委託料に人権同和啓発事業委託料2,902万8千円があります。私は、この委託料については全額削除すべきだと考えております。結論を先に言うのはどうかと思いましたが、先に言っていたほうが質問が聞きやすいんじゃないかと思いましたが、述べました。

まず、この委託料は、なぜ減らないのか。行財政改革で、先ほどから10%だとか5%だとかいって、しかも、それは教育分野にでも押し寄せているわけですね、その削減が。ところがこの委託料については減らない。なぜ減らないのか、お尋ねします。

人権同和教育課長

資料を提出させていただいております。142ページで説明をさせていただきますが、NP

〇人権ネットいづかに対する委託料でございますが、142ページの2の実施状況で説明させていただきますが、17年度から19年度までの実績は、自治会、サークル等研修会事業、企業研修とも、総体的に見まして、回数、延べ人数など、実績が着実に伸びておりまして、その効果が上がっておりと承知しております。

また、2の人権同和問題講演会等も、19年度は、ここに書いておりませんが、2回であったのを、20年度におきましては3回実施いたしております。

そのような理由から、21年度におきましても減額はせずに予算計上をさせていただいた次第でございます。

川上委員

活動実績が上がったと言われるけども、142ページの中ほどの実施状況を見ると、上がってないでしょう。下がるとるじゃないですか。それは置くとしても、下がっている上に、委託料下がない。いや、下がったと言われるかもしれない。1万5千円、なぜか下がっていますよ。

なぜ下がらないのかと。これは、後で言いますけれども、この委託業務の内容が問題なんです。どんな業務を委託すると、行革知らずで委託料がそのまま維持できるのか。随契ですかね。どういう業務内容なのか、委託しているのは。

人権同和教育課長

委託の主な業務内容でございますけれども、先ほど申し上げました、自治会、サークル等や企業への人権問題研修事業あるいは人権問題講演会事業、人権問題相談事業、同和問題啓発強調月間における啓発事業などが主な業務でございます。

川上委員

同和事業なんですね、結局。あなた方が示している仕様書を見ますと、6つ、業務の内容書いていますよ。1番、研修事業でしょう。2番が相談事業、3番、広報事業、4番、展示事業、5番、その他啓発事業。で、6番に市の定例連絡会に出席というのがありますね。NPOが参加する市の定例連絡会議というのは、何のことでしょうか。

人権同和教育課長

図書館の入り口付近の右側に人権啓発の啓発コーナーがございます。この啓発コーナーは、同和問題を初め、あらゆる老人問題あるいは子どもの問題、さらにはアイヌの人たちに対する問題等のさまざまな人権啓発にかかわる事業につきまして、市の関係各課から委員を委任いたしまして、その会議に出席をいただいているというのも業務の一つに入れております。

川上委員

それは信じられません。なぜかという、6つ言った4番に展示事業というのがあって、ここに今言われた展示コーナーの企画会議への参加というのが既にあるんですよ。だから、今言われたのは4番なんです。だから、それ以外に市の定例連絡会議に出席というのがあるはずですよ。わかりませんか。

人権同和教育課長

事業の委託しておりますものですから、委託に基づく事業の進捗状況等の確認等も考えられますので、1カ月に1回程度 失礼しました。週1回程度会議に出席いただいております。

川上委員

それで、今の委託業務、柱だけ言ったんですが、それを考えてみますと、啓発というのは非常に難しいテーマですよ。どうしてかという、憲法が保障する内心の自由を侵す危険性といつも隣にあるからなんです。だから、啓発という行為が税金使ってやられる以上、これは全体の奉仕者であるべき公務員が考えて、それでも大丈夫かというくらいの話なんです。それを、あなた方は特定の民間事業者に、いわばぼんと委託し続けているわけです。これは、契約者は

教育長ですか。

人権同和教育課長

飯塚市長でございます。

川上委員

じゃあ、市長、よく聞いておいてくださいね。この委託先は、どういう団体ですか。

人権同和教育課長

NPO法人人権ネットいづかでございますが、この法人は、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法の第10条の規定によりまして、所轄長でありますところの県知事により、人権問題啓発事業等の分野などで、平成16年の4月にその認証を受けられた法人でございます。

川上委員

ここにその人権ネットいづかの設立趣意書というのがあるんですよ。設立代表者、松本建一さん、御存じのとおり、前の部落解放同盟飯塚市協議会の委員長です。現在は、同協議会の連協の責任者と聞いております。

どう書いているかということ、部落解放同盟飯塚市協議会として、38年の間、部落の完全解放等人権の確立を目指し、さまざまな活動を行ってきましたが、被差別部落大衆の自覚を高めるだけでなく、特定非営利活動法人として、地域住民の人権意識を高めるとともに、幅広い交流による相互理解の進化を通じて、人権を基軸とした豊かな人間関係と社会システムの実現に寄与し、人権のまちづくりを推進することを目的とすると。また、下の方には、申請に至るまでの経過とか書いてあります。部落解放同盟飯塚市協議会としてと、1965年の結成以来38年間とるる書いてあるわけです。

ですから、この組織は、理念から言っても部落解放同盟が母体です。しかも、主たる事務所は、この時期既に、あなた方が貸すと言っていないのに、新飯塚24番の3号、飯塚集会所内に事務所を置いておるんです。あなた方に無断で。そして、役員のメンバー見ると、基本的に部落解放同盟の幹部役員です。理事長を初めとして。ですから、これは、どこから見ても部落解放同盟そのものなんですよ。

で、ここに書いているように、啓発事業は、部落解放同盟自身が直接、税金をもらって、啓発だ、啓発だと言って回るわけにはいかないんだというようなことを書いています。だから、NPOにしたんだというわけです。

あなた方は、それを合作したんですね、このシステムを。市執行部と部落解放同盟が一緒になって、こういうやり方を編み出した。これは、過去、財務部長が答弁しました、このことを。だから、随契ということが来ているんでしょう。このことと委託料がまるで減らないということ、関連が当然あるんです。

そこで、このNPOは、この委託事業を6本やっていることになっているんだけど、それ以外、委託事業以外には、このNPO、どういう仕事をしているか御存じですか。

人権同和教育課長

ほかに県知事より認証された他の事業につきましては、保健福祉事業や労働支援事業あるいはまちづくり推進事業などがあるやに聞いております。

川上委員

そのとおりです。もう、長くなるといけないので、少し省略しましょう。ここに書いてあります。そういうことをしています。

それで、委託料の内訳に入っていきたいんですが、142ページ、追加資料集の、これを見ますと、大体のところが見当がつきやすいと思うんですが、17、18、19、20、4年間もうお金出していますからね、その関係で見えますと、まず、こういう委託料を出したんだけど、業務内容を委託したんだけど、事務経費は4年間でどれぐらいになっていますか。

人権同和教育課長



事業費の合計で申し述べますと、17年度から20年度までの諸経費を含む事業費の経費につきましては、約480万円でございます。

川上委員

490万円ぐらいですよ、私に言わせれば。多いようにとる。それで、消費税を払っていますよね。委託したために税金を払うということになったんです。幾らですか。

人権同和教育課長

消費税の17年度から20年度までの合計につきましては、約370万円でございます。

川上委員

そこで、何が残るかという、賃金と共済費ですね。そうすると、人件費ですが、総額でこれは幾らになりますか。

人権同和教育課長

設計額で申し述べますと、賃金、共済費等の合計金額は約7千万円となっております。

川上委員

ですから、4年間に部落解放同盟が母体となった組織に税金を渡した額は7,900万円です。このうち、人件費になっていたのが7千万円もある。

そこで、このNPOですが、あなた方は、飯塚集会所の2階に今年度部屋を無償貸与しましたね。何部屋しましたか。

委員長

ちょっと暫時休憩します。

休憩 18:07

再開 18:08

委員会を再開いたします。

人権同和推進課長

労働会館の2階4部屋でございます。

川上委員

これを、委託料を払ってるんだけど、向こうは使用料払わないという関係なんですね。それで、NPOに4部屋貸したんだけど、かぎは4本ともNPOに渡していますか。

人権同和推進課長

当然のことながら、4部屋人権ネットいづかにお貸ししているわけでございますから、当然、かぎについても人権ネットいづかで管理されているというふうに認識いたしております。

川上委員

それはうそです。こういった場で堂々と課長がうそを言ってはだめです。だから、それは指摘をしておきます。4部屋のうち1部屋は、部落解放同盟が管理をしています。しかも、あなた方は、大体かぎを持たないという大家がありますか。だから、NPOは、又貸ししてはならないという市長との契約行為があるんだけど、それに反して部落解放同盟にかぎを貸している。これは、部屋を又貸しした行為です。だから、契約違反の1です。

それから、NPOは、市の仕様書に基づいて委託業務をやっていることになっているはずですが、その部屋で委託業務以外の仕事をしているんじゃないですか。どうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 18:11

再開 18:21

再開します。

人権同和推進課長

先ほど質問で終わっておったと思いますので、私のほうから、4部屋の使用について、内容

が聞かれておりましたが、4部屋につきましては適正に使用されていると認識いたしております。

川上委員

その次の質問に行っとったんですけどね。戻るの。いずれにしても、2階の西側の部屋は、部落解放同盟のロッカーから千代田課長補佐がかぎを借りてきて、あけて、また返したわけです。だから、その事実をみずから知っていて、適正に管理されているというふうに言うということは、みずからあなた方が解放同盟とNPOが一体であることを証明したことになるんですよ。

それで、先ほど言ったのは、委託料についてですよ、6項目の業務委託を受けておきながら、それ以外の業務をやっていると、その業務のために借りた部屋で。例えば、いきいきサロン事業だとか、それだとか、子どもの自立と人権の意識の高揚を図る事業とか、就労支援事業だとか、自分たちでやっているって書いてあるわけですよ。だから、委託内容と違う行為を、市民の税金の中でNPOの独自活動をしている。これは契約違反じゃないですか。だから、これは契約違反の2です。

教育長、それで、契約をしたのは市長なんだけど、教育委員会の管轄ですよ。それで、この2つの契約違反について、市長とよく今度は相談して、そう思われぬように、調査して、その結果に基づいて、原則的な対応をしてもらいたいと思うんです。どうですか。

教育長

今、御指摘の件がいろいろ出されておりますけども、十分内容を把握しながら、今後のあり方について検討したいと思います。

川上委員

私としては、もう事実は明白なので、委託は停止、部屋の無償貸与も当然やめるべきということ指摘して、次の質問に行きます。

次は、同じく人権同和教育の関係ですが、社会人権・同和教育担当者協議会、負担金が10万円となっております。156ですよ。これについては、資料集の150ページに活動状況が書いてあるわけです。それで、時間の関係もありますので、少しまとめて質問をしますね。この社会人権・同和教育担当者協議会というのは、どういう目的で、どういう構成になっていて、事務局はどこか、そこまでまとめて質問したいと思います。

人権同和教育課長

先ほど質問議員が言われましたこの協議会でございますが、この協議会には規約がございます。規約で申し上げますと、その目的につきましては、規約の第2条におきまして、本会は、同和教育問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決を目指し、担当者の資質の向上並びに担当者相互の連携を図り、もって嘉麻、飯塚、桂川地区における社会人権同和教育及び啓発の推進、発展に資することを目的とするとなっております。

次に、組織の構成についてお尋ねでございます。組織の構成人数でございますが、規約の4条によりますと、本会は、嘉麻市、飯塚市、桂川町及び各市町教育委員会の人権同和教育啓発担当者をもって当てることとして、人数については10名を超えないものとなっております。

それから、3つ目でございますが、事務局はどこかとの質問でございます。この協議会の事務局でございますが、規約の1条によりますと、事務局を福岡県教育庁筑豊教育事務所人権同和教育室に置くこととなり、筑豊教育事務所でございます。

川上委員

市長と教育長にごらんになっていただきたいんですが、これがこの嘉麻、桂川、飯塚の担当者協議会が年に1度つくっている冊子です。これは別枠で予算が出るんです、この印刷費が。これは去年の3月に出たものですね、156万円。これが各戸に配られますね。

ところが、これにはときどき憲法違反のおそれのある記事が載ります。例えば、税金でつくっている資料ですからね、この中に狭山闘争の写真が入ったりするわけです。狭山闘争の記念の日がありますね。いろんな集会を部落解放同盟が全国的に展開する日があります。その日の集会を、この担当者たちが取材に行って載せるわけです。

これは、だめだと文部省も言っているわけだし、だめだというふうに指摘したにもかかわらず過去、したんですよ、飯塚の市議会で。したにもかかわらず、載せるんですね。だから、政府だってだめだと言っていることを平気で載せるような部下が、あなたたちのところにいるわけです。

それで、私は、飯塚の担当者だけがこういった発想でやったとは思えない。県教育長の指揮下に嘉麻の担当者、桂川の担当者もいるわけですから、こういったことが今後も続きかねない。したがって、私は、本市としては、この担当者協議会、5人本市から配置になっているようですけれども、係長クラスがね、全員脱退すると。そして、この負担金も払わないというふうにする必要があると思います。そうしなければ、こういったことが繰り返される危険性がある。どう思われますか、教育長。

生涯学習部長

社同担につきましては、先ほど担当の課長から申しあげましたように、筑豊教育事務所管内の2市1町の人権教育担当者の集まりであるということでございます。教育啓発の実践と、その担当者の資質の向上のために、その連携を図るために、この活動を行っているものでございますので、今後とも引き続き人権啓発に向けまして推進をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

川上委員

だから、生涯学習部長は、わかってないんですよ。税金で狭山闘争を戦ってはならんわけでしょう。このことを聞いているのに、あさっての答弁をなさってる。あえて避けてるんでしょうけど、ここに、市長、教育長、部落解放同盟の影響が中枢部にあるということですよ。そういう答弁です、今の答弁は。

それで、次行きますね、156ページ、人権・同和教育研究協議会補助金が263万6千円予算計上されています。前年と比べるとかなり、320万3千円減少したように見えるんですが、これはどういう事情でしょうか。

人権同和教育課長

21年度予算263万6千円と、20年度583万9千円、その差320万3千円でございますが、これは、その中身につきましては、本年度は、その内訳は、任意団体でございます市同研の部分で、市同研の構成が3部会で構成しております。そのうちの旅費相当分が合計で320万3千円となっておりますことから、そのうち学童部分約240万円を学校教育課へ、就学前部分約12万円を保育課へ、社同部分約68万円を人権同和教育課と人事課へ、それぞれ公費の旅費及び研修・講習会費等に組み替えたものでございます。

川上委員

わかりにくいでしょう。このわかりにくさは、この飯塚市人権・同和教育研究協議会のわかりにくさから出ているんですね。

これには、例えば147ページの予算書を見てもわかるように、会費が計算されているんだけど、950人とか、1千何十人とか、1,150人とか、いろいろ減ってきていますね。予算決算ずっと減ってきているんだけど、この中に学校の先生だとか、それから市の職員だとか、あるいは任意の個人とかがおられるわけですね。その方たちは、事実上業務命令で、特に部落解放同盟の全国大会とかに行っているんですか、これ見ると。で、いろんな研究集会にも、業務命令で旅費をもらって行ける人と、年休をとって、市職員のようにね、行かないといけない。しかし、旅費はもらうというようなことじゃないんですか。

だから、行財政改革とは全く関係ないんですね、これ。つけかえただけなんでしょう。だから、320万3千円減ったように見えるけど、実は減ってないと、ほかのところに紛れ込んでいるということなんじゃないんですか。どうですか。

人権同和教育課長

今ほど議員御指摘のように、市同研と申します団体は任意団体でございます。したがって、その任意団体でありますところの市同研からの出張等につきましては、主に学校の教員で構成されております学童区の先生方につきましては公務扱い、就学前部、社同部に所属します保育士及び幼稚園教諭、さらには我々行政職員につきましては、年休をとって出張しておったというのがございました関係上、その取り扱いに差異が生じておりました。行政の責務として、当然ながら我々は人権啓発業務に携わらなくてはいけない観点から、当然これにつきましては、公務旅費で予算計上するのが正当かと思っております。したがって、単なる予算の組み替えではございませんので、そのように答弁させていただきます。

川上委員

だんだんわかりにくくなるでしょう。わかりやすいのは、こういうことなんですよ。もともと去年の580万円とかいうのは、もう大半が旅費なんですね。147ページ見ると、市の補助金が583万9千円で、旅費が457万円でしょう、旅費がこんなに要るはずないでしょう。行った先の大会の参加費とか資料代とか、そういう団体はそれぞれ大会参加費とか資料代で年間の活動経費を賄うでしょう。そういうところに消えていっているんです。市民の税金は、旅費という名のもとに。こういうやり方が認められるはずはない。

せんだって市長は、筑豊ハイツで教員の皆さんの研究集会にあいさつに行かれたでしょう。その団体の方にお話を聞くと、私たちは自分たちの研究のための自主的活動ですから、お金は会費だけで賄っていると、会費だけで、補助金もらってないと言うんですよ。当たり前ですね。場合によって、市の考え方と共同して催し事があるときには、力を出し合うことがあるかもしれませんが、旅費だとか自分たちの団体の職員のお金とかもらうはずがないですよ。それから考えると、この団体は学校の先生がいる、市職員がある、また任意の個人もおられるでしょう。任意の個人がおられるにしても、そうした方々がいるというだけで税金をこれほどつぎ込んでおるといのは、異常だと思います。この際、旅費ももちろんです。この補助金も廃止すべきだと思いますけど、どうですか。

生涯学習部長

先ほど言われましたこの旅費の件でございますけども、今日まで市町村立学校職員給与負担法に基づきまして、市内小中学校の教員への報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、都道府県の負担とされておりまして、市町村では今日までできなかった現実がございます。しかしながら、平成18年5月にこの法律が改正されまして、市町村は教員へ給与を支給することができるようになりまして、これに基づきまして教員への直接の旅費が支給できるようになりましたので、この研修に要する費用は市がみずから予算を措置すべきと判断して、このような結果になったのでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

川上委員

筋道を立てて考えれば、そういうことは通用しないということはわかるでしょう。そもそも市の職員でも学校の先生でも、じゃあ私が行きますと手を挙げて、部落解放同盟の全国大会に行ったり、それからいろいろ研修集会に行ったりする人は少ないんじゃないですか。事実上、この中で決定されて、あなたが行きなさいと、動員みたいにして行かされているんじゃないんですか、お金を持って、資料代を届けに行っているわけじゃないんですか。だから、今18年の5月とかいうふうに言われたけど、関係ないんですよ、それは、物事の本質から言えば。市民の税金がどのように何のために使われているかを追いかけて考えなきゃ、幾ら財政権限がない教育委員会だといっても、そこは考えないといかんでしょう。指摘をしておきます。

委員長

次に、155ページ、報償費、負担金補助及び交付金について、田中廣文委員に質疑を許します。

田中廣文委員

いろいろるる川上委員が質問されておりますけども、こういう事業に参加をさせるべし、また参加をしてどういう成果が出るのか、そして何のため、どういう方策によって、言うなら同対審答申とか意見具申とか、96年の、そういうものもあるわけですから、この同和問題解決、また人権問題をどうしていくかということの学習等に参加するべきかということが一つあったと思うんです。解放同盟の全国大会にこの中で一人でも行かれた方がおったら、手を挙げてください、また答弁願います。

生涯学習部長

過去2回ほど全国大会に参加をさせていただいております。

田中廣文委員

それはいつのことですか。

生涯学習部長

合併前になるかと思えます。

田中廣文委員

では、旧飯塚市の職員の方でおられますか。（発言する者あり）

委員長

暫時休憩します。

休 憩 18:41

再 開 18:43

委員会を再開いたします。

田中廣文委員

じゃあ、このことを行わなければいけないような、言うならこういう研修会等に参加しなければならないような状況になったのは、どういうことかということでお答え願いたい。

人権同和教育課長

人権問題解決への行政が取り組む法的な根拠等の意味だろうと思っておりますので、答弁させていただきます。

当然のことながら、日本国憲法第1条におきましては基本的人権の保障を、第14条におきましては法のもとの平等をうたっております。1965年、同対審の答申におきましては、部落差別が現存する限り、行政の責務として人権課題の早期解決する必要がうたわれております。

また、1996年、地域改善対策協議会 地对協から出されました意見具申におきましては、法期限後の行政がとるべく基本姿勢につきまして、部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進しなければならないと指摘しております。それから、同和問題の取り組みの放棄を意味するものではないと言われております。これは同和問題を人権問題という本質からとらえることを提起したものだとして理解しております。

さらには、2000年の人権教育啓発推進法が制定されておきまして、人権問題の解決は行政及び行政職員の責務であるという認識のもと、人権教育啓発を積極的に今後も進めてまいりたいと考えております。

田中廣文委員

そういう言うなら国の姿勢のもとに、地方自治体も職員も含め、学校の先生たちも、こういう講習には当然行ってやりなさいということでしょう。そういうところが今の質問には全然感じられない部分がある。また、皆さんせっかくそういうふうにご答えても、後ろにおらっしゃる委員さん、なかなかわかりにくいところがある。

私は、この人権同和問題がこの福岡県ではかなり解消してきたということが言われております。しかし、いまだに差別事象がある。このことをとらえて今後もやっていかないかと思う。私は、去年の春先に北海道に研修に行きました。北海道もアイヌという日本の先住民と言われる人たちが住んでおられる。このことである町の方針に、アイヌ問題解決せないかんといいながら書いてあったわけですね。具体的にどういうことをやっておりますかというたら、何もありません。お答えられないんです。北海道に部落があったら、部落問題という形の中での運動が進んでいって、この問題解決につながると、私はそういうふうを感じる。

しかし、福岡には幸いということじゃいけませんけども、私ども部落民と指される方がおられるわけですね。そのことによっていろいろ運動が盛り上がってきて、同和对策審議会答申とか同和对策特別措置法とか、それからまた地対法から地対財特法、そして人権教育啓発推進法、その1条には、社会的身分及び門地、これはどうですか、どこを指すんですか。どういうふうに理解できるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 18:47

再開 18:48

再開します。

生涯学習部長

先ほど言われました社会的身分、門地、これにつきましては憲法が論議される折、昭和21年の国会の中で答弁がなされております。これにつきましては、ときの国務大臣が、社会的身分並びに門地につきましては、同和問題を示すものであるというような国会での答弁がなされております。

田中廣文委員

憲法14条には、人種、信条、性別、社会的身分及び門地とありますよね。これが人権教育啓発推進法の中には、社会的身分、門地、人種、信条、性別と、こういうふうに並んでいますよね。同和問題を初めとするあらゆる差別の解決のために取り組みなさいよと、私はこう理解しておりますが、どうですか。

人権同和教育課長

そのとおりだと私ども認識いたしております。

田中廣文委員

いまだに解決しない問題点残っておりますよね。ですから、こういう学習会でもって、先生たちが行ったり行政の職員が行って、やはり広く市民の人たちの意識を変えないかということが言われるわけでしょう。そういうことがやはり皆さんの口から出てこない。そういう勉強の場である、旅費も使いますよ、それは当然。参加費も要るでしょう、資料代も要るでしょう。それをもち帰って、地元飯塚市でこのことを問題解決するための取り組みを進めていくわけでしょう。今までここまで解決がある一定進んできたというのは、行政の職員が行政の責務として、教育の現場におられる先生たち、この人たちも責務があるわけでしょう。そのことによって、ここまで解決してきたと言っても過言じゃないんですよ。それは私は行政の職員の方、先生たちには、胸を張っていただきたい。しっかり頑張ってもらいたいという意味を訴えているわけですね。

そうした中に、いまだに問題はもう解決しておるよと言いながら、差別事象はないですか、どうですか。

人権同和教育課長

委員おっしゃるように、インターネット上の掲示板に差別書き込みや行政司法書士等による戸籍、住民票の不正取得、匿名による差別文書の郵送、宅地建物取引における土地差別など、

人権問題における課題はまだまだ山積していると思います。

田中廣文委員

昨年、一般質問させていただいた、また代表質問もさせていただきました。その折に、インターネットでとって、飯塚市のどことかという文書があったんですよ、それを皆さんに示しましたよ。どことかは言いません。だれだれとは言いません。そういうまだ書き込みもあるということは、飯塚市を指しているんですよ。そのことをやっぱり皆さん真摯にとらえていただいて、そしてやっぱり今後この問題解決の場にしっかり、市長さん、これ今度の所信表明の中、施政方針の中に、この問題解決しますよと言ってやらっしゃったんです。それを皆さんがとらえてやってもらわないかん。そういうことをお願い申し上げて、私、この質問を終わります。

委員長

次に、159ページのスクールバスについて、原田委員に質疑を許します。

原田委員

この21年度予算資料の14ページになろうかと思います。小学校学校管理費の中、13節の委託料の中にありますけども、筑穂地区のスクールバスの運行委託料が20年度は973万円に対しまして583万円と、庄内地区が172万8千円に対して311万5千円、穎田は264万5千円に対しまして、今回の予算では157万9千円と、金額が大きく違っております。特に、筑穂町、970万円、約1千万円近くのもの580万円ということで、これだけ見ると大丈夫なんかなという気がするんですけど、これどういったことでこんな大がかりな変更になったのか、お尋ねをいたします。

教育総務課長

今、質問の筑穂地区、庄内地区、穎田地区には、スクールバスを運行しております。どの地区も各地区のふれあいバス等と共同で運行してきたものでございますが、今般のコミュニティバスの運行により、教育委員会で単独で走らせるようにしております。

なお、穎田地区につきましては、市が所有のあすか号というマイクロバスがございますので、それを活用しますので、運転だけの委託となっております。

御質問の単価の変動につきましては、庄内地区につきましては、まず1点目が乗る児童の住所地の変動等によって走行距離がふえたこと、それと大きな点でございますが、コミュニティバスの運行に伴いまして単価の見直しをしております。それで、前飯塚とその他の地区と整合性をとるために、単価の基本的な統一を行ったために、庄内地区ではアップ、筑穂地区ではダウン、穎田地区の運転業務は若干業務が減っておりますので、その分が減ったということでございます。

原田委員

長々は聞きませんが、それにしても筑穂町、えらい金額が大きいなって思うんですね。やっぱり今の理由だと考えていいんですか。もう簡単でいいです。そうならそうで言っていた方がいいですよ。

教育総務課長

筑穂地区につきましては、中学校も含んだところで委託をしておりますので、その辺の関係もでございます。

委員長

次、工事請負費、原田委員の質疑を許します。

原田委員

159ページの15節です。工事請負費990万円計上されておりますが、これ先ほど学校補修委託とか、こういったのとその違いをお示しいただけますか。

教育施設課長

先ほどの学校補修委託につきましては、主に大工仕事が中心でございます。この維持補修工事につきましては、大工仕事以外の専門の業者でなければ対応できない業者に発注している修繕工事でございます。

原田委員

内容としましては、もうある程度特殊なものというふうに考えていいわけですね。そうなんですか。

教育施設課長

そのとおりで、雨漏りの補修とか消防電気設備の修繕とか、そういった特殊な専門の業者でございます。

原田委員

ここに計上されてあるということは、実際、そういったものが発生したときは、ここから支出するということなんですかね、どうなるんですか。

教育施設課長

修繕依頼がありまして、発注いたしまして、この修繕工事から支出いたしております。

委員長

お諮りいたします。議案第16号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月19日午前10時から委員会を開き審査したいと思います。御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、議案第16号については本日の審査をこの程度にとどめ、明3月19日午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成21年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。